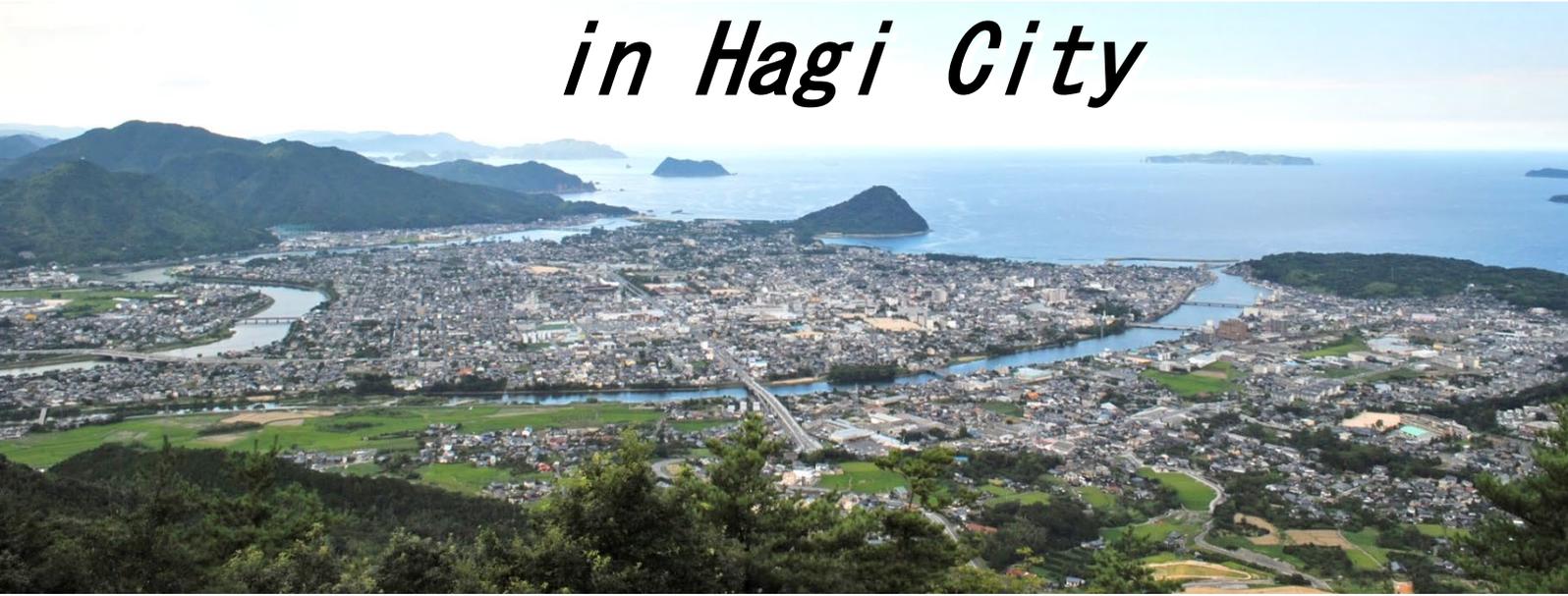


# *Landscape Planning in Hagi City*



## 萩市景観計画

平成 31 年 1 月



## はじめに--

総面積約700km<sup>2</sup>に及ぶ萩市は、北長門海岸国定公園に指定された海岸や島々、中国山地の緑豊かな山々、阿武川をはじめとする多くの清らかな河川等、美しい自然景観にあふれています。また、萩藩36万9千石の首都として発展した萩のまちは、多くの文化財や歴史的建造物が存在し、現在も藩政期の面影を色濃く残すなど、歴史・文化・自然に富んだまちとして全国に知られています。



昭和47年に全国に先駆けて歴史的景観保存条例を制定して以来、萩市は貴重な歴史的景観の保全及びこれと調和のとれた良好な景観の形成に取り組んできました。そして、平成16年の景観法制定を受け、中国四国地方で第1号の景観行政団体となり、景観法に基づく萩市景観計画を平成19年に策定しました。

本計画は、「萩まちじゅう博物館構想」の推進や、平成21年の「萩市歴史的風致維持向上計画」策定に寄与するとともに、平成27年の「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産登録に際しては、本計画により構成資産の緩衝地帯の景観が良好に保たれていることも好影響を与えたとされています。

この度、現在の萩市の大きな課題の一つである、景観形成と産業の振興との調和を念頭に、景観形成基準を大幅に見直す形で改定を行いました。

改定後の本計画は、萩市の最上位の計画として平成30年7月に策定した「萩市基本ビジョン」で定める、まちづくりの基本方針に沿った内容であり、貴重な歴史的景観を守る姿勢はそのままに、賑わいの創出によるまちの活力向上につながる景観形成を図る内容となっています。

具体的には、景観を守る部分と、商工業活動の推進・賑わい創出を進める部分の区分を明確にし、また、市民や事業者の皆様に過度の負担をかけないように、それぞれの地域の状況に応じた基準に見直しています。

本計画に基づき、市民の皆様のご協力を仰ぎながら、萩らしい良好な景観の形成に取り組むと同時に、産業の振興を図り、「暮らしの豊かさを実感できるまち」を目指す所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の改定にあたり、ご協力を賜りました市民の皆様、関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成31年(2019年)1月

萩市長 藤 道 健 二



# 目 次

萩市の概要 .....	1
<b>第1章 まちづくりの方針 .....</b>	<b>2</b>
1. まちづくりの将来像 .....	2
2. 景観形成に係る特性の整理 .....	5
3. 景観形成上の課題 .....	9
<b>第2章 景観計画の区域 .....</b>	<b>10</b>
1. 景観計画の区域設定の考え方 .....	10
2. 景観計画の区域 .....	11
<b>第3章 良好な景観の形成に関する方針 .....</b>	<b>23</b>
1. 市域全域における共通方針 .....	23
2. 重点景観計画区域における方針 .....	24
3. 一般景観計画区域における方針 .....	30
4. その他の事項 .....	35
<b>第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 .....</b>	<b>37</b>
1. 重点景観計画区域 .....	37
2. 一般景観計画区域 .....	66
<b>第5章 「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の指定の方針 .....</b>	<b>89</b>
1. 景観重要建造物の指定の方針 .....	89
2. 景観重要樹木の指定の方針 .....	90
<b>第6章 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項 .....</b>	<b>91</b>
<b>第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準 .....</b>	<b>92</b>
1. 景観重要道路 .....	92
2. 景観重要河川 .....	100
3. 景観重要漁港 .....	106
4. 景観重要海岸 .....	108
5. 景観重要公園 .....	110
<b>第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項 .....</b>	<b>112</b>
景観計画策定経緯資料 .....	113



## 萩市の概要

本市は、山口県北部に位置し、総面積は 698.79km<sup>2</sup>であり、県土の約 11.4 パーセントを占めています。北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県と接し、南部は山口市に、そして西部は長門市に接しています。

地形は、概して東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地となっており、南部市境界付近に標高 700mを超える山々が連なっています。平地は少なく、阿武川河口に形成された三角州とその周辺に見られ、丘陵地は田万川地域から須佐地域にかけての臨海部に広がっており、市域の大半は山地となっています。また、日本海には見島、大島、相島、櫃島の有人島のほか、幾つかの無人島が点在しています。

歴史は古く、大井には弥生時代の遺跡があり、また、日本書紀に長門国五郡の一つ「阿武郡」として登場します。10 世紀前後には長門国阿武郡は周防国とともに後白河院の知行する阿武御領と呼ばれるようになり、東大寺再建の際には東大寺造営料国として用材の切り出しも行われています。その後、大内氏や毛利氏の支配するところとなり、中国地方 8 カ国 112 万石を領有していた毛利輝元が、関ヶ原の戦いで敗れ、慶長 9 年(1604)に阿武川河口に築城を開始したことにより、萩の近世が始まります。

毛利氏により築かれた萩の城下町は、文久 3 年(1863)に藩庁が山口に移転するまでの約 260 年間、防長両国の藩都として繁栄しました。幕末には、吉田松陰や高杉晋作、木戸孝允等の志士を輩出し、日本近代化の礎となる明治維新を成し遂げました。市内には、土塀や石塀、武家屋敷、大店商家、町家、古刹等の歴史的建物や町並みが残り、維新の志士達の旧宅等とともに、歴史的風情を醸し出しています。また、海岸部には漁師の町が造られ、現在も漁村集落が特徴ある景観を呈しており、農山村部にはのどかな田園景観や、萩往還には宿場町の町並みが残っています。

三角州内は、今でも江戸時代の地図がそのまま使え、江戸時代から戦前期までの建物が約 1,600 棟、基礎石・水路石垣・石橋・門等の工作物が約 1,000 基、土塀・石塀・生垣等が約 2,300 も残り、近世の都市遺産が溢れています。旧萩市は、昭和 47 年に全国の先駆けとして歴史的景観保存条例を制定し、都市遺産を構成要素とする歴史的町並みを保存してきました。

平成 16 年の景観法制定により、旧萩市は平成 17 年 3 月 3 日に全国で 10 番目の景観行政団体となり、本市でも景観計画を策定することが可能になりました。

また、幕末から明治期における日本の近代化の先駆けとなった歴史的遺産の世界遺産登録を目指し、平成 18 年より萩市を始めとする関係自治体が活動を開始し、平成 27 年 7 月に、「萩反射炉」等、萩市の有する 5 資産を含む、8 県 11 市の 23 資産が、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の名称で世界遺産に登録されました。

さらに、太古の火山活動により形成された特徴ある地形・地質・岩石等を保全し、教育及び地域振興に資する目的で、平成 26 年より日本ジオパーク認定に向けた取り組みを開始し、平成 30 年 9 月に、萩ジオパークとして認定を受けました。

萩市は、各地域が育み、培ってきた自然、歴史、文化を継承するとともに、文化遺産や都市遺産を守り、活用するまちづくりを進め、歴史的文化遗产と調和した良好な景観の形成を推進しています。

# 第1章 まちづくりの方針

## 1. まちづくりの将来像

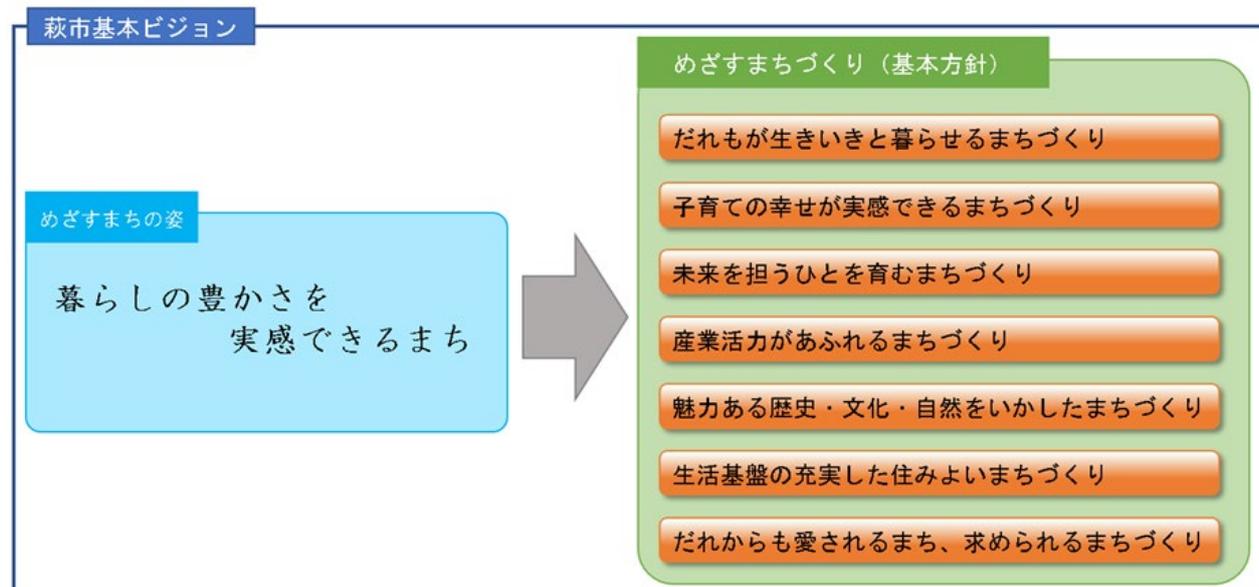
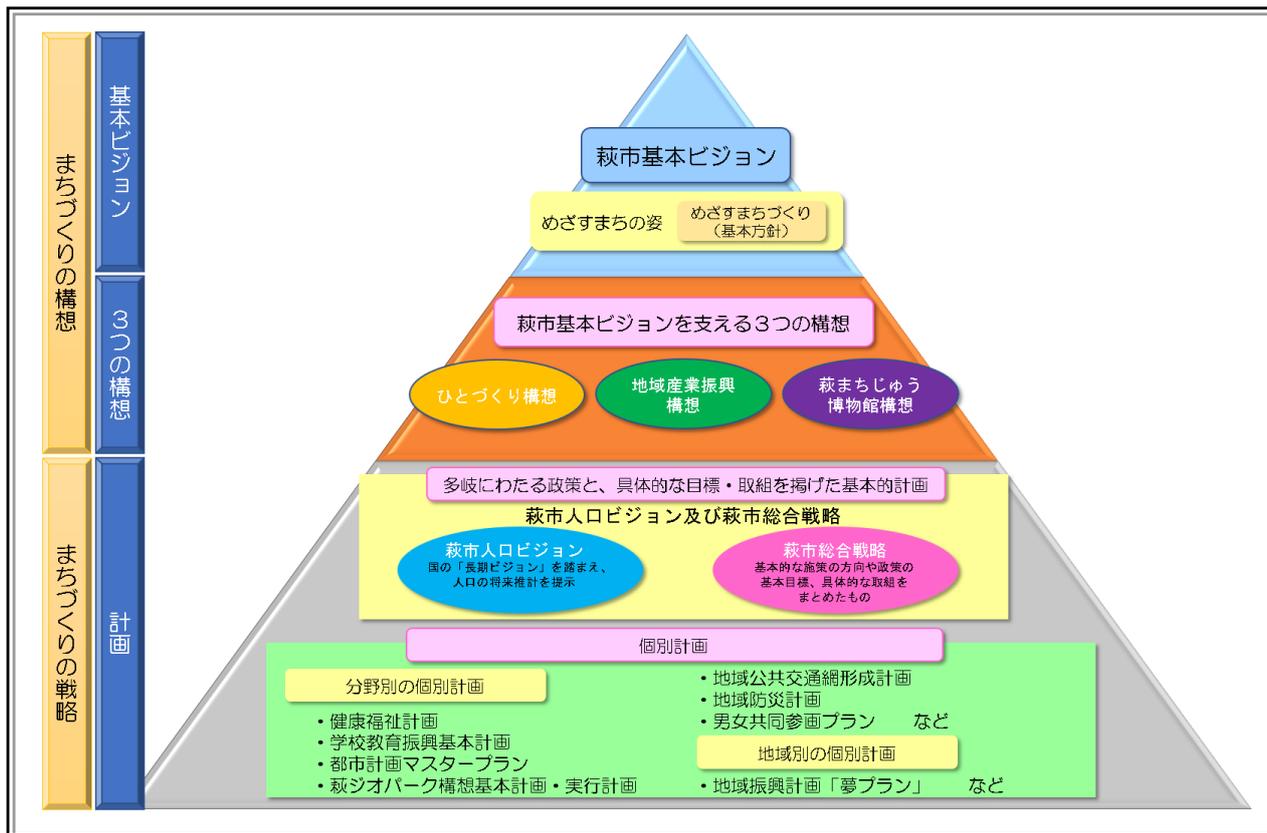
### (1) 「萩市基本ビジョン」の策定

本市には、誇るべき歴史・文化や自然環境、豊富な農林水産資源、伝統ある地場産業など、数多くの魅力ある地域資源があり、これらの素晴らしい素材を活用し、将来にわたり持続可能なまちづくりに向けて取り組む市政運営の基本指針として、平成30年7月に「萩市基本ビジョン」を策定した。

これは、萩市の将来像やまちづくりの方向性を市民と共有し、市民と行政が一体となって進めるまちづくりの指針であり、本市の政策体系において最上位に位置づけられる計画で、各分野にわたる各種計画の基本となるものである。

本市にある素晴らしい地域資源をいかし、都市機能の充実と強化を図り、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力と魅力ある萩市を次代に引き継いでいくことが求められていることから、市民、民間団体、企業、行政等が互いに連携し、支えあいながら、ひとが輝き、産業活力がみなぎり、まちがきらめく萩の未来を創造し、住みよいまち、住みたくなるまちとなるよう、萩市基本ビジョンでは本市のめざすまちの姿を「暮らしの豊かさを実感できるまち」と定めている。

この実現に向けて、基本ビジョンを支える3つの構想並びに「萩市人口ビジョン」及び「萩市総合戦略」に基づく施策を展開するため、各分野、各地域における個別計画を推進するとともに、施策を具体化し各種の取り組みを展開することとしている。



## (2) 基本ビジョンと景観計画の関連

目指すまちづくりの実現のために、基本ビジョンでは 7 項目の基本方針を定めており、景観計画は具体的に、基本方針のひとつ「魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり」と関連した個別計画に位置づけられる。全国に誇る萩の歴史的まちなみ景観や豊かな自然景観、地域に残る特色ある景観の保全を推進し未来に継承するとともに、更なるまちの魅力向上に向け、まちなぎわい創出につながる景観形成に取り組み、景観をいかしたまちづくりを推進することとしている。

また、同じく基本方針のひとつ「産業活力があふれるまちづくり」とも関連づけ、地域のにぎわいを取り戻す地場産業の再生や、起業・創業と企業誘致の推進に資するために、地域別に定める景観形成基準の内容にメリハリをつけることで、産業振興・にぎわい創出と良好な景観形成の両立を目指すものとする。

基本ビジョンと関連する主な個別計画

だれもが生きいきと暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康福祉計画</li> <li>■ 萩市民病院事業新改革プラン</li> </ul>
子育ての幸せが実感できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康福祉計画</li> </ul>
未来を担うひとを育むまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校教育振興基本計画</li> </ul>
産業活力があふれるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想</li> <li>■ 森林整備計画</li> <li>■ 山村振興計画</li> <li>■ 創業支援事業計画</li> </ul>
魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市計画マスタープラン</li> <li>■ <b>景観計画</b></li> <li>■ 緑の基本計画</li> <li>■ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業萩地区管理保全計画</li> <li>■ 萩ジオパーク構想基本計画・実行計画</li> </ul>
生活基盤の充実した住みよいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域公共交通網形成計画（策定予定）</li> <li>■ 立地適正化計画（策定予定）</li> <li>■ 空家等対策計画</li> <li>■ 公共施設等総合管理計画</li> <li>■ 污水处理施設整備構想</li> <li>■ 水道ビジョン</li> <li>■ 地域防災計画</li> <li>■ 国民保護計画</li> <li>■ 環境基本計画</li> </ul>
だれからも愛されるまち、求められるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域振興計画「夢プラン」（策定予定）</li> <li>■ 生涯学習推進プラン</li> <li>■ 男女共同参画プラン</li> <li>■ スポーツ推進計画</li> <li>■ 子ども読書活動推進計画</li> <li>■ 交通安全計画</li> </ul>

## 2. 景観形成に係る特性の整理

本市は山口県の北部に位置し、平成 17 年 3 月に 1 市 2 町 4 村の合併により総面積約 700km<sup>2</sup>の市となった。市の地形は、離島や北長門海岸国定公園に指定されている美しく長い日本海の海岸線から、内陸部に大きく入り込んだ中国山地の中山間部まで、変化に富んだ自然環境と多様な地域特性を持っている。

景観計画においては、建築等の行為規制だけでなく景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設、景観農業振興地域等の制度を活用することが大切である。良好な景観を形成し、まちづくりを行っていくためには、地域の景観特性や景観資源等を把握し、上記の制度により、これらを活用していくことが必要である。

以下は、本市を 7 地域に区分し、景観上の個性を抽出し、地域の景観特性等について整理したものである。

### (1) 萩地域

#### 【地域の景観特性】

- ・ 橋本川、松本川に挟まれ、日本海に面した三角州に、本市の中心となる市街地が形成されている。市街地の歴史は古く、藩政時代の城下町の面影を色濃く残しており、武家屋敷、町家、古刹、土塀、石塀等の江戸時代の遺産による歴史的景観を呈している。この姿は、日本有数の観光地として評価されており、平成 27 年 7 月に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産に「萩城下町」「松下村塾」「萩反射炉」「恵美須ヶ鼻造船所跡」が選ばれている。
- ・ 日本海には美しい島々が点在し、海岸沿いは笠山の椿群生林等の北長門海岸国定公園として豊かな自然景観となっている。この他、三見飯井港の石積防波堤や見島の棚田等は、日本の原風景ともいえる懐かしい景観となっている。
- ・ 太古からのマグマ活動等が生み出した特有の地質や地形が評価され、平成 30 年 9 月に日本ジオパークに認定された萩ジオパークにおいて、保全すべき対象として設定されたジオサイトに、笠山や見島が選ばれている。



#### 【地域の資源（地域のおたから）】

自然のおたから (海、島、山、河川、湖沼、森林など)	文化のおたから (まちなみ、建造物、古墳、生活文化、祭りなど)	産業のおたから (地場産業、伝統工業、鉱山跡、農場など)
北長門海岸国定公園、阿武川（松本川、橋本川）、藍場川、指月山、笠山椿群生林、松の古木	萩城跡、萩往還、武家屋敷、大店商家、町家、古刹、土塀、石垣、町割り、木間「神代の舞」、弥生時代の遺跡	四つ手網によるしろ魚漁、夏みかん畑、萩焼、反射炉、いりこ工場、見島牛の放牧

## (2) 川上地域

### 【地域の景観特性】

- ・ 山口市阿東地域に発する阿武川が、長門峡を刻んで山口市との境をなし、西流して阿武川ダムにたたえられ、中央を貫流して日本海に注いでいる。長門峡は、国指定の名勝であるとともに県立自然公園にも指定されており、また、萩ジオパークで設定されたジオサイトにも選ばれている渓谷美を持つ自然景観を呈している。
- ・ 阿武川やその支流の小さな原野を水田にした農耕地と、その合間に点在する集落、そして地域の大部分を占める山林による農山村景観となっている。



### 【地域の資源（地域のおたから）】

自然のおたから (海、島、山、河川、湖沼、森林など)	文化のおたから (まちなみ、建造物、古墳、生活文化、祭りなど)	産業のおたから (地場産業、伝統工業、鉱山跡、農場など)
長門峡（渓谷美）、阿武川、ユズ・ナンテン自生地	的まつり、神楽舞、梅岳寺伝雪舟庭、玉泉寺毘沙門天立像	ユズ畑、豊かな山林、阿武川ダム

## (3) 田万川地域

### 【地域の景観特性】

- ・ 海岸部が、北長門海岸国定公園地域内でリアス式となっており、奇岩に富んだ美しい自然景観となっている。その中の江崎湾に、天然の良港・江崎漁港があり、赤茶色の石州瓦による切妻平入り厨子2階建て建築物の多い特徴ある歴史的な漁村集落景観を呈している。
- ・ 阿武町に源を発する田万川が地域の中央部を北流し、諸河川と合流して日本海に注いでいる。農林漁業を主要産業とした自然環境に恵まれた地域である。県内の産地となっている桃の果樹園を含む緑豊かな農山村景観も見せている。
- ・ 上小川地区には、火山活動により形成された特色ある地形である「柱状節理」が存在し、山口県指定天然記念物となっており、萩ジオパークで設定されたジオサイトにも選ばれている。



### 【地域の資源（地域のおたから）】

自然のおたから (海、島、山、河川、湖沼、森林など)	文化のおたから (まちなみ、建造物、古墳、生活文化、祭りなど)	産業のおたから (地場産業、伝統工業、鉱山跡、農場など)
尊正寺のエドヒガン巨樹、妙権寺のイブキ、龍鱗郷	西堂寺六角堂、神楽舞（大江後、友信）、塚穴古墳、須佐地古墳、江崎漁港の厨子2階建て建築物	平山台桃果樹団地、水産物加工場

#### (4) むつみ地域

##### 【地域の景観特性】

- 玄武岩の溶岩台地など 400～600mの山に囲まれ、阿武川の支流蔵目喜川が南北に貫流している。標高 360m 程度の 2つの盆地（片俣低地・高佐低地）に幾つかの集落が点在しており、緑に囲まれた美しい農山村景観となっている。産業は農業を主とし、稲作、ダイコンやトマトの栽培、畜産などが行われ、農耕地と山林による牧歌的景観となっている。



- 夏には、萩ジオパークで設定されたジオサイトに選ばれている伏馬山の山麓一面にひまわり畑が広がり、ひまわりロードという美しい自然景観を作り出している。

##### 【地域の資源（地域のおたから）】

自然のおたから (海、島、山、河川、湖沼、森林など)	文化のおたから (まちなみ、建造物、古墳、生活文化、祭りなど)	産業のおたから (地場産業、伝統工業、鉱山跡、農場など)
伏馬山山麓の「ひまわり」、吉部八幡宮のスギ、辻山のシダレザクラ	穴観音古墳、奥阿武宰判勘場跡	農業体験、トマト・ダイコン栽培

#### (5) 須佐地域

##### 【地域の景観特性】

- 高山を含む海岸部一帯は北長門海岸国定公園の一部となっており、萩ジオパークで設定されたジオサイトも多く存在する。名勝及び天然記念物「須佐湾」や、「ホルンフェルス」など多くの景勝地に恵まれた美しい自然景観となっている。地区の周囲は標高 400～600mの比較的急峻な山稜があり、緑豊かな山地景観となっている。



- まちなみは須佐川下流の沖積地に広がる市中地域と丘陵地の三原地区、山間部の弥富地区があり、農村地域と漁業地域とに分かれており、産業は農業・林業・漁業が盛んである。また、山根丁地区周辺は、旧萩藩家老益田家の旧領地であり、入母屋の伝統的な建物等による小城下町の歴史的景観を呈している。
- 弥富地区には、「畳ヶ淵」「猿屋の滝」といった、火山活動で形成された特色ある地形が存在し、萩ジオパークで設定されたジオサイトに選ばれている。

##### 【地域の資源（地域のおたから）】

自然のおたから (海、島、山、河川、湖沼、森林など)	文化のおたから (まちなみ、建造物、古墳、生活文化、祭りなど)	産業のおたから (地場産業、伝統工業、鉱山跡、農場など)
高山、ホルンフェルス、畳ヶ淵、道永の滝、高山磁石石、猿屋の滝	祇園祭、須佐唐津焼古窯跡、松崎八幡宮、益田館	須佐男命イカ、弥富そば、菊赤米

## (6) 旭地域

### 【地域の景観特性】

- ・ 四方はおおむね山稜で限られ、羽丸山・野丸岳があり、明木川・佐々並川の流域を分けている。明木川は男岳、佐々並川は西鳳翳山に発し、諸所の支流を集め樹枝状に平地を開き、それぞれ北東に流れ、山間の平地に水田や畑が点在する農山村景観となっている。
- ・ 萩と瀬戸内の三田尻（防府市）をほぼ直線で結び、陰陽連絡道として歴史上で重要な役割を果たした萩往還が明木市、佐々並市の2つの市を貫いている。明木市の町並みは明治24年の大火により殆どを焼失し、その後再建されたものであるが、明治から昭和初期の歴史的建物もあり、また、赤茶色の石州瓦建築物による半農宿場町の面影を残す特徴的な歴史的集落景観となっている。佐々並市の町並みは、幕末や明治、大正期等の歴史的建物により構成されており、赤茶色の石州瓦建築物群による半農宿場町の面影を残す特徴的な歴史的集落景観が形成され、平成23年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。



### 【地域の資源（地域のおたから）】

自然のおたから (海、島、山、河川、湖沼、森林など)	文化のおたから (まちなみ、建造物、古墳、生活文化、祭りなど)	産業のおたから (地場産業、伝統工業、鉱山跡、農場など)
鳳翳山、佐々並川・明木川の清流、淵ヶ平の滝	萩往還、石畳、半農宿場町の町並み、石風呂	自然薯、薪炭

## (7) 福栄地域

### 【地域の景観特性】

- ・ 牧草地の広がる長沢台や、水田、畑が広がる羽賀台、平蕨台及びブドウ畑のある平原台等に囲まれ、美しい緑の中に集落が分布している。北部の紫福地区は、大井川に沿って耕地が広がり、集落は同川支流に沿って点在し、また、福井地区は、福井川、桜川に沿って集落が点在し、水田、畑、赤茶色の石州瓦の農家による農山村景観となっている。押原地区は、耕地が階段状にある「棚田」を形成しており、美しい景観となっている。
- ・ 紫福地区の山のロダムの最上流部に位置する国指定史跡大板山たたら製鉄遺跡は、世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとなっている。



### 【地域の資源（地域のおたから）】

自然のおたから (海、島、山、河川、湖沼、森林など)	文化のおたから (まちなみ、建造物、古墳、生活文化、祭りなど)	産業のおたから (地場産業、伝統工業、鉱山跡、農場など)
平蕨台の雲海、阿児女溪谷、羽賀台、鍋山	キリシタン祈念地、森田家住宅、立木薬師如来像、大板山たたら製鉄遺跡	押原の棚田、平原台のブドウ畑、長沢台牧草地

### 3. 景観形成上の課題

---

今後、良好な景観形成を図っていくためには、前項の景観特性に併せて景観形成上の課題を整理し、的確な景観行政を進めていくことが必要となってくる。

以下は、本市の抱える景観形成上の課題を整理したものである。

#### (1) 市民と行政の協働による景観のコントロール

本市には、毛利藩政期 260 年間に形成された城下町のたたずまいが都市遺産となって今日まで継承されており、日本で数少ない「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっている。この歴史的な景観は、江戸時代の武家屋敷や町人町、寺町や港町そして豊かな田園景観を基盤としつつ、現在まで継承されてきたものである。

しかし、この都市遺産・萩を物語る代表的な風景も、都市化の波による様々な人工色、商用看板等の無秩序な氾濫を放置しては、徐々に失われてしまう。景観法により独自の景観コントロールが可能となったことにより、それぞれの地域にふさわしい選択が何であるかを考えて、行政そして市民が行動していくことが必要である。

#### (2) 「萩まちじゅう博物館構想」推進の一環としての景観保全

萩には、古代から藩政期、そして明治維新を経て現代に至るまで長い歴史があり、それを物語るように、多くの文化財や歴史的な町並み等が広く分布している。しかし、現在は、この長い歴史の中で生まれた様々な物語や出来事を語り継ぐことが難しくなっている。

基本ビジョンを支える 3 つの構想の一つである「萩まちじゅう博物館構想」においては、これらの萩の歴史をしっかりと語り継ぐとともに、その中で育まれてきた「萩が萩であることの意味やその拠り所となる考えや生活・行動様式」、すなわち「萩学」の探求が課題として位置づけられている。萩の稀有な風景や景観は長い歴史を物語る貴重な資産であることから、「萩学」の探求の一環として、景観の保存・継承と良好な景観の形成を図っていく必要がある。

#### (3) 地域の個性をいかす景観形成

総面積約 700km<sup>2</sup>におよぶ萩市には、歴史的まちなみから市街地景観、海岸景観、田園・山林景観など、多様な景観が含まれ、これら多様な景観を地域資源として捉え、各地域の個性を尊重した良好な景観を形成していく必要がある。

そのため、自然のおたからを尊重するとともに、市内各地に分布する伝統的建造物群保存地区をはじめとする文化のおたから、産業のおたからに関しても良好な景観の保存・継承を適切に図っていく必要がある。その際、産業振興と景観形成の調和を図るため、地域特性に応じたメリハリのある規制を行っていく必要がある。

## 第2章 景観計画の区域

### 1. 景観計画の区域設定の考え方

萩の歴史は古く、近代日本の礎を築いた維新のふるさとの地であるだけでなく、古代から文化が発祥しており、日本史の特筆すべき歴史と文化が現在も継承されている。

こうした中で、旧萩市においては、昭和47年に歴史的景観保存条例を制定し、「歴史的景観保存地区」を指定した。また、昭和51年には伝統的建造物群保存地区を指定し、平成2年には歴史的景観保存条例を都市景観条例に改編し、「都市景観形成地区」の指定により、良好なまちなみ形成に取り組んできた。

この取り組みを継承・拡大するため、平成16年の景観法制定を受け、平成17年に景観行政団体となり、平成19年に景観計画を策定した。本計画に基づき、重点的な区域の優れた景観をより一層保全していくとともに、市域全体を景観計画区域に設定し、全市的に良好な景観形成を行っている。

#### ① 先行的に区域を定めて、重点的に景観形成を図る地域

##### ■旧条例により指定されている地区⇒『重点景観計画区域』

萩地域において旧都市景観条例で指定している「歴史的景観保存地区」、「都市景観形成地区」や、伝建条例により指定している「伝統的建造物群保存地区」等は、先行的かつ重点的に景観誘導を図る必要がある地域と捉え、それぞれ「重点景観計画区域」として設定する。

#### ② 新たに区域を定めて、重点的に景観形成を図る地域

##### ■新たな重点地域⇒『重点景観計画区域』

地区指定はされていないが、歴史的遺産及び歴史的景観が残されている地区や重点的に優れた景観を形成すべきと考えられる地域についても、『重点景観計画区域』としての位置づけを行い、範囲やそれぞれの基準を定め景観形成を図っていく。

#### ③ 市域全域での大規模建築物や特異な建築物を対象とした景観誘導・規制

##### ■市域全域⇒『一般景観計画区域』（『重点景観計画区域』を除く区域）

市域全域において、地区区分及び景観特性によるゾーン分けを行い、地区やゾーンの特徴を表す景観を保全するために、景観に対して大きな影響を与えると考えられる一定規模以上の大規模な建築物や工作物、特異な建築物について、基準に基づく誘導・規制を行う。

#### ④ 「重点景観計画区域」の将来的な都市計画決定による一層効果的な誘導・規制

##### ■『重点景観計画区域』⇒『景観地区』『準景観地区』

都市計画区域内の「重点景観計画区域」については、今後、都市計画により定める「景観地区」の指定を検討し、より総合的かつ効果的な景観誘導・規制を図る。

都市計画区域外の「重点景観計画区域」についても、今後、「準景観地区」の指定を検討し、「景観地区」に準じた景観誘導・規制を図る。

## 2. 景観計画の区域

本市においては、市域全域を「景観計画区域」に設定する。

また、前頁のような考え方のもと、以下のように「景観計画区域」を「重点景観計画区域」と「一般景観計画区域」に区分し、届出対象行為や景観形成基準については区分された地区ごとに定める。

### (1) 重点景観計画区域

歴史的文化遺産や、歴史的風土を有する区域、並びに良好な景観の形成が特に必要とされる以下の区域を重点景観計画区域とする。

区域の位置づけ	区域の種類		重点景観計画区域の名称	面積 (ha)
旧条例や文化財保護法により良好な景観の保存と形成が積極的に行われている区域	伝統的建造物群保存地区	堀内地区	堀内伝建地区	55.0
		平安古地区	平安古伝建地区	4.0
		浜崎	浜崎伝建地区	10.3
		佐々並市	佐々並市伝建地区	20.8
	史跡国指定地区	萩城跡	萩城跡地区	37.2
		萩城城下町	萩城城下町地区	6.0
	歴史的景観保存地区	堀内地区	堀内地区	12.0
		今魚店地区	今魚店地区	1.0
		東光寺及び吉田松陰誕生地付近	東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区	6.0
		大照院付近	大照院周辺地区	4.1
		藍場川及び藍場川周辺地区	藍場川及び藍場川周辺地区	1.7
		南明寺境内及び参道	南明寺境内及び参道地区	0.1
		藍玉座跡土塀	藍玉座跡土塀地区	0.1
形成都市景観地区	土原新川線沿線地区	土原新川線沿線地区	12.5	
	大屋土原線沿線地区	大屋土原線沿線地区	9.1	

区域の位置づけ	区域の概要		重点景観計画区域の名称	面積 (ha)
新たに良好な景観の保存と形成を積極的に行う区域	景観形成地区	外堀と史跡萩城城下町間の区域及びその周辺	今魚店金谷線沿線地区	6.8
		松陰神社及びその周辺	維新の里地区	5.9
		明木市の萩往還沿いの集落	明木地区	7.9

※ 国指定史跡地区については、区域の拡大等により、区域が変更となることがあります。

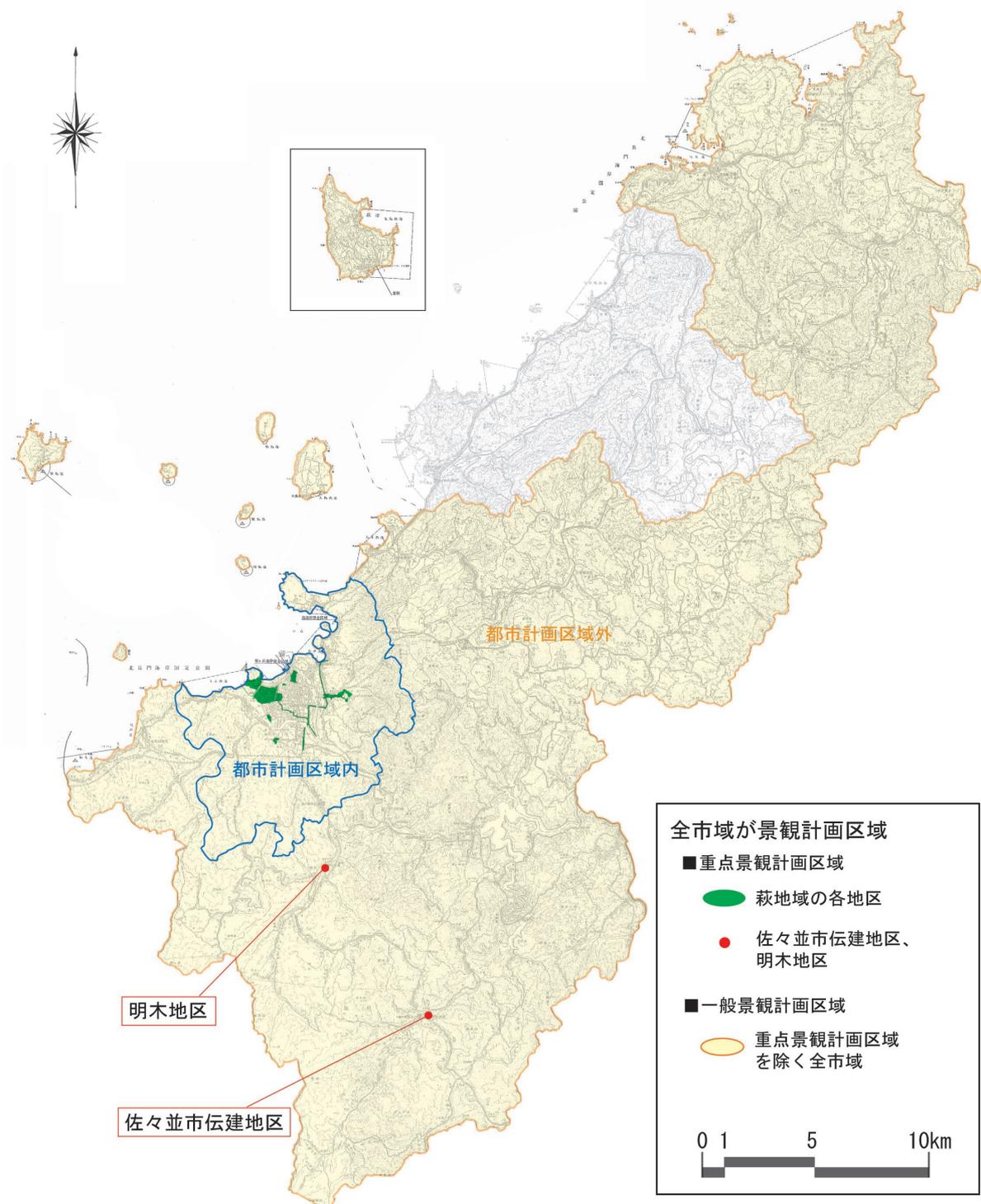
## (2) 一般景観計画区域

全市域のうち、重点景観計画区域を除く区域を一般景観計画区域とする。景観上の特性や、高さの誘導・規制に関する類型等により以下のような地区に区分する。

区域の位置づけ	区域の概要	区域の名称	
全市域のうち、重点景観計画区域を除く区域	用途地域における商業地域及び近隣商業地域 ※東萩駅周辺地区及び重点景観計画区域を除く	商業地区	
	商業地区を除く松本川、橋本川内の三角州区域	川内地区	
	東萩駅及びその周辺区域	川外都市計画区域	東萩駅周辺地区
	・新川・無田ヶ原地区及びその周辺区域 ・中津江公営住宅及びその周辺区域 ・商業地区を除く椿地域の市街地 ・玉江の一部		A 地区
	東萩駅周辺地区、A 地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域		B 地区
	東萩駅周辺地区、A 地区、B 地区を除く川外の都市計画区域及び都市計画区域外	市街地周辺地区	

## ■ 景観計画区域図

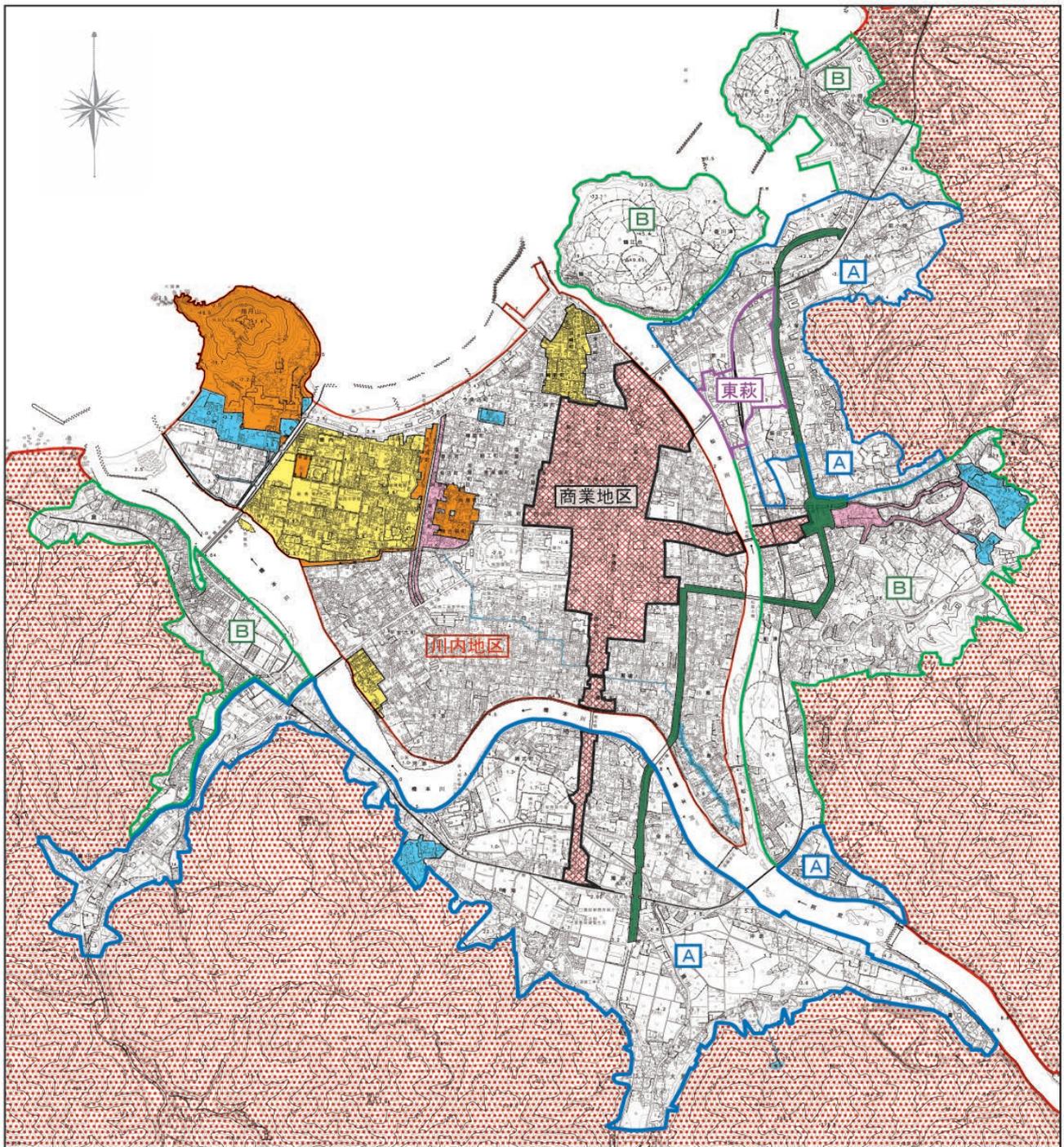
全市域を景観計画区域とする。ただし、重点景観計画区域と一般景観計画区域とに区分し、景観計画の運用を行う。



■重点景観計画区域

■一般景観計画区域

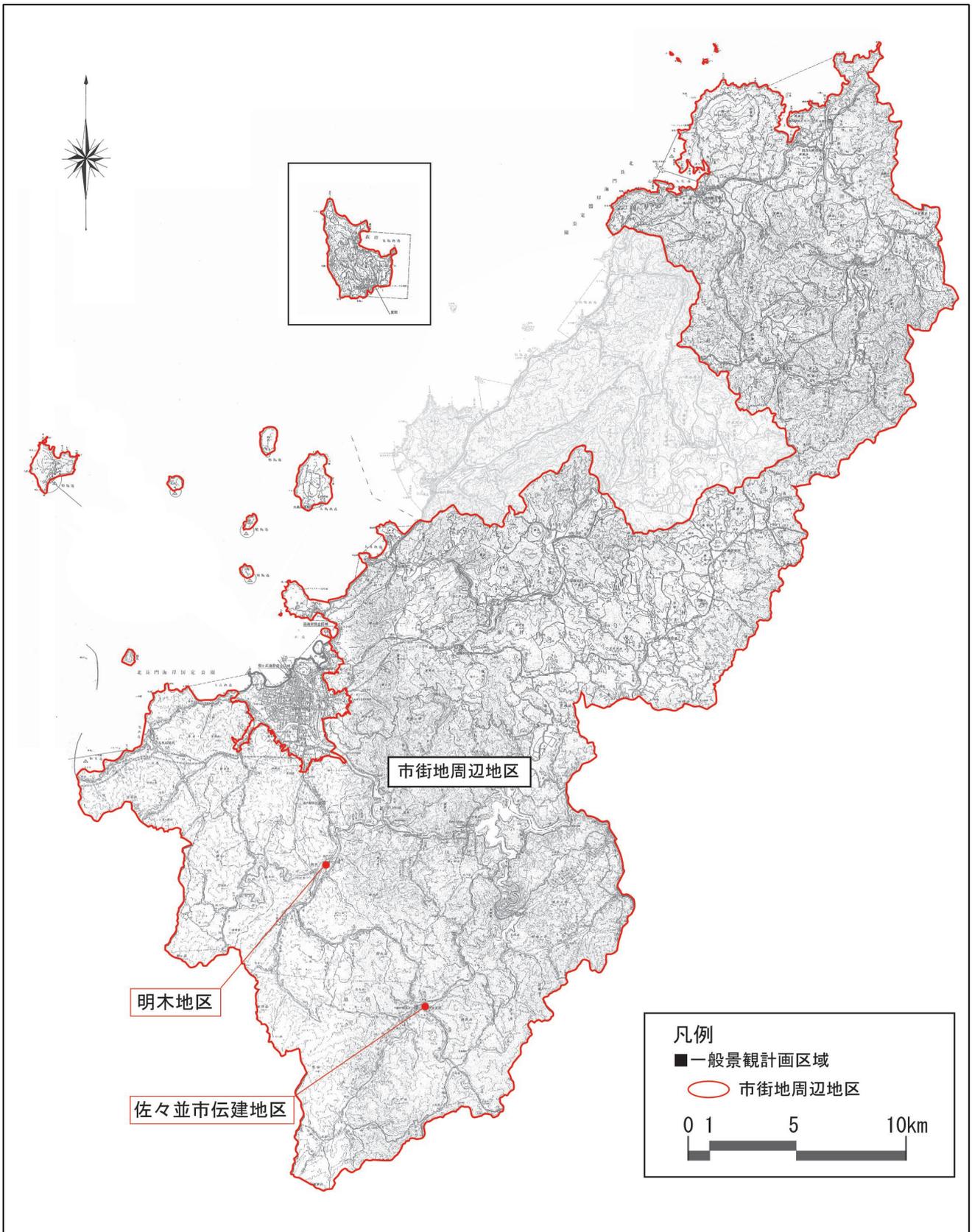
(商業地区、川内地区、東萩駅周辺地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区)



■重点景観計画区域	■一般景観計画区域
● 伝統的建造物群保存地区	● 商業地区
● 国指定史跡地区	● 川内地区
● 歴史的景観保存地区	● 東萩駅周辺地区
● 都市景観形成地区	● 川外都市計画区域A地区
● 景観形成地区	● 川外都市計画区域B地区
	● 市街地周辺地区

■重点景觀計画区域（佐々並市伝建地区、明木地区）

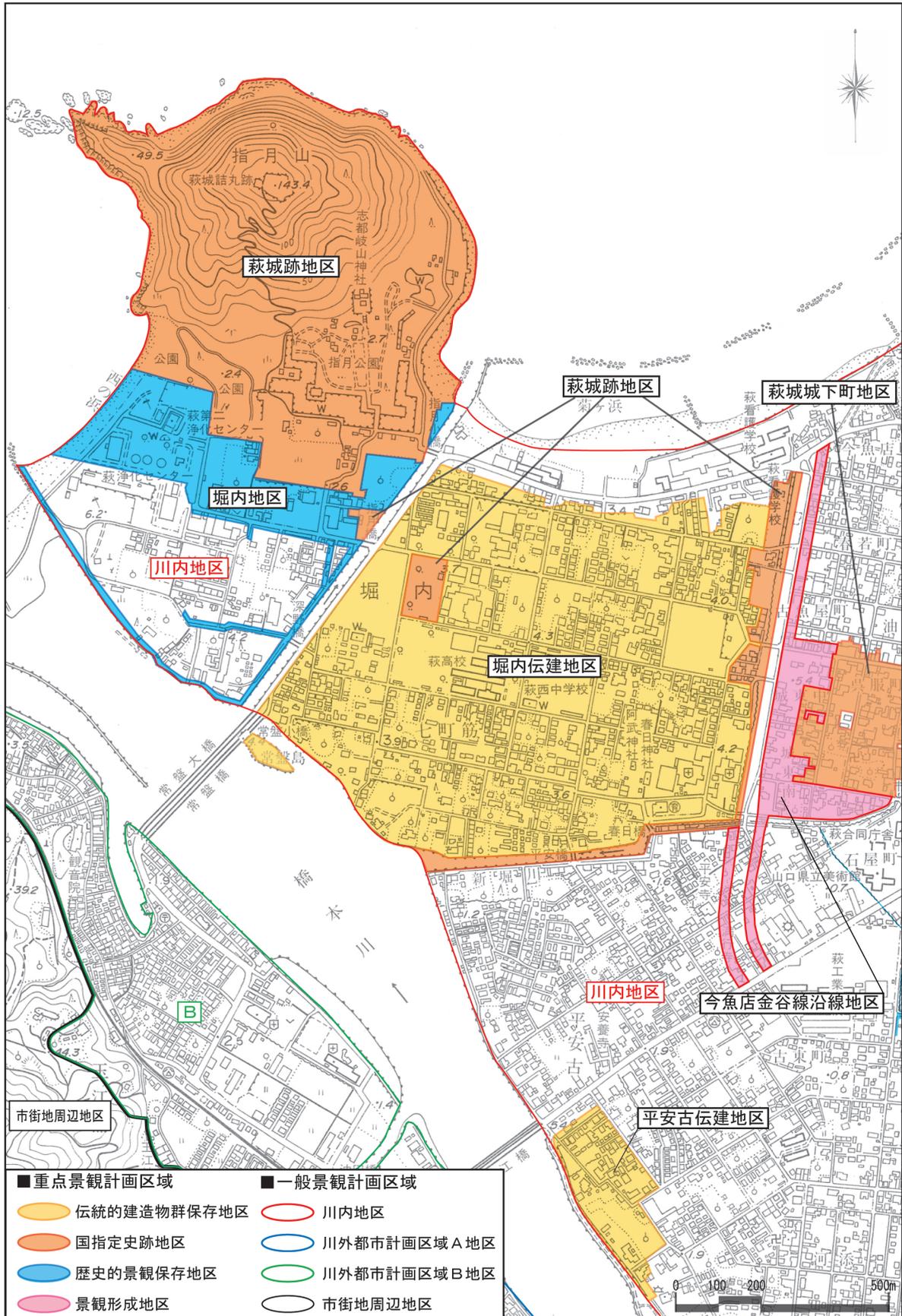
■一般景觀計画区域（市街地周辺地区）



■ 重点景観計画区域

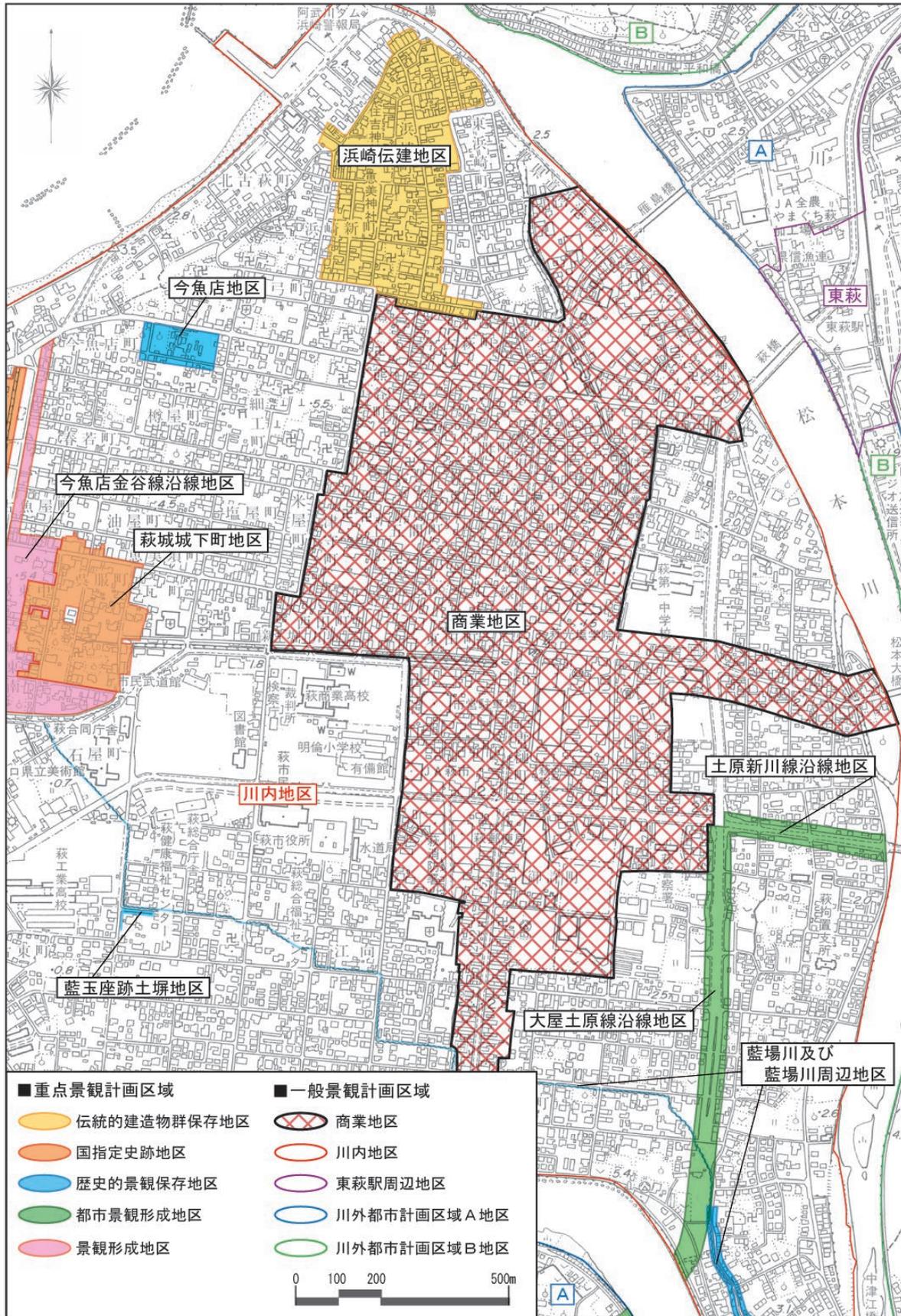
(堀内伝建地区、平安古伝建地区、萩城跡地区、萩城下町地区、堀内地区、今魚店金谷線沿線地区)

■ 一般景観計画区域 (川内地区、川外都市計画区域B地区、市街地周辺地区)



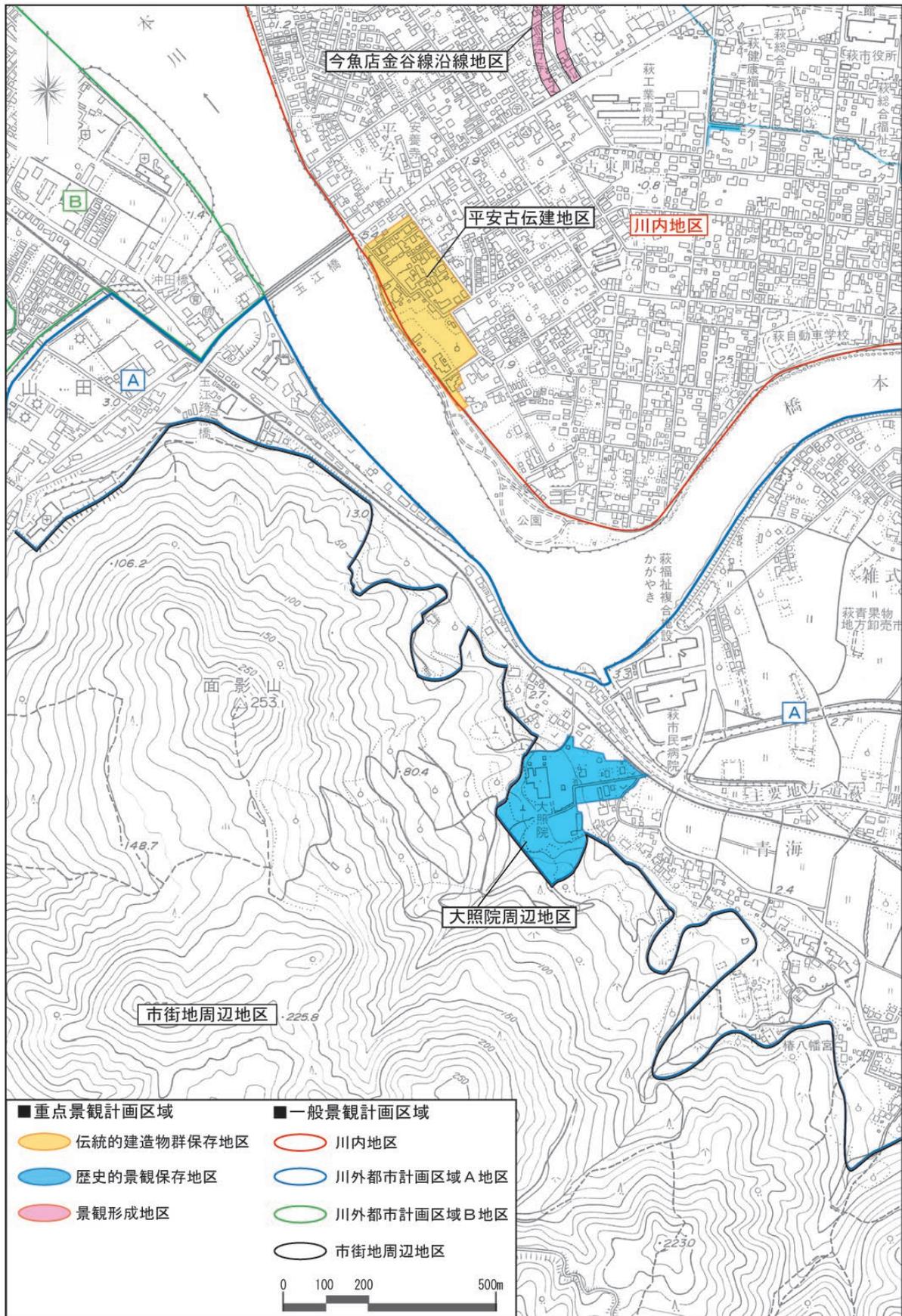
■ 重点景観計画区域（浜崎伝建地区、萩城城下町地区、今魚店地区、藍場川及び藍場川周辺地区、藍玉座跡土堀地区、土原新川線沿線地区、大屋土原線沿線地区、今魚店金谷線沿線地区）

■ 一般景観計画区域（商業地区、川内地区、東萩駅周辺地区、川外都市計画区域A地区、B地区）



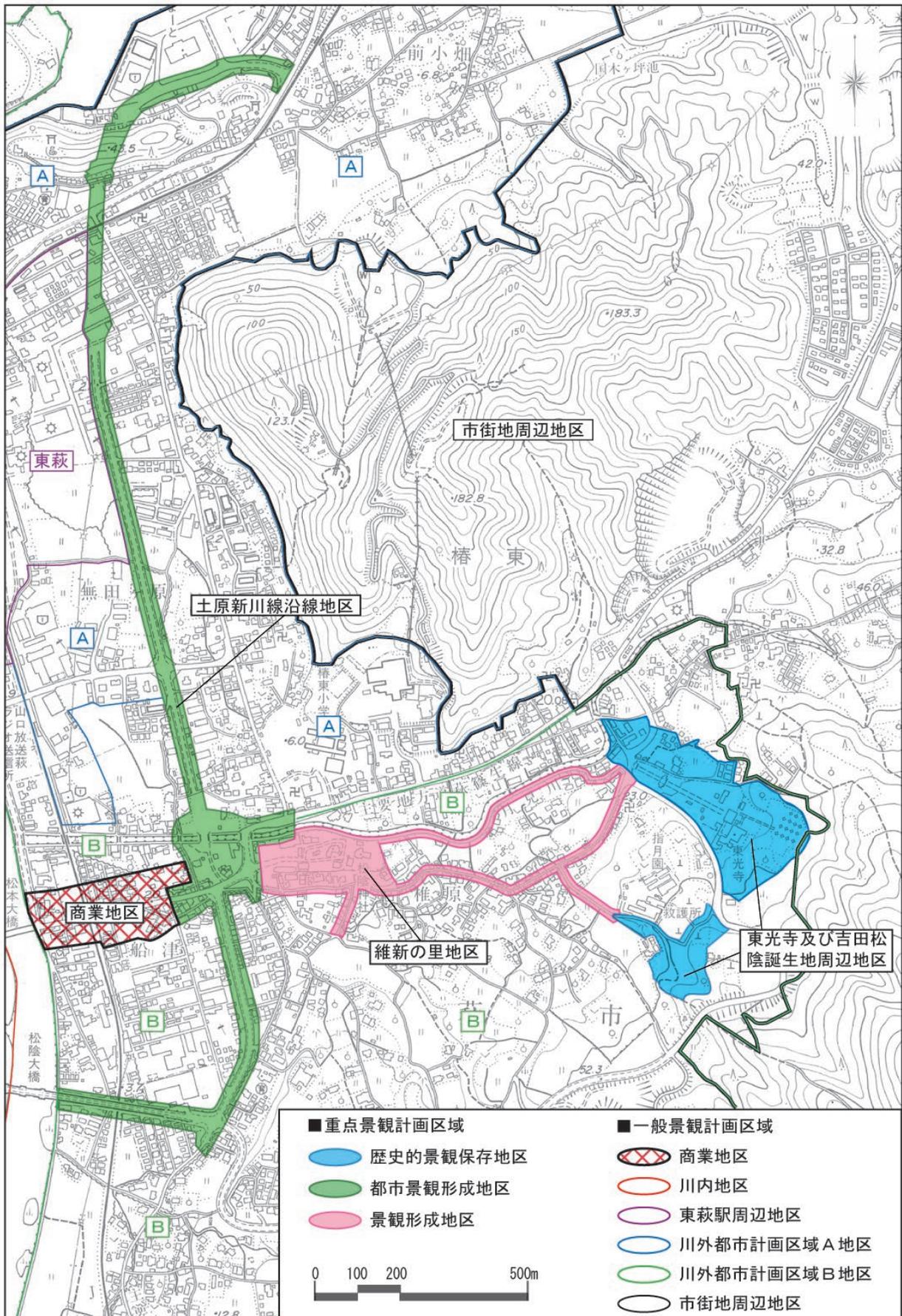
■重点景観計画区域（平安古伝建地区、大照院周辺地区、今魚店金谷線沿線地区）

■一般景観計画区域（川内地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区）



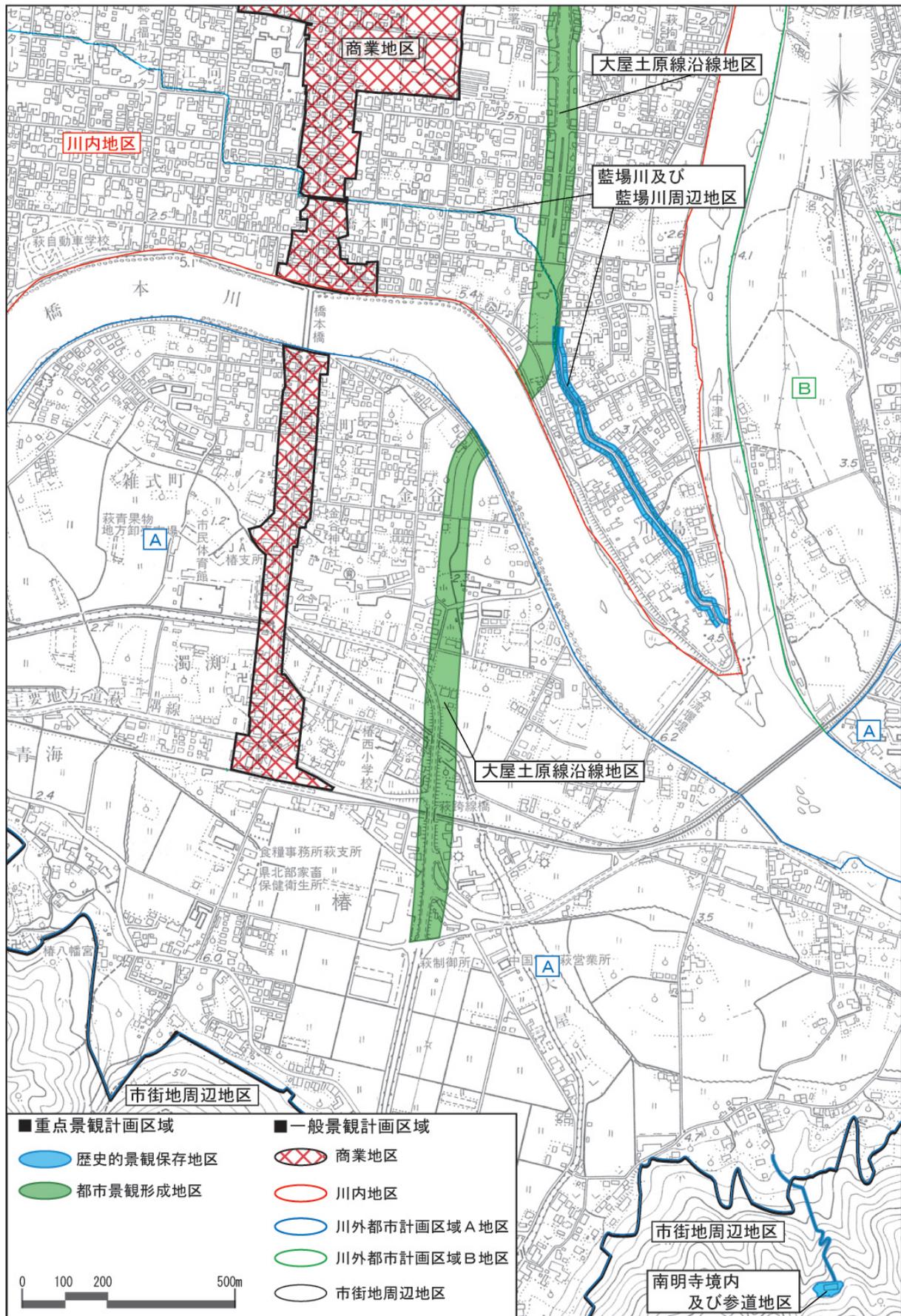
■重点景観計画区域（東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区、土原新川線沿線地区、維新の里地区）

■一般景観計画区域（商業地区、東萩駅周辺地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区）

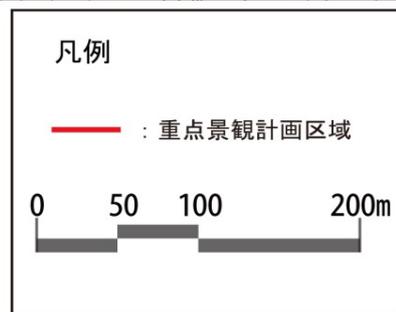
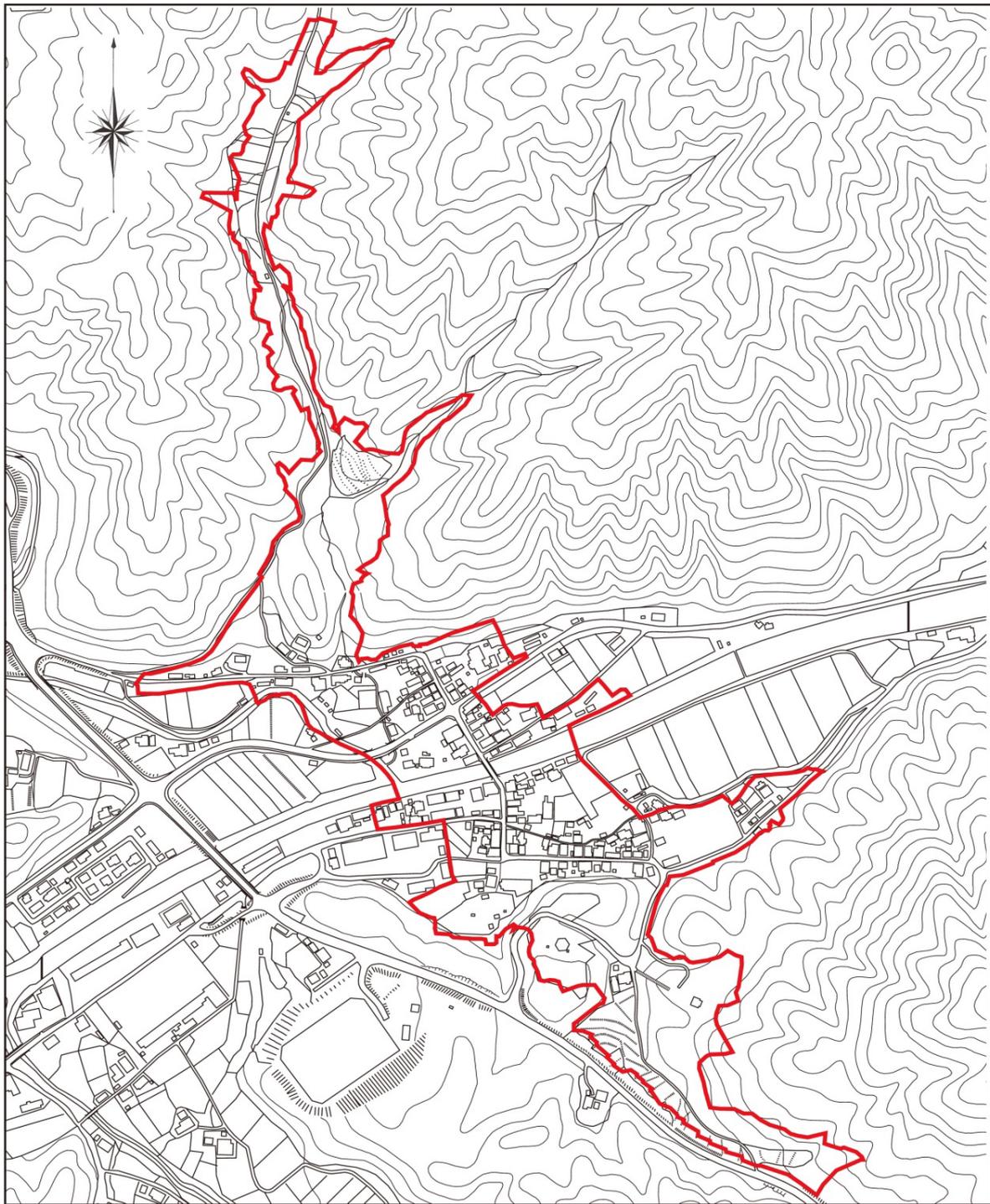


■ 重点景観計画区域（藍場川及び藍場川周辺地区、南明寺境内及び参道地区、大屋土原線沿線地区）

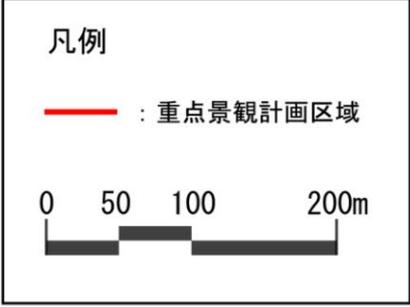
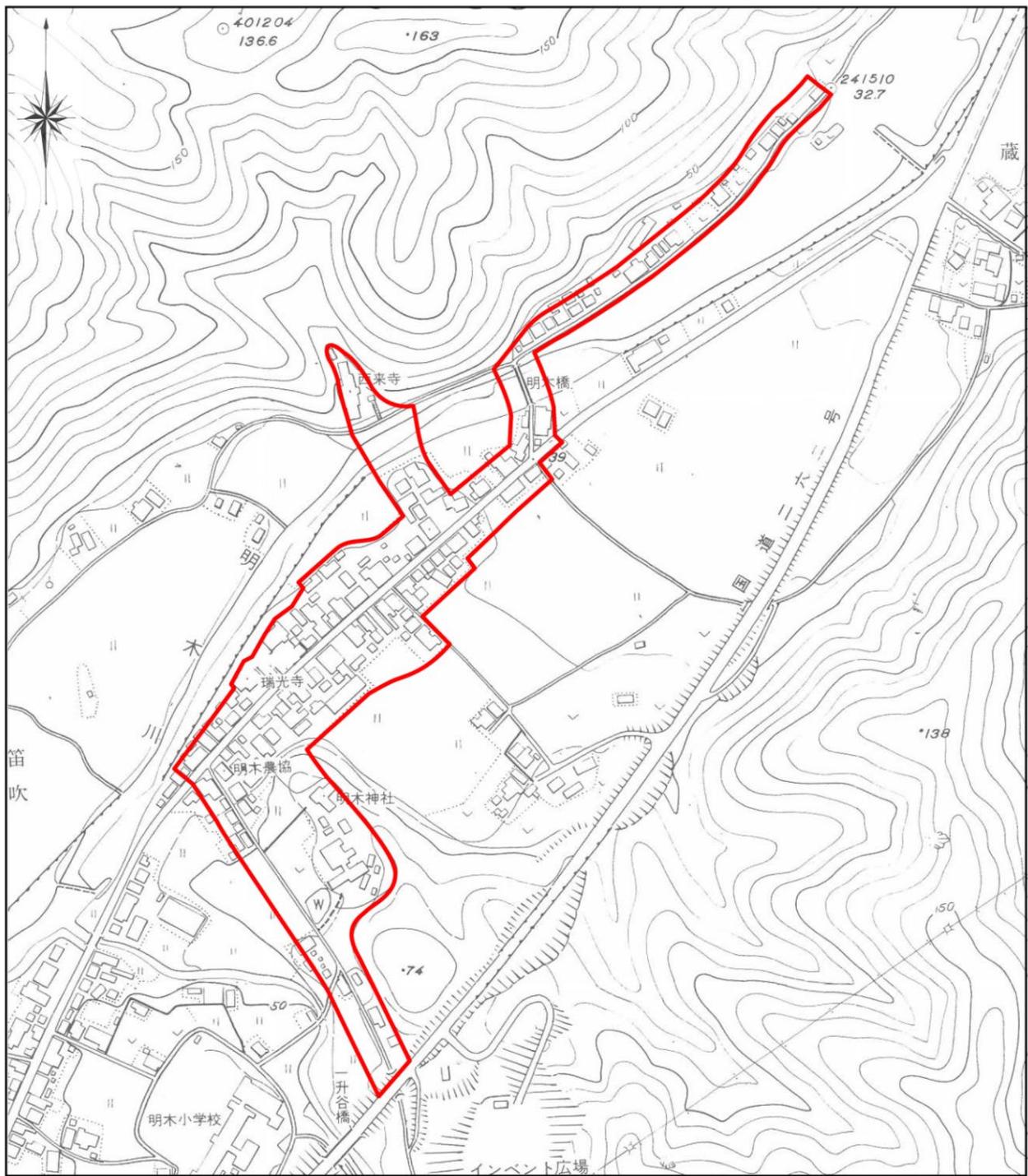
■ 一般景観計画区域（商業地区、川内地区、川外都市計画区域A地区、B地区、市街地周辺地区）



■重点景観計画区域（佐々並市伝建地区）



■重点景観計画区域（明木地区）



## 第3章 良好な景観の形成に関する方針

前述したまちづくりの将来像を達成するための素材として、市内には中国山地の山々と、その間を流れる阿武川、長く続く日本海沿岸という美しく豊かな自然がある。また、文化遺産としては、大井円光寺古墳や塚穴古墳に代表される古代の遺跡から、平安時代の南明寺や鎌倉時代の椿八幡宮、藩政期の萩城跡や武家屋敷、土堀・石堀、古刹、町家、萩往還と沿線の半農宿場町、松下村塾や反射炉等の幕末及び明治維新の跡、そして特徴的な漁村集落等、数多くの資源が存在する。

本市の景観形成は、これらの恵まれた自然景観と歴史的景観を保全しつつ、文化遺産・都市遺産と調和した新たな景観並びに特徴ある地域の景観の創出及び本市の重要課題の一つである産業の振興と良好な景観形成の調和を目標として、下記の基本方針に沿った景観形成に取り組むものとする。これにより、美しく誇りの持てる景観を私たちが保持するだけでなく、子孫に継承し、萩を訪れる人々に深い感銘を与えることを目指す。

### 1. 市域全域における共通方針

#### (1) 景観形成の基本目標

『魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり』  
～「萩市基本ビジョン」に沿った景観形成～

#### (2) 景観形成方針

- ① 阿武川や日本海などの水辺、海岸、小高い山々や身近な樹木の緑等の美しい自然を守り、これらと調和し、緑豊かで潤いのある良好な自然景観を形成する。
- ② 城下町、歴史的集落、明治維新の史跡等の文化遺産・都市遺産を保全し、これらと調和する良好な歴史的景観を形成する。
- ③ 官公庁舎・文化施設・事務所等集積地域では、落ち着いたある整然とした良好な都市景観を形成する。
- ④ 商業施設が集積する地域では、文化遺産・都市遺産や美しい自然と調和するとともに、にぎわいのある良好な都市景観を形成する。
- ⑤ 市街地から周囲の山並みを見渡せる眺望景観を守るとともに、空が広く感じられ、威圧感や圧迫感のない低層のまちなみによる良好な景観を形成する。
- ⑥ 外観にけばけばしい色彩や派手な装飾を施さず、また、奇抜な形態でない建築物や工作物の建設により、自然や歴史、文化と調和した良好な景観を形成する。

## 2. 重点景観計画区域における方針

---

### (1) 景観形成の基本目標

『地域の自然・歴史・文化を後世に伝えるまちづくり』  
～重点的に景観保全を図る地域での効果的な景観誘導～

### (2) 景観形成の基本的な考え方

萩の歴史が象徴的に現れている地域や、萩の代表的な地区として優れた景観を形成すべき地域については、重点的に景観誘導を図るため、「重点景観計画区域」に定め、良好な景観の形成を図っていく。

重点景観計画区域については、景観上の特性を踏まえ、地区ごとに景観形成方針を定める。

〔重点景観計画区域〕

種別	各重点景観計画区域（地区）の名称	各地区の概要
伝統的建造物群保存地区	※1 堀内伝建地区	文化財保護法第 143 条の規定に基づき市が指定した区域
	※1 平安古伝建地区	
	※1 浜崎伝建地区	
	※1 佐々並市伝建地区	
国指定史跡地区	※2 萩城跡地区	文化財保護法の規定に基づいて、国が指定した史跡を含む区域
	※2 萩城城下町地区	
歴史的景観保存地区	①堀内地区(→P26)	歴史的に貴重な景観が象徴的に現われている区域(旧萩市都市景観条例に基づいて指定された歴史的景観保存地区)
	②今魚店地区(→P26)	
	③東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区(→P26)	
	④大照院周辺地区(→P27)	
	⑤藍場川及び藍場川周辺地区(→P27)	
	⑥南明寺境内及び参道地区(→P27)	
	⑦藍玉座跡土塀地区(→P28)	
都市景観形成地区	⑧土原新川線沿線地区(→P28)	新たに優れた都市的景観を形成すべき区域(旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区)
	⑨大屋土原線沿線地区(→P28)	
景観形成地区	⑩今魚店金谷線沿線地区(→P29)	地区の特徴的な景観の保存及び形成が必要な区域
	⑪維新の里地区(→P29)	
	⑫明木地区(→P29)	

※ 伝統的建造物群保存地区については、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例及び当該保存地区の保存計画による基準に従うこととするため、本計画においては景観形成方針を定めない。ただし、建築物の高さ制限については、参考資料⑤(→P84)とする。

※ 国指定史跡地区については、文化財保護法及び文化庁による方針に従うこととするため、本計画においては景観形成方針を定めない。ただし、建築物の高さ制限については、参考資料⑤(→P84)とする。

### (3) 各重点景観計画区域（地区）の景観形成方針

#### ①堀内地区(歴史的景観保存地区)

国指定史跡萩城跡や国指定重要文化財旧厚狭毛利家萩屋敷長屋等が、指月山の緑と調和した潤いのある歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致を保全する。



#### ②今魚店地区(歴史的景観保存地区)

国指定重要文化財熊谷家住宅と周囲の土塀が、敷地内の木々の緑と一体となって潤いのある歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致を保全する景観の形成を図る。



#### ③東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区(歴史的景観保存地区)

国指定重要文化財東光寺及び国指定史跡萩藩主毛利家墓所や市指定史跡吉田松陰誕生地、同吉田松陰墓所等が周辺の木々の緑とともに潤いのある歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致を保全する景観の形成を図る。



#### ④大照院周辺地区(歴史的景観保存地区)

国指定重要文化財大照院及び国指定史跡旧萩藩主毛利家墓所などが、背後の山の緑と調和した潤いのある歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致を保全する景観の形成を図る。



#### ⑤藍場川及び藍場川周辺地区(歴史的景観保存地区)

江戸時代中期に開削され、農業用水のほか薪炭などを運ぶ運河として用いられた藍場川は、現在も石積みの護岸や中央を高くした石橋、ハトバ、板塀、生垣が残り、潤いのある歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致を保全する景観の形成を図る。



#### ⑥南明寺境内及び参道地区(歴史的景観保存地区)

平安時代に創建され、後に毛利家祈願寺として栄えた南明寺が山の中腹にあり、市指定文化財南明寺観音堂や白壁土塀が山の緑と調和した潤いのある歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致を保全する景観の形成を図る。



### ⑦藍玉座跡土塀地区(歴史的景観保存地区)

藍玉座は、江戸時代に藍玉を作るところとして設けられ、傍らを流れる藍場川の名の由来となったものである。現在はその跡に土塀が残り、往時の姿を髣髴とさせ、藍場川と一体となった歴史的景観を呈している。この良好な歴史的景観を保存し、歴史的風致を保全する景観の形成を図る。



### ⑧土原新川線沿線地区(都市景観形成地区)

主要幹線道路として、沿道に集合住宅や大規模店舗、各種商業施設が集積する一方で、世界遺産の構成資産である松下村塾が近接しており、この歴史的遺産と調和し、かつ主要幹線道路沿線の節度あるにぎわいを創出する景観の形成を図る。



### ⑨大屋土原線沿線地区(都市景観形成地区)

歴史と自然の町「萩」への新往還道として、本市の特色である歴史的景観との調和と周囲の山々への眺望を大切にし、かつ主要幹線道路沿線の節度あるにぎわいを創出する景観の形成を図る。



### ⑩今魚店金谷線沿線地区(景観形成地区)

国指定史跡萩城跡の外堀及び「歴みち(都市計画道路今魚店金谷線)」に接するとともに、近隣には高杉晋作旧宅跡や国指定重要文化財菊屋家があり、庭園を持つ屋敷や土塀、夏みかんが歴史的風情を醸し出している。これらの歴史的遺産と調和し、歴史的風致を保全する景観を形成する。



### ⑪維新の里地区(景観形成地区)

松下村塾や伊藤博文旧宅、玉木文之進旧宅とともに、樹木や生垣が潤いのある歴史的風情を醸し出している。これらの歴史的遺産と調和し、歴史的風致を保全する景観の形成と、三角州への眺望景観の保全を図る。



### ⑫明木地区(景観形成地区)

萩往還の半農宿場町であり、明治時代中期から大正、昭和初期の歴史的建物が多く残る集落である。特徴ある赤茶色の石州瓦屋根の伝統的建物や周囲の自然環境と調和する地域の特徴的な歴史的まちなみ景観の保存・形成を図る。



### 3. 一般景観計画区域における方針

#### (1) 景観形成の基本目標

**『市民生活と産業振興が調和するまちづくり』**  
 ～商業区域のにぎわいを創出する景観形成～

#### (2) 景観形成方針

一般景観計画区域においては、景観上の特性や、土地利用の状況等により以下のような地区及びゾーンに区分し、各地区及びゾーンごとに景観形成方針を定める。

地区の名称		景観形成方針
商業地区		地域の身近な商業・業務地区として、商業・業務施設の立地を誘導し、にぎわいを表すまちなみ景観の形成を図る。
川内地区		地区内には戸建て住宅を中心に低中層の建築物が多く存在することから、落ち着いたあるまちなみ景観を形成する。 地区内の歴史的遺産、屋敷林や生垣等の自然景観や低層のまちなみと調和した緑豊かな潤いのあるまちなみ景観の形成を図る。
川外都市計画区域	東萩駅周辺地区	商業施設や業務施設、工場等にあつては、周辺の住宅地に圧迫感を与えないように建築物等の壁面の位置に配慮し、緑化による潤いのある景観の創出に努める。 住宅等にあつては、周辺住宅と調和した形態意匠とし、緑豊かで落ち着いたあるまちなみ景観の形成を図る。 娯楽施設等にあつては、にぎわいの創出に努める。
	A地区	商業施設や業務施設、住宅が混在しており、にぎわいと落ち着いたあるまちなみ景観の形成を図る。 地域の自然条件や歴史的・文化的資産、美しい自然環境との調和を図る。
	B地区	地域の自然条件や歴史的・文化的資産を活用しながら、山の緑や河川、海の島々への眺望景観を保全するとともに、美しい自然環境と調和した緑豊かな潤いのある景観の形成を図る。
市街地周辺地区		都市計画区域内の地区では、山の緑や海の島々への眺望景観を保全するとともに、美しい自然環境と調和した緑豊かな潤いのある景観の形成を図る。 都市計画区域外の地区では、「海岸・日本海景観ゾーン」「田園・山林景観ゾーン」等の5つのゾーンに区分し、ゾーンごとに特性を踏まえた方針を定め、後のページでそれを示す。

〔都市計画区域外の地区におけるゾーン区分〕

**イ「海岸・日本海景観ゾーン」**

～日本海に面した海岸及び離島の地域～  
北長門海岸国定公園、漁業集落、見島、大島等

**ロ「田園・山林景観ゾーン」**

～農山村地域～  
中山間部の田園集落、山地部等

**ハ「まちなみ景観ゾーン」**

～集落を形成している地域～  
各地域の主要な集落等

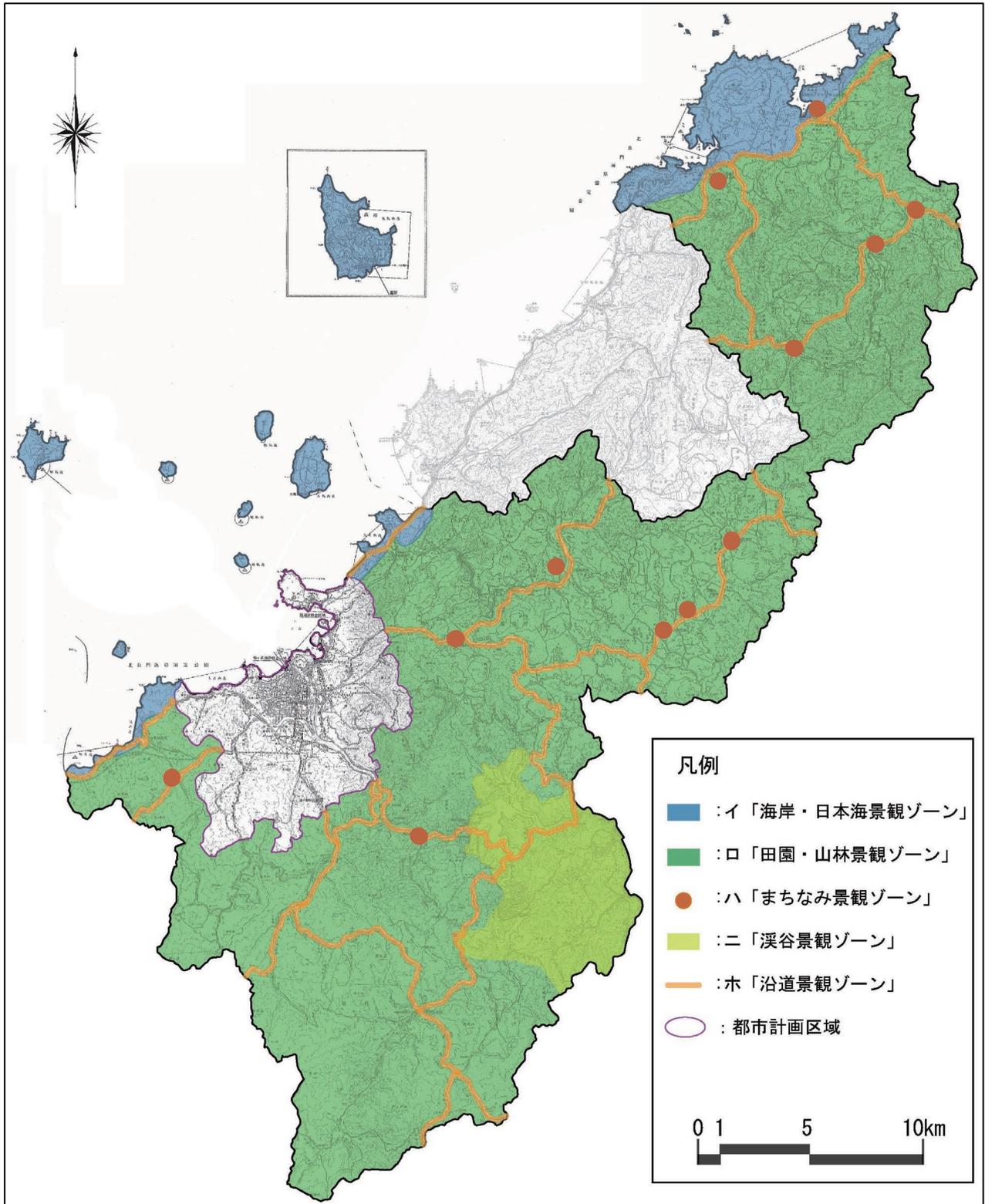
**ニ「渓谷景観ゾーン」**

～阿武川上流の渓谷景観～  
長門峡県立自然公園、阿武川ダム・佐々並ダム周辺、阿武川等

**ホ「沿道景観ゾーン」**

～都市計画区域外の主要幹線道路の沿線地域～  
国道 191 号、262 号、315 号、その他主要地方道等

■ 都市計画区域外の地区におけるゾーン区分図



## 〔都市計画区域外の地区におけるゾーン別の方針〕

### イ「海岸・日本海景観ゾーン」

緑豊かな断崖や砂浜、森林などの変化に富んだ自然海岸線、及び島々の持つ特有の形や緑等の自然景観とその眺望を保全するとともに、後背地の良好な景観形成を推進する。

また、漁港やそれに面した漁村集落の持つ風土を大切にし、海と密着した生活の風情を醸し出す漁村景観の形成を図る。



### ロ「田園・山林景観ゾーン」

農地や山林の緑を保全・育成するとともに、山なみへの眺望を守り、市民や来訪者に懐かしさや潤いを与える里山・農山村景観の保全を図る。

また、地域の景観を特徴づけている田園集落の持つ生業や風土を大切にするとともに、農地については、緑豊かでのどかな田園風景を保てるような配慮を施す。



### ハ「まちなみ景観ゾーン」

民家や商家、寺社仏閣等が集積する集落として地域の生活や風土を保存するとともに、まちなみを構成している街道、建物、門、塀、樹木、庭園等の保全を図る。

また、地域の歴史や文化と周囲の自然が一体となったまちなみ景観の形成を進める。



## ニ「溪谷景観ゾーン」

阿武川の中流に展開する巨岩、奇石、急流、瀑布、深淵が周辺の植物と一体となった美しい溪谷景観に代表される自然環境の保全とその眺望の保全を図る。

また、橋梁等の構造物の整備については、溪谷景観との色彩の対比調和によるランドマークづくり等、魅力ある河川景観の創出を図る。



## ホ「沿道景観ゾーン」

幹線道路沿道は、多くの人が車窓等から萩のまちを感じる主要な場所であるため、山なみや日本海への眺望を確保し、豊かな自然との調和に配慮する。また、秩序ある建築物・工作物の建設や、適切な沿道緑化、景観作物の栽培等により、懐かしさと潤いの感じられる良好な沿道景観の形成を進める。



## 4. その他の事項

---

### (1) 公共施設整備や管理の方針

景観形成を図る上で大きな役割を担う道路や河川(漁港・海岸)、公園等の公共施設については、積極的に景観重要公共施設に位置づけ、整備及び管理における景観形成上の方針等を定めるものとする。また、管理者が本市である公共施設の整備及び管理については、景観行政団体として以下のような方針に基づき、本市の歴史文化の趣を持ったゆとりと落ち着きのある景観形成を進めるものとする。

#### ■道路、河川、公園

景観の形成上重要なものについては、積極的に景観重要公共施設として位置づけるものとする。また、景観重要公共施設への位置づけがされていないものについても、景観重要公共施設の整備に関する方針に準拠し、整備及び管理を行うものとする。

#### ■その他の公共施設

その他の公共施設については、緑豊かで歴史的景観に調和する形態意匠及び色彩とし、自然素材を用いた整備を行う。また、人工物を使用する場合は、擬石や化粧型枠等を用いた修景を行い、緑豊かな行政・文化の拠点としての景観形成を進める。

### (2) 景観地区・準景観地区の指定について

「重点景観計画区域」については、歴史的景観の保全と良好な景観の形成が特に必要と考えられるため、今後、より担保力のある景観形成が可能な「景観地区」、「準景観地区」の指定について検討を行う。

### (3) 景観協議会・景観整備機構の活用

市域全体での良好な景観の形成については、市民、NPO、事業者、他の行政機関や公益的団体等の参加や連携が必要となってくる。

「萩まちじゅう博物館」というまちづくり活動では、NPO 萩まちじゅう博物館と市が主な運営主体となりながらも、他の市民や民間事業者の参画も得て活動が行われてきた。

このような取り組みは、景観形成の上で大いに参考となり、景観行政団体である本市と、良好な景観形成の主体となる市民、NPO、事業者、他の行政機関や公益的団体等との連携・協働の見本となるものである。景観法では、このような連携・協働の方法として景観協議会や景観整備機構の制度を用意しており、今後の景観形成においては、これらの制度の積極的な活用を進める。

### (4) 景観協定の活用

景観協定は、建築物や工作物の形態意匠色彩だけでなく、素材や形状まで基準を定めたり、また、ショーウィンドウや外観等の照明、花壇の設置など、景観に関する様々な事柄を、土地所有者等が自主的に一体的に協定することにより、地域の良好な景観の形成を進めるものである。

そこで、景観形成上の幅広い課題に対応するため、景観協定の柔軟で積極的な活用を促進する。

## (5) 文化的な景観の保全と活用

本市には、長い歴史の中で地域に根づいてきた伝統産業や生業、またそこに住む人々の日々の生活や文化によって培われてきた昔ながらの美しい景観が多く存在している。

平成16年の文化財保護法の改正において文化的景観が文化財の概念の一つとして加えられ、全国各地で「重要文化的景観」の選定に向けた活動が行われており、文化庁によって実施された「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の中で、本市においても3地区が対象地として挙げられている。また、これらの農林水産業に関連した文化的景観に加え、人々の生活・生業・産業の営みの中で培われてきた様々な文化的な景観は、「萩まちじゅう博物館」構想のまちづくりにおいて文化・産業の「おたから」として市民によって多く発掘されている。

これらのことを踏まえ、本市においては、文化財保護法による「文化的景観」の枠にとらわれず、文化・生業・産業等に関連する文化的な景観の抽出を幅広く行い、歴史的変遷を表す貴重な資産として適切な保全を図るとともに、景観を構成する重要な要素として活用を図る。

### 市内の文化的な景観の候補地

対象地	対象地の特色	備考
松本川のしろ魚漁	2月～4月に行われる川舟の四つ手網漁	河川景観
見島	見島の棚田と天然記念物「見島ウシ」放牧地	複合景観
飯井の石積防波堤	飯井港の石積防波堤と集落	漁港景観
ユズ畑	川上地域の特産であるユズ畑と農村集落	畑地景観
平山台果樹団地	果樹園と農村集落	畑地景観
江崎漁港	町家形式の漁村集落と港	漁港景観
トマト、ダイコン畑	むつみ地域の農場と農業景観	畑地景観
弥富そば畑	山間部の農業景観	畑地景観
萩往還道	萩往還と道沿いの歴史的集落及び農村景観	街道景観
押原の棚田	棚田のある農村景観	水田景観
夏みかん畑	伝統産業の夏みかん畑と農業景観	畑地景観
萩焼登り窯	伝統産業の萩焼を作る登り窯のある風景	伝統産業景観
酒蔵	造り酒屋の工場や保管庫の景観	伝統産業景観
藍場川	藍場川及びその周辺のまちなみ	水路景観

## 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

前章における良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、重点景観計画区域と一般景観計画区域について、それぞれ届出対象行為とその制限に関する事項(景観形成基準)を定める。

### 1. 重点景観計画区域

#### (1) 届出対象行為

本市の美しい自然や歴史、文化を基調とし、歴史的風合いを醸し出す良好な景観の形成を図るため、次の行為をしようとする者は、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出るものとする。

##### ①建築物

全ての建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

##### ②工作物

全ての工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

##### ③その他の事項

景観法第16条第1項第4号に基づいて条例で定める項目

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更\*
- ・木竹の伐採\*
- ・公衆観覧用夜間照明\*

※ 景観形成地区においては、以下の行為は届出対象外とする。

- ・「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更」について、対象面積が200㎡未満のもの
- ・「木竹の伐採」について、高さ1mでの幹周りが1m未満のもの
- ・「公衆観覧用夜間照明」

## (2) 届出対象行為の制限に関する事項（景観形成基準）

重点景観計画区域は以下のとおりとする。

種別	各重点景観計画区域（地区）の名称	各地区の概要
伝統的建造物群保存地区	※1 堀内伝建地区	文化財保護法第143条の規定に基づき市が指定した区域
	※1 平安古伝建地区	
	※1 浜崎伝建地区	
	※1 佐々並市伝建地区	
国指定史跡地区	※2 萩城跡地区	文化財保護法の規定に基づいて、国が指定した史跡を含む区域
	※2 萩城城下町地区	
歴史的景観保存地区	①堀内地区（→P39～41）	歴史的に貴重な景観が象徴的に現われている区域 （旧萩市都市景観条例に基づいて指定された歴史的景観保存地区）
	②今魚店地区（→P42～43）	
	③東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区（→P44～45）	
	④大照院周辺地区（→P46～47）	
	⑤藍場川及び藍場川周辺地区（→P48～49）	
	⑥南明寺境内及び参道地区（→P50～51）	
	⑦藍玉座跡土塀地区（→P52～53）	
都市景観形成地区	⑧土原新川線沿線地区（→P54～55）	新たに優れた都市的景観を形成すべき区域 （旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区）
	⑨大屋土原線沿線地区（→P56～57）	
景観形成地区	⑩今魚店金谷線沿線地区（→P58～59）	地区の特徴的な景観の保存及び形成が必要な区域
	⑪維新の里地区（→P60～61）	
	⑫明木地区（→P62～63）	

### 〔建築物の基準に関する共通事項〕

- 建築物の高さの算定方法は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとする。図による解説は参考資料③（→P82）を参照。
- 既存建築物で高さ制限を超えているものは、建替時に基準の高さに適合するよう求められるが、居住権の保存等のやむを得ない理由がある場合は、既存の高さまでの建築は認められる。
- 公益性が高い施設で、病院・健康福祉施設及びこれらに類する建築物は、景観に十分配慮されることを条件として、景観審議会の審議を経て、市長が認める場合には、高さ制限を超えて建築することができる。

※1 伝統的建造物群保存地区内の行為については、届出を要しないため、本計画においては景観形成基準を定めない。ただし、建築物の高さ制限については、参考資料⑤（→P84）とする。

※2 国指定史跡地区内の行為については、届出を要しないため、本計画においては景観形成基準を定めない。ただし、建築物の高さ制限については、参考資料⑤（→P84）とする。

## ①堀内地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・色彩は穏やかなものとし、光沢のないものとする。</li> </ul>
柵、塀、垣等 (建築物に付属するものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等、門扉の高さは概ね1.2m～1.8mとする。</li> <li>・原則として、以下のいずれかとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然素材により築造し、土塀、石塀、板塀、生垣とする。</li> <li>(2) ブロック塀とするときは、白漆喰調等の塗装やモルタル塗装仕上げを行うか、化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用する。</li> <li>(3) 金属製の柵を設置する場合は、色彩はこげ茶色や黒色とする。</li> </ol> </li> <li>・公道等から望見できない柵、塀、垣等については、上記(1)～(3)によらないこともできる。</li> </ul>
門 (建築物に付属するものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、石等の自然素材や化粧ブロック等により築造する。</li> <li>・やむを得ず原則によることができない場合は、こげ茶色や黒色の金属も使用できる。</li> </ul>
門扉 (建築物に付属するものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、こげ茶色や黒色の金属製のもの、又は木製のものとする。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とし、歴史的風合いを出すようにする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
日よけテント、その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限度の大きさ、高さとする。</li> <li>・色彩は穏やかなものとし、光沢のないものとする。</li> </ul>

- ※ 「公道等から望見できない柵、塀、垣等」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域のものとする。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

## ウ 土地の形質の変更

景観形成基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整地を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽など必要な緑化措置を講じる。</li> <li>・樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林等がある場合は保存するように努める。</li> <li>・造成等に係る切土及び盛土の量は少なくするとともに、のり面整正は土羽とするように努める。やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。この場合、擁壁等のコンクリートによる構造物は、黒色粉を混ぜて石風の風合いを出すことや、化粧型枠による修景、構造物前面の緑化、擁壁の緑化等を行うように努める。</li> <li>・のり面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木の植栽等必要な緑化措置を講じる。</li> <li>・広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものは除く。）を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が 0.3ha 以上であるときは、敷地面積の 20% 以上の敷地を緑化し、道路や海岸・河岸に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うように努める。</li> </ul>

## エ 木竹の伐採

景観形成基準	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は必要最小限にとどめ、木竹はできるだけ保存に努める。</li> <li>・高さ 1m での幹が直径約 10cm 以上のものや、高さが約 5m 以上のものは、できるだけ伐採しない。</li> <li>・現存する高木の剪定を行う場合は、高さ 4m より低くしない。</li> <li>・一団となって生育する樹林は、景観及び生態的な連続性を途切れさせないように考慮する。</li> <li>・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、低・中木の植栽等に努める。</li> </ul>

## オ 公衆観覧用夜間照明

項目	景観形成基準
交通施設照明	・安全を保つため周囲の状況が認識できる照度を確保しながらも、過度な照度としない。
屋外施設照明 (駐車場、公園、 運動場等)	・天空や施設以外への漏れ光がないように努める。
建造物等の照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物を照射する場合は、照射対象を絞り込むとともに、控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止する。</li> <li>・上向照射する場合は、上空への漏れ光がないように設置角度に十分配慮する。</li> </ul>
広告照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、間接照明とし、発光式、反射式の素材はできるだけ使用しない。</li> <li>・点滅灯、回転灯の類は使用しない。</li> <li>・光源はまちなみとの調和に配慮した色とし、点滅はさせない。</li> </ul>
その他	・サーチライト、レーザー光線等の投光器は、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。

## ②今魚店地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを13m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

### ③東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

#### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

#### ④大照院周辺地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

##### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

⑤藍場川及び藍場川周辺地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線、又は石積護岸の内側（河川管理境界）より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>原則として、棟が藍場川と平行となるようにする。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定に加え、藍場川に橋を架ける場合は、原則として次のいずれかとする。

(1) 木、石等の自然素材を使用する。

(2) コンクリート製とする場合は、表面の石貼り、コンクリートへ黒色粉を混ぜる等の措置を講じる。

(3) 金属製とする場合は、色彩をこげ茶色や黒色とする。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

## ⑥南明寺境内及び参道地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から 10m 以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相 N）、薄茶色（色相 YR、明度 7 以上、彩度 2 以下）、その他の色は明度 4 以下、彩度 2 以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

#### **イ 工作物の建設等**

①の規定と同じ。

#### **ウ 土地の形質の変更**

①の規定と同じ。

#### **エ 木竹の伐採**

①の規定と同じ。

#### **オ 公衆観覧用夜間照明**

①の規定と同じ。

⑦藍玉座跡土塀地区（歴史的景観保存地区）における景観形成基準

ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とし、銀黒色、又は黒色の和型瓦葺きとする。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わずねずみ色や黒色のものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。

※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

## ⑧土原新川線沿線地区（都市景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠 位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態意匠は整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・できるだけ道路より後退する。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>・周囲のまちなみとの調和にも配慮する。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高の高さは市道東萩駅無田ヶ原線以北が 20m以下、それ以外は 16m以下とする。ただし、勾配屋根とするために規定の高さを超える場合は、軒の高さまでを規定の高さ以下とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、5/10 以下の勾配屋根、又は陸屋根とし、資材は問わない。</li> <li>・色彩は色相を問わず彩度 2 以下とする。</li> <li>・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材は問わない。</li> <li>・色彩は色相を問わず彩度 2 以下で光沢のないものとする。</li> <li>・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、間接照明とする。</li> <li>・点滅式照明は使用しない。</li> <li>・ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。ただし、延床面積 500 ㎡以下の建築物が、都市計画道路「土原新川線」から 20m 以上後退して建築される場合は、当該重点景観計画区域の届出対象行為とはしない。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・必要最小限の規模とする。</li> <li>・色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> </ul>
柵、塀、垣、門、門扉等 (建築物に付属するものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等、門扉の高さは概ね1.2m～1.8mとする。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。</li> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ul> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物(建築設備を除く)の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
日よけテント、その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限度の大きさ、高さとする。</li> </ul>

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

## エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

## ⑨大屋土原線沿線地区（都市景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠	・形態意匠は整然としたものとし、奇抜なものはさける。
位置	・できるだけ道路より後退する。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。 ・周囲のまちなみとの調和にも配慮する。
高さ	・最高の高さは樁大橋以南が 20m以下、それ以外は 16m以下とする。ただし、勾配屋根とするために規定の高さを超える場合は、軒の高さまでを規定の高さ以下とする。 ・川島地区においては、都市計画用途（第一種低層住居専用地域）により高さが 10m以下とされているので、10m以下とする。
屋根	・原則として、5/10 以下の勾配屋根、又は陸屋根とし、資材は問わない。 ・色彩は色相を問わず彩度 2 以下とする。 ・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。
外壁	・資材は問わない。 ・色彩は色相を問わず彩度 2 以下で光沢のないものとする。 ・既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、既存と同種類のものとする 것도できる。
照明	・原則として、間接照明とする。 ・点滅式照明は使用しない。 ・ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。
建築設備等	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。 ・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。 ・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。
差し掛け等	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	・整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。 ・落ち着いた色彩のものとする。
敷地の緑化	・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。 ・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。 ・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。

※ 当該重点計画区域において、藍場川及び藍場川周辺地区（歴史的景観保存地区）と重複している区域においては、藍場川及び藍場川周辺地区（歴史的景観保存地区）の景観形成基準に従う。

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。ただし、延床面積 500 ㎡以下の建築物が、都市計画道路「大屋土原線」から 20m 以上後退して建築される場合は、当該重点景観計画区域の届出対象行為とはしない。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

### イ 工作物の建設等

⑧の規定と同じ。

### ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

### エ 木竹の伐採

①の規定と同じ。

## オ 公衆観覧用夜間照明

①の規定と同じ。

## ⑩今魚店金谷線沿線地区（景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材を問わず、3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とする。</li> <li>色彩は、黒色、ねずみ色（色相N）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下とする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材は問わない。</li> <li>色彩は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下で光沢がないものとする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、外壁を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風致と調和するものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>・色彩は穏やかなものとし、光沢のないものとする。</li> </ul>
柵、塀、垣等(建築物に付属するものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀等の高さは概ね1.2m～1.8mとする。</li> <li>・原則として、以下のいずれかとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)生垣、板塀、土塀等とする。</li> <li>(2)ブロック塀とするときは、化粧ブロック又はモルタル塗装等仕上げとする。</li> <li>(3)金属製の柵を設置する場合は、色彩はこげ茶色や黒色等の落ち着いたものとする。</li> </ol> </li> <li>・公道等から望見できない柵、塀、垣等については、上記(1)～(3)によらないこともできる。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物(建築設備を除く)の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
目よけテント、その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限度の大きさ、高さとする。</li> </ul>

※ 「公道等から望見できない柵、塀、垣等」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域のものとする。

※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色(色相N)、薄茶色(色相YR、明度7以上、彩度2以下)、その他の色は明度4以下、彩度2以下とする。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

※ 対象面積が200㎡未満のものは届出対象外とする。

## エ 木竹の伐採

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は必要最小限にとどめ、木竹はできるだけ保存に努める。</li> <li>・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、低・中木の植栽等に努める。</li> </ul>

※ 高さ1mでの幹周りが1m未満のものは届出対象外とする。

## ⑩維新の里地区（景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風の歴史的雰囲気が醸し出されるものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> <li>既存の洋風建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界線より、軒出を1m以上後退させるなど、できるだけ後退させる。ただし、これまで建築されていた位置が道路に近接している建築物の建直しの場合は、建築基準法の許容する範囲内で近接して建築することもできる。</li> <li>町並みの連続性が重視される場所では、連続性の維持に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<p>原則として、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材を問わず、3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とする。</li> <li>色彩は、黒色、ねずみ色（色相N）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下とする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材は問わない。</li> <li>色彩は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下で光沢がないものとする。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、外壁を既存と同種類のものとすることもできる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。

※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

### イ 工作物の建設等

⑩の規定と同じ。

## ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

※ 対象面積が200㎡未満のものは届出対象外とする。

## エ 木竹の伐採

⑩の規定と同じ。

※ 高さ1mでの幹周りが1m未満のものは届出対象外とする。

## ⑫明木地区（景観形成地区）における景観形成基準

### ア 建築物の建築等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の伝統的な建物及び歴史的風致と調和したものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>色彩は白壁、板壁と調和する穏やかなものとする。</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲のまちなみの連続性と調和したものとする。ただし、既存建築物の建直しの場合は、既存の位置に建築することもできる。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さを10m以下とする。</li> <li>※伝統的様式で建築する寺院や神社については適用除外とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のとおりとする。</li> <li>(1)3.5/10～5/10の入母屋、寄棟又は切妻の勾配屋根とする。</li> <li>(2)原則として、赤茶色の和型瓦葺きとする。民家でやむを得ない場合は、銀黒や黒色の和型瓦とすることもできる。</li> <li>下屋は、主屋根より、1/10から1.5/10緩く葺く。また、金属葺き（銅、銅と同系色の亜鉛鉄板等）や板葺き、杉皮葺き、桧皮葺きとすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず赤茶色（色相9R～5YR、明度5以下、彩度10以下）のものを使用することもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、屋根材を既存と同種類のものとすることもできる。</li> <li>※寺院や神社については古来の伝統的様式とする。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、次のいずれかとする。</li> <li>(1)腰壁（肩くらいの高さまでの部分）を「焼杉、板張り、又は同調のサイディングボード」とし、腰壁の上側を「白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>(2)全体を「焼杉、板張り、白漆喰仕上げ、白モルタル、白色吹付け、砂壁調吹付け、中塗り仕上げ、又は同調のサイディングボード」とする。</li> <li>上記(1)～(2)について、その一部分に落ち着いた色彩の自然石（鉄平石や御影石等）を貼ることや、一部分を洗い出し等とすることもできる。</li> <li>公道等から望見できない建築物の資材については、種類を問わず穏やかな色彩で光沢のないものとすることもできる。</li> <li>既存建築物の増築、外観の部分的な修繕を行う場合は、資材は問わず、色彩は既存の色彩とすることもできる。</li> <li>※寺院や神社については古来の伝統的様式とする。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロンズや黒色等、落ち着いた色彩のサッシュとする。木材等の自然素材の建具とすることもできる。</li> <li>ガラスは原則、青、緑、グレー、無色で、透明かすりガラスとする。</li> </ul>
基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
建築設備・バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、できるだけ建築物の裏側に設置するなど、公道等から望見できない位置に設置する。</li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、公道等から望見できない位置に設置する。</li> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
差し掛け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> </ul>
簡易付属屋（小屋、車庫、カーポート、その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものは設置しない。</li> <li>落ち着いた色彩のものとする。</li> <li>25坪以上の納屋は、原則として上記の屋根、外壁の基準を適用する。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>

- ※ 建築物等の敷地の一部が当該重点景観計画区域に入るときは、その敷地全体を当該重点景観計画区域とする。
- ※ 「公道等から望見できない建築物」とは、原則として公道や公園等から10m以上離れている区域の建築物とする。
- ※ 植栽や門・塀等の工作物によって建築物が遮へいされる場合は、「公道等から望見できない建築物」とは見なさない。
- ※ 「穏やかな色彩」は、黒色、白色、ねずみ色（色相N）、薄茶色（色相YR、明度7以上、彩度2以下）、その他の色相は明度4以下、彩度2以下とする。
- ※ 「落ち着いた色彩」は、原則低明度・低彩度とする。

### イ 工作物の建設等

⑩の規定と同じ。

### ウ 土地の形質の変更

①の規定と同じ。

※ 対象面積が200㎡未満のものは届出対象外とする。

### エ 木竹の伐採

⑩の規定と同じ。

※ 高さ1mでの幹周りが1m未満のものは届出対象外とする。

**参考資料①：建築物の基準に使われている語句の説明**



**参考資料②：建築物の施工例**



銀黒色の和瓦葺きで切妻平入りによる勾配屋根



焼杉による外壁

ねずみ色のサイディングボードによる外壁



ねずみ色のスレート和瓦葺きで寄棟による勾配屋根

植栽による敷地の緑化

白色のサイディングボードによる外壁



黒色のセメント和瓦葺きで切妻平入りによる勾配屋根

## 2. 一般景観計画区域

### (1) 届出対象行為

本市の美しい自然や歴史、文化と調和した景観を形成するためには、一般景観計画区域においても、建築行為等について適切な誘導を行うことが重要である。

そこで、次の行為をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出るものとする。

#### ①建築物

##### a 大規模建築物

以下に該当する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、過半の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

高さ13mを超えるもの、又は延床面積500㎡を超えるもの

##### b その他建築物

以下に該当する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

- ・屋根、外壁にけばけばしい色彩を使用するもの
- ・外観にイルミネーション、派手な飾り、絵等の装飾を恒常的に施すもの
- ・一般的な屋根（入母屋、寄棟、切妻、片流れ、陸屋根等）以外の特異な屋根を持つもの
- ・円形等の特異な形態のもの

#### ②工作物

以下に該当する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、過半の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

- ・擁壁類で高さが2mを超え、かつ、見付面積が20㎡を超えるもの
- ・その他の工作物で高さ13mを超えるもの、又は総水平投影面積が500㎡を超えるもの（平成31年7月1日施行）

#### ③開発行為

- ・3,000㎡以上の宅地造成

- ※ けばけばしい色彩とは、マンセル色票において川内地区、川外都市計画区域A地区、同B地区はR(赤)、YR(橙)、Y(黄)系の色相で彩度5以上のもの、その他の色相で彩度3以上のもの、その他の地区は彩度5以上のものをいう。
- ※ 建築物の高さの算定方法は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとする。
- ※ 「その他の工作物で高さ13mを超えるもの」について、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は届出の対象外とする。

## (2) 景観形成基準の内容

区域の名称		区域の内容
①商業地区(P68～70)		用途地域における商業地域及び近隣商業地域 ※東萩駅周辺地区、重点景観計画区域を除く
②川内地区(P71～73)		商業地区を除く松本川、橋本川内の三角州区域
川外都市計画区域	③東萩駅周辺地区(P74～75)	東萩駅及びその周辺区域
	④A地区(P76～77)	・新川・無田ヶ原地区及びその周辺区域 ・中津江公営住宅及びその周辺区域 ・商業地区を除く椿地域の市街地 ・玉江の一部
	⑤B地区(P78～79)	東萩駅周辺地区、A地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域
⑥市街地周辺地区(P80～81)		東萩駅周辺地区、A地区、B地区を除く川外の都市計画区域及び都市計画区域外

### 〔建築物の基準に関する共通事項〕

- 建築物の高さの算定方法は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとする。図による解説は参考資料③(→P82)を参照。
- 既存建築物で高さ制限を超えているものは、建替時に基準の高さに適合するよう求められるが、居住権の保障等のやむを得ない理由がある場合は、既存の高さまでの建築は認められる。
- 公益性が高い施設で、病院・健康福祉施設及びこれらに類する建築物は、景観に十分配慮されることを条件として、景観審議会の審議を経て、市長が認める場合には、高さ制限を超えて建築することができる。

①商業地区における景観形成基準

ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは 20m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために 20mを超える場合は、軒の高さを 20m以下とする。この場合、勾配は 6/10 以下とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10 以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度 4 を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温热水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩及び照明の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・高さは、原則建物の最高高さ以下とする。</li> <li>・色彩は、原則色相を問わず彩度4以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>・必要最小限の規模とする。</li> <li>・照明は原則として間接照明とし、点滅式やネオンは使用しない。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。</li> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ul> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、鉄塔、その他これらに類するもの、記念塔、電波塔その他これらに類するもの及び高架水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化用空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
彫像等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠とし、派手な色彩としない。</li> <li>・周辺の修景緑化を図る。</li> </ul>
送電線鉄塔、携帯電話鉄塔等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ山頂や山稜、尾根、又は山麓の平地には設置しない。</li> <li>・山稜の近くでは、稜線を崩さないよう、尾根からできるだけ低い位置に設置する。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>

項目	景観形成基準
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物・飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・壁面、構造等の意匠は、できるだけ周辺景観と調和するようにし、外部に設ける配管類は目立たないようにする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
アミューズメント・パーク等の遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感や違和感を軽減し、修景緑化用に空地を確保するため、敷地境界からできるだけ後退する。</li> <li>・既に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に活用する。これが困難な場合は、周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・外周部には、遊戯設備の規模に応じた樹木で、周辺との緩衝緑地となるような植栽を行う。</li> </ul>
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠色彩とする。</li> </ul>

## ウ 開発行為

内容	景観形成基準
造成地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな造成地とするため、法定基準より多くの緑地を設けるよう努める。</li> <li>・低木だけの植栽とせず、できるだけ中高木の植栽も行い、潤いのある緑地を設ける。</li> <li>・樹種の構成や樹木の配置にも配慮する。</li> </ul>
柵、塀、垣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製の柵やフェンスを設置する場合は、色彩は色相を問わず彩度4以下とする。</li> <li>・塀を設置する場合は、原則として以下のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然素材により築造し、土塀、石塀、板塀、生垣とする。</li> <li>(2) ブロック塀とするときは、表面にモルタル塗装等を施す。または化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用する。</li> </ol> </li> </ul>
のり面等の修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等をする場合には、既存樹木をできるだけ保存し、活用する。</li> <li>・造成等に係る切土及び盛土に伴い、のり面が生じる場合には、適切な植栽を行う。</li> <li>・原則として、擁壁等のコンクリート構造物は、黒色粉を混ぜて自然石の風合いを出すことや化粧型枠による修景、構造物前面の緑化、壁面の緑化等による修景を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為の区域においては、継続的な景観形成ができるよう、できる限り地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定を定める。</li> </ul>

## ②川内地区における景観形成基準

### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは16m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために16mを超える場合は、軒の高さを16m以下とする。この場合、勾配は6/10以下とする。</li> <li>都市計画用途（第一種低層住居専用地域）により、高さが10m以下と規制されている地区は、それに従う。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度2を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>

項目	景観形成基準
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

## イ 工作物の建設等

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩及び照明の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> <li>・高さは、原則建物の最高高さ以下とする。</li> <li>・色彩は、原則色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>・必要最小限の規模とする。</li> <li>・照明は原則として間接照明とし、点滅式やネオンは使用しない。</li> </ul>
擁壁類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、以下のいずれかとする。ただし、当該擁壁が公道等から容易に望見されない場合は、この限りではない。</li> <li>(1) 石又は粗面ブロックで築造する。</li> <li>(2) コンクリートによる築造の場合は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. コンクリートに黒色粉を混ぜて黒っぽい擁壁とする。</li> <li>b. 化粧型枠等による仕上げを施す。</li> </ul> </li> </ul>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。ただし、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。</li> <li>・地面に設置する場合で、やむを得ず公道等から望見できる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景等を設置し目立たないようにする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、鉄塔、その他これらに類するもの、記念塔、電波塔その他これらに類するもの及び高架水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化用空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
彫像等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠とし、派手な色彩としない。</li> <li>・周辺の修景緑化を図る。</li> </ul>
送電線鉄塔、携帯電話鉄塔等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ山頂や山稜、尾根、又は山麓の平地には設置しない。</li> <li>・山稜の近くでは、稜線を崩さないよう、尾根からできるだけ低い位置に設置する。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>

項目	景観形成基準
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物・飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感、突出感を軽減し、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ後退する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため、樹種の構成や樹木の配置に配慮し、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・既に樹木がある場合は、その保存を図り修景に活用する。これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・必要最小限の大きさ、高さとする。</li> <li>・壁面、構造等の意匠は、できるだけ周辺景観と調和するようにし、外部に設ける配管類は目立たないようにする。</li> <li>・周辺環境の色彩に馴染むような配慮を施す等、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
アミューズメント・パーク等の遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感や違和感を軽減し、修景緑化用に空地を確保するため、敷地境界からできるだけ後退する。</li> <li>・既に樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に活用する。これが困難な場合は、周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> <li>・外周部には、遊戯設備の規模に応じた樹木で、周辺との緩衝緑地となるような植栽を行う。</li> </ul>
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した形態意匠色彩とする。</li> </ul>

## ウ 開発行為

内容	景観形成基準
造成地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな造成地とするため、法定基準より多くの緑地を設けるよう努める。</li> <li>・低木だけの植栽とせず、できるだけ中高木の植栽も行い、潤いのある緑地を設ける。</li> <li>・樹種の構成や樹木の配置にも配慮する。</li> </ul>
柵、塀、垣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製の柵やフェンスを設置する場合は、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。</li> <li>・塀を設置する場合は、原則として以下のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然素材により築造し、土塀、石塀、板塀、生垣とする。</li> <li>(2) ブロック塀とするときは、表面にモルタル塗装等を施す。または化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用する。</li> </ol> </li> </ul>
のり面等の修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等をする場合には、既存樹木をできるだけ保存し、活用する。</li> <li>・造成等に係る切土及び盛土に伴い、のり面が生じる場合には、適切な植栽を行う。</li> <li>・原則として、擁壁等のコンクリート構造物は、黒色粉を混ぜて自然石の風合いを出すことや化粧型枠による修景、構造物前面の緑化、壁面の緑化等による修景を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為の区域においては、継続的な景観形成ができるよう、できる限り地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定を定める。</li> </ul>

### ③川外都市計画区域（東萩駅周辺地区）における景観形成基準

#### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは 30m 以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために 30m を超える場合は、軒の高さを 30m 以下とする。この場合、勾配は 6/10 以下とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10 以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度 4 を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度 4 以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

#### イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

#### ウ 開発行為

①の規定と同じ。

#### ④川外都市計画区域（A地区）における景観形成基準

##### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは20m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために20mを超える場合は、軒の高さを20m以下とする。この場合、勾配は6/10以下とする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあっては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度2を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあっては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

#### イ 工作物の建設等

②の規定と同じ。

#### ウ 開発行為

②の規定と同じ。

⑤川外都市計画区域（B地区）における景観形成基準

ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高の高さは16m以下とし、なるべく低いものとする。ただし、勾配屋根とするために16mを超える場合は、軒の高さを16m以下とする。この場合、勾配は6/10以下とする。</li> <li>都市計画用途（第一種低層住居専用地域）により、高さが10m以下と規制されている地区は、それに従う。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあっては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度2を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあっては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度2以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>

項目	景観形成基準
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>・外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>・太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>・色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

## イ 工作物の建設等

②の規定と同じ。

## ウ 開発行為

②の規定と同じ。

## ⑥市街地周辺地区における景観形成基準

### ア 大規模建築物、その他建築物の建築等

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路及び周辺に威圧感及び圧迫感を与えないように、かつ修景緑化のスペースを確保するため、壁面等を道路及び敷地境界線からできるだけ後退する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>整然としたものとし、奇抜なものはさける。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>なるべく低いものとする。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の山なみとの調和を図るため、勾配屋根を用いるなどスカイライン（稜線）に配慮する。</li> <li>周囲の建物との連続性に配慮し調和を図るとともに、周辺景観との調和についても配慮する。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度4以下とする。なお、自然材料や伝統資材（赤茶色の釉薬瓦等）を使用する場合はこの限りではない。</li> <li>6/10以下の勾配屋根、若しくは陸屋根とし、奇抜な形態はさける。</li> <li>建築本来の用途・目的・機能上の理由、又は伝統によって様式が定まっている等の理由がある場合は、原則によらないことができる。（例：教会等）</li> <li>周辺の景観や環境に違和感を与えず、周辺と調和すると認められるものにあつては、原則によらないことができる。</li> </ul>
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面、開口部等の意匠に配慮し、圧迫感や威圧感、奇抜さ、違和感を与えないようにする。</li> <li>外見できる壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体的に整然とし、まとまりのある意匠とする。</li> <li>資材は問わず、色彩は色相を問わず彩度4以下とし、光沢のないものとする。</li> <li>やむを得ず、彩度4を超える色彩を使用する場合は、建物全体に与える影響がほとんど感じられないような、ワンポイントの使用とする。</li> <li>自然材料や伝統資材（レンガ等）を使用する場合はマンセル値による彩度制限を適用しない。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、間接照明とする。</li> <li>点滅式照明は使用しない。</li> <li>ネオンは必要最小限の大きさや量とし、白色で点滅しないものを使用する。</li> </ul>
建築設備 (壁面設備、屋上設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要最小限の大きさや高さとし、壁面設備にあつては道路から見えないような位置、又は景観上影響の少ない場所に設置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げをする等目立たなくする。また、屋上設備も、必要最小限の大きさとし、できるだけ目立たない位置に設置する。これが困難な場合は、目隠し措置を講じる。</li> <li>屋上設備は、建物本体との調和を図るとともに、スカイライン（稜線）に与える影響を軽減させるため整然とした形態とする。</li> <li>テレビアンテナ等は共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。</li> <li>建築設備の色彩は、建築物と同色、同系色とする等、建築物との調和を図る。</li> <li>日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色彩は色相を問わず彩度4以下とし、光沢のないものとする。また、意匠は奇抜なものをさけ、建築物と調和したものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 建築設備の例 空調室外機、給配水管、温水器、アンテナ、日よけテント等</p> </div>
太陽光発電装置・太陽熱温水器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。</li> <li>外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。</li> <li>太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を超えないものとする。</li> <li>色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。</li> </ul>

項目	景観形成基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できるだけ敷地を緑化する。</li> <li>・周辺の景観や環境との調和を図るため樹種の構成や樹木の配置を考慮する。</li> <li>・周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種を選び、植栽する位置に配慮する。</li> </ul>
樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に樹木がある場合は、その保全を図り修景に活用する。</li> <li>・これが困難な場合は、できるだけその周辺に移植し、十分な管理を行って樹勢の回復に努める。</li> </ul>

※ 「ワンポイント」とは、外壁一面において、その面積の1%未満の使用をいう。

## イ 工作物の建設等

①の規定と同じ。

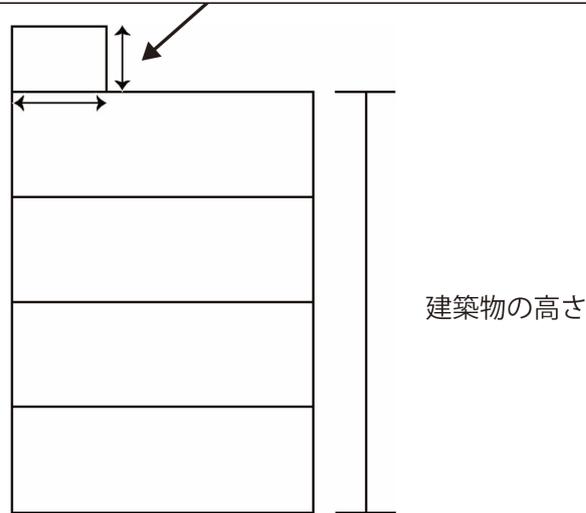
## ウ 開発行為

①の規定と同じ。

**参考資料③：建築物の高さの算定方法及び中高層建築物の勾配屋根の特例**

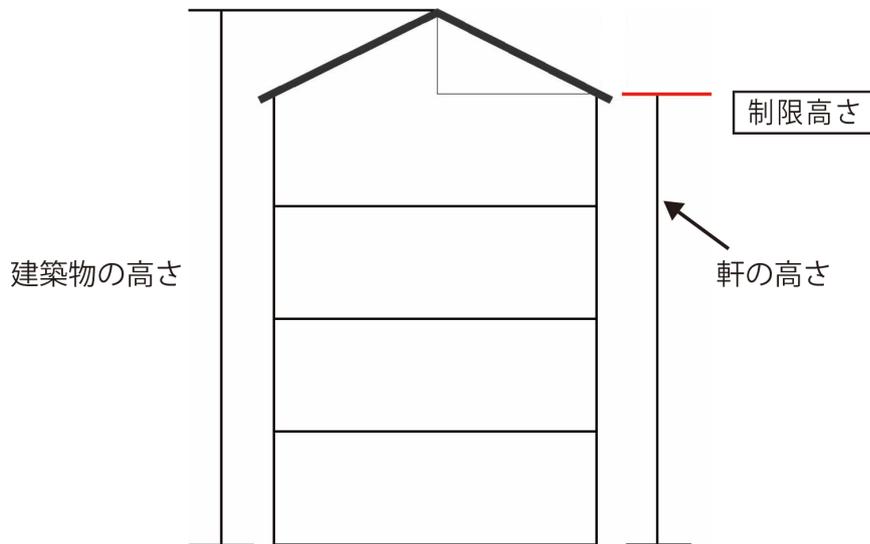
**A：屋上部分の高さへの算入**

屋上部分の面積が建築物の建築面積の 1/8 以内で高さ 12m又は 5m以内（※）であれば、屋上部分の高さに算入しない



※都市計画の用途地域のうち、第一種、第二種低層住居専用地域では 5m以内、それ以外の用途地域では 12m以内となる。

**B：勾配屋根とするために制限高さを超える場合の高さの捉え方**



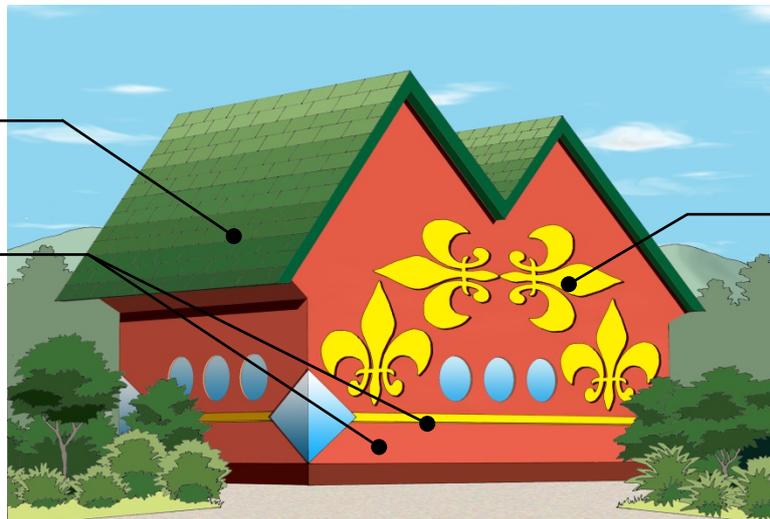
勾配は 6/10 以下（重点景観計画区域・都市景観形成地区は 5/10 以下）

参考資料④：「その他建築物」の参考例

■一般景観計画区域の届出対象行為となる「その他建築物」の例



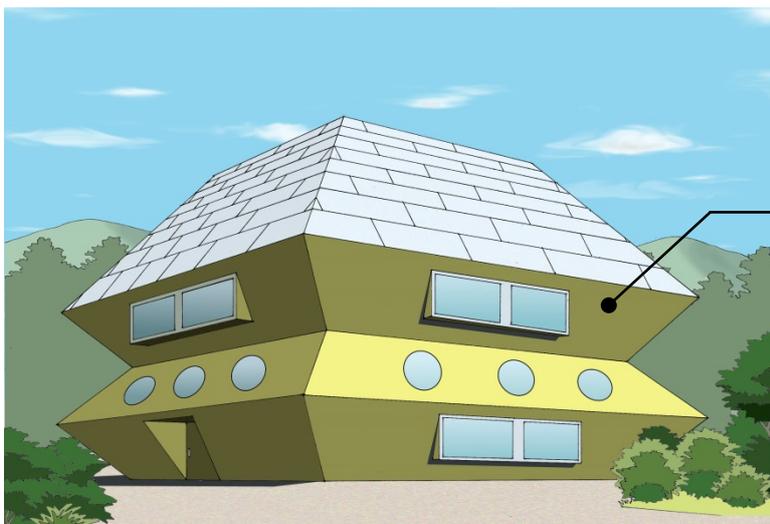
けばけばしい色彩を使用した外壁



特異な形態をした建築物

けばけばしい色彩を使用した外壁

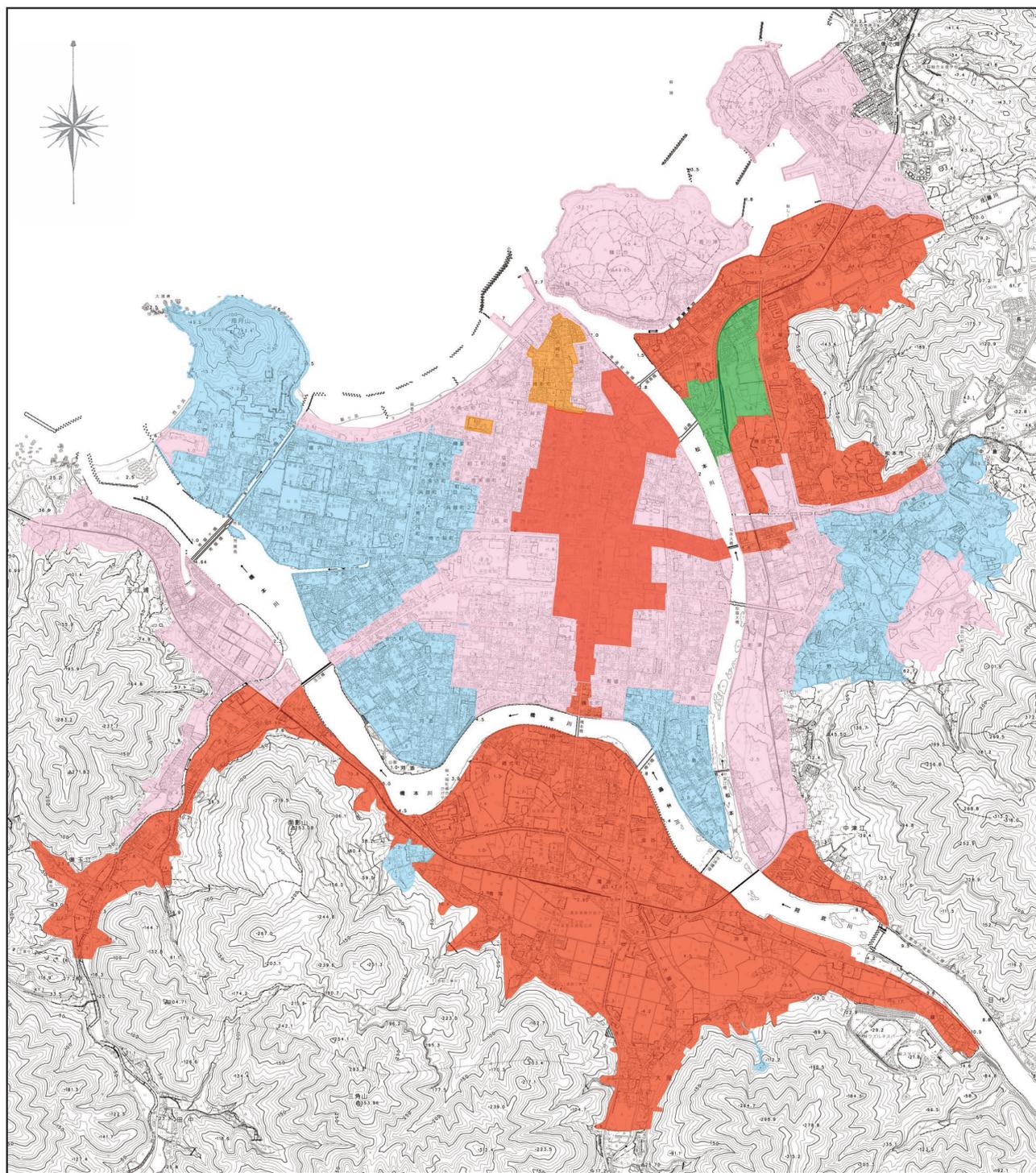
派手な装飾を施した外壁



特異な形態をした建築物

### 参考資料⑤：建築物の高さ制限

本市の建築物の高さ制限については、この景観計画及び都市計画用途の第一種低層住居専用地域の高さ規制により、下図のように区分される。



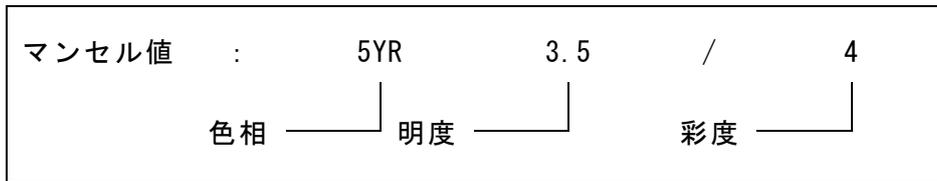
建築物の高さ制限区分	
	30m以内
	20m以内
	16m以内
	13m以内
	10m以内

## 参考資料⑥：色彩の表示について

本計画書ではこの中で国際的な色の尺度であるマンセル表色系を色彩表示に用い、マンセル値によって色彩基準の表示をしています。

色彩は、白や黒といった無彩色と、赤や青といった有彩色に分けられます。有彩色は、いくつかの色味に分けることができ、これを「色相」といいます。また、無彩色も有彩色も明るさの違いがあり、これを「明度」といいます。さらに、有彩色ではあざやかさの違いがあり、これを「彩度」といいます。これら「色相」、「明度」、「彩度」をまとめて色の三属性といい、それぞれを記号と数値で表すことにより、1つの色を特定することができます。例えば、茶色はマンセル値では 5YR3.5/4 の記号で表されます。

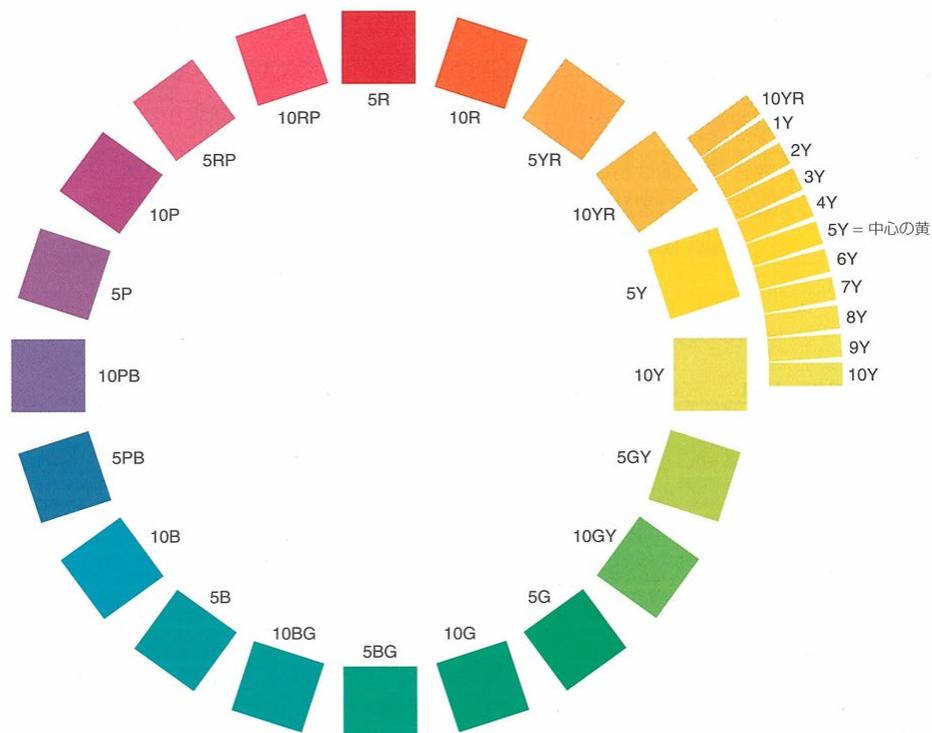
### ■マンセル値の見方



### ■色相（色味）

マンセル色彩体系の色相は、R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つを基本にして、それぞれ両隣にある色との関係を組み合わせたR、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RPの10色相で表します。さらに、1つの色相が10分割されているので、全色相が100あります。これが、赤、黄、黄緑というような色味の様相をみる度合いになっています。JIS 標準色票は、各色相を4分割(2.5/5/7.5/10)した40色相が用意されています。

### ○マンセル色相環



### ■明度（明るさの度合い）

マンセル表色系では、明度、つまり明るさの度合いは、白から黒の間にグレーを置き、白が 10、黒を 0 として 11 段階に設定されています。ただし、10 は完全な白を、黒の 0 は完全な黒を意味しますが、このような白や黒はありえないので普通は白が 9.5、黒が 1.0 という設定になっています。よって明度は 1.0～9.5 の数値で表し、数値が大きいほど明るい色を示します。

（次頁の色相断面図を参照してください。）

### ■彩度（あざやかさの度合い）

マンセル表色系の色相環に置かれる色は、代表色相の純色です。純色とは、もっともあざやかな色で、その純色と無彩色との間の度合いを彩度といいます。よって純色が各色相の最高彩度となり、彩度の数値が大きくなるほどあざやかな色を示します。

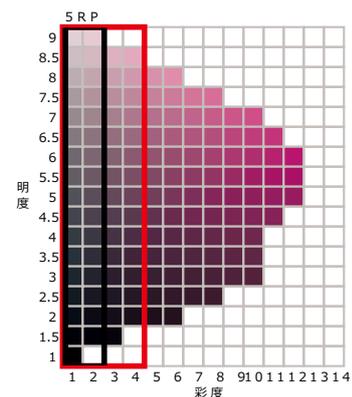
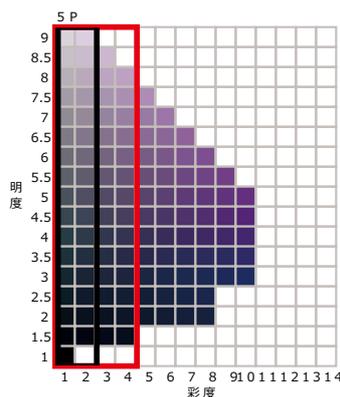
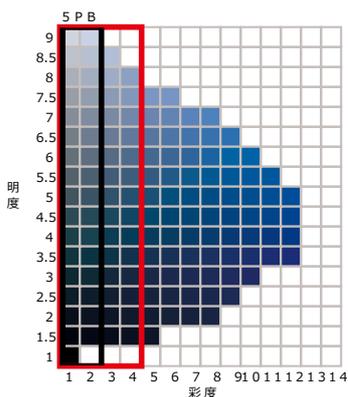
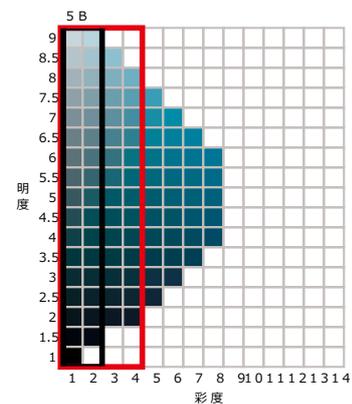
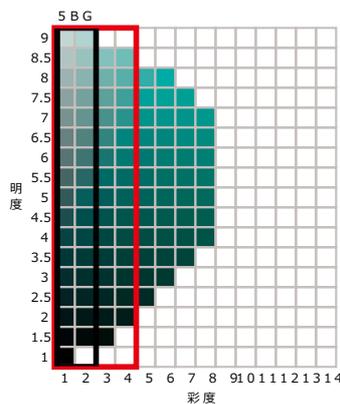
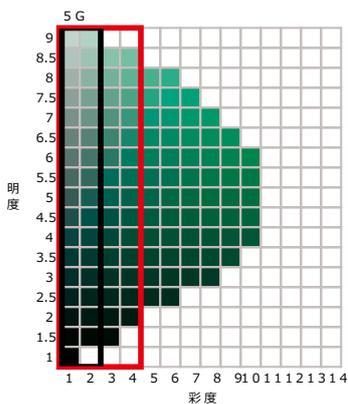
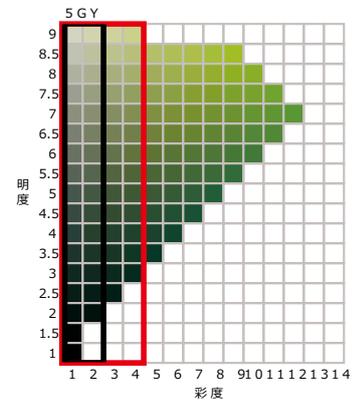
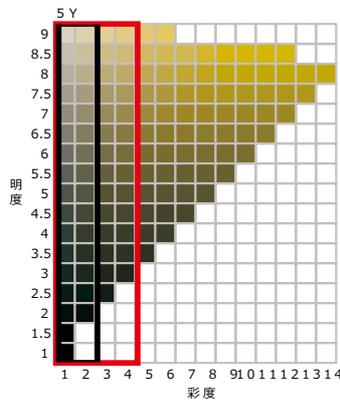
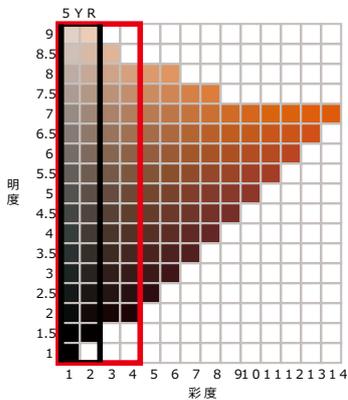
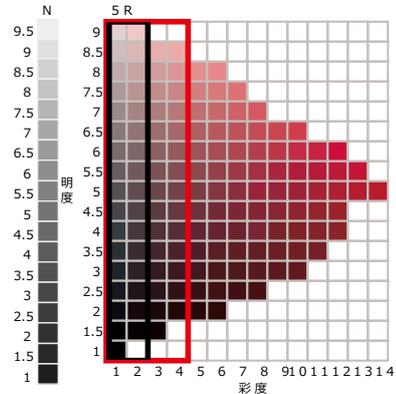
純色の位置は色相によって異なり、R、YR、Y などの色相では高彩度に、G、BG、B では R、YR、Y などの色相より低彩度になっています。

（次頁の色相断面図を参照してください。）

## ○等色相断面図

色彩基準の参考図として示しております。有彩色については、各色相の代表色相である 5 をとりあげており、縦軸が明度、横軸が彩度を示しています。なお、本断面図は印刷によるもので、正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。

- ・断面図中の赤枠の範囲は、彩度 4 以下の色彩、黒枠の範囲は、彩度 2 以下の色彩となります。
- ・一般景観計画区域で届出が必要な大規模建築物等は、商業地区、東萩駅周辺地区、市街地周辺地区においては、屋根や外壁に彩度 4 以下の色彩が使用でき、その他の地区においては彩度 2 以下の色彩が使用できます。
- ・一般景観計画区域で届出を必要としない建築物は、商業地区、東萩駅周辺地区、市街地周辺地区においては、屋根や外壁に彩度 5 未満の色彩が使用でき、その他の地区においては R (赤)、YR (橙)、Y (黄) 系の色相で彩度 5 未満、その他の色相で彩度 3 未満の色彩が使用できます。



## 参考資料⑦：携帯電話鉄塔等の工作物について

### 1 届出について

一般景観計画区域で、高さが13mを超える場合は、届出対象とする。

### 2 立地について

位置は、重点景観計画区域でないこと。その他、萩市の都市景観に多大な影響を及ぼす場所でないこと。(原則として、三角州内、三角州周辺平地及び河岸は多大な影響があると認識している。選定候補地の位置図、交渉結果等も添付すること。)

原則として、山腹又は山麓に設置し、山の稜線より高くない位置とすること。

### 3 高さについて

原則として、各地域の建築物の高さ制限以下とし、高さ制限のない地域では、高さは30m(避雷針を含む。)を限度とすること。また、幹線道路から望見できないよう配慮すること。

やむを得ず、幹線道路から至近距離(概ね100m以内)に設置する場合は、高さ15m以下とする。

なお、高さが15mを超える場合は、アドバルーン等での現地調査(萩市の立会)を基に、高さを判断する。

### 4 形式について

原則として、ポール形式とする。構造上、やむを得ずトラス形式等となる場合は、スリム形式(幅1.5m以下。)とする。

### 5 鉄塔部の色彩について

原則として、立地に即してダークブラウン、ダークグレー、ダークグリーン等で、周辺環境に馴染むような色彩とし、光沢のないものとする。(金具等を含む。)

	ダークブラウン	ダークグレー	ダークグリーン
マンセル値	5YR2/1	N5.5	5G3/7

### 6 鉄塔の建設に伴い設置する機器収容箱、フェンス等の色彩について

原則として、立地の環境に即してダークブラウン、アイボリー、グレー系のいずれかとする。

また、フェンス等に必ず緊急連絡先を表示すること。

※ その他提出資料

- ・ 撮影位置図 (バルーン等調査写真又は合成写真を添付。)
- ・ 新設アンテナのエリア図
- ・ 電力の供給ルート図
- ・ 鉄塔等の色見本等

## 第5章 「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の指定の方針

「萩まちじゅう博物館」は、国、県、市指定の文化財や埋蔵文化財はもとより、そうした従来の文化財の考え方では捉えることのできなかった空間遺産や生活遺産まで含んだものを「おたから」、すなわち「文化遺産・都市遺産」として捉え、その保存及び発掘並びに整備・活用、そして、それに基づいた景観の保存・形成までを組み込んだまちづくり活動である。この「文化遺産・都市遺産」を可視的に証拠付ける景観要素のうち、地域の自然、歴史、文化からみて、景観上の特徴を有し、良好な景観形成に重要である建造物や樹木を、以下のような方針に基づいて景観重要建造物、景観重要樹木として指定する。

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

#### (1) 基本的な考え方

本市の歴史を現在に伝え、地域の良好な景観形成の拠り所となる景観資源として地域住民の共通認識が得られる歴史的・近代的な建築物、工作物（門、塀、石積み等）を対象として、景観重要建造物の指定を行う。

#### (2) 地域別の指定方針

##### ① 市街地域

- ・藩政期や幕末、近代を含め、歴史的変遷や文化を表し、主要な景観要素となる建築物
- ・歴史的地割に残る門、土塀・石塀・板塀、石積み等で、主要な景観要素となる工作物
- ・歴史的水路の石橋、石積み護岸等で、主要な景観要素となる工作物

##### ② 農山村地域

- ・農山村地域や農山村集落の歴史や伝統的建築様式を今に伝え、地域の主要な景観要素となる建築物
- ・農山村地域や農山村集落の歴史的道筋や歴史的水路において主要な景観要素となる石橋、石積み等の工作物

##### ③ 漁港地域

- ・漁港や漁村集落の歴史や伝統的建築様式を今に伝え、主要な景観要素となる建築物
- ・漁港や漁村集落の歴史的道筋や歴史的水路において主要な景観要素となる石橋、石積み等の工作物

#### (3) 指定の方法

景観重要建造物の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる形態意匠の有無及びその改造度合並びに建造物の維持保全の状態を確認し、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関する専門家及び第三者機関の意見を聴いて行う。

## 2. 景観重要樹木の指定の方針

---

### (1) 基本的な考え方

歴史的経過や文化的意義、特徴的な樹容、学術的な特徴等を有し、地域の良好な景観形成の拠り所となる景観資源として市民によって認識され、あるいは保護する必要性が認識されている樹木を対象として、景観重要樹木の指定を行う。

### (2) 地域別の指定の方針

各地域において、地域の景観を特徴付ける下記の樹木について、実施計画の策定等を通して、地域住民の共通認識のもとに景観重要樹木への指定を進める。

#### ① 市街地域

- ・歴史的まちなみや社寺等においてシンボルとなる樹木
- ・公共公益的機関が集積する地区、駅前広場、公園、学校等の地域のセンターとなる公共空間にあってシンボルとなる樹木

#### ② 農山村地域

- ・農山村地域の社寺、歴史的集落等においてシンボルとなる樹木
- ・公園、学校等の地域のセンターとなる公共空間にあってシンボルとなる樹木

#### ③ 漁村地域

- ・漁村地域の社寺、歴史的集落においてシンボルとなる樹木
- ・公園、学校等の地域のセンターとなる公共空間にあってシンボルとなる樹木

### (3) 指定の方法

景観重要樹木の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる樹容、その保全の状態を確認し、樹木の所有者の意見を聴くほか、景観又は樹木に関する専門家及び第三者機関の意見を聴いて行う。

## 第6章 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項

景観計画区域においては、景観の重要な要素となる屋外広告物を含めた景観形成に関する総合的な取り組みが必要となる。そこで、当該区域の景観形成の方針に基づき、建築物や工作物の景観形成基準に併せて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件(以下「屋外広告物等」という。)の設置に関する行為の制限を定める。そして、屋外広告物に係る行政は、景観計画に定める制限に基づいて制定した、萩市屋外広告物等に関する条例(以下「市条例」という。)により執り行う。

### ■制限の方針

- (1) 屋外広告物は良好な景観の形成に大きく影響することから、なるべく設置しないことを目指すため、市域全域を屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の禁止地域又は許可地域とし、基準に適合しない屋外広告物等は設置しないものとする。
- (2) 基準として定める項目は、屋外広告物等の個数、位置、規模、表示面積、形態、意匠、色彩、照明、その他必要な事項とする。
- (3) 基準は、地域の景観形成方針や景観形成基準を参考にしながら、地域ごとに条例若しくは規則に定めるものとする。
- (4) 基準は、高さは可能な限り低くし、規模は必要最小限とし、色彩は無彩色又は彩度の低いものとし、意匠は落ち着いたものとする等を目標に市条例若しくは規則に定めるものとする。

### ■参考:萩市屋外広告物等に関する条例の内容

[定義]

- ・禁止地域：一般広告物を禁止する。自家用広告物は許可基準に適合すれば設置は可能となる。
- ・許可地域：一般広告物、自家用広告物は、共に許可基準に適合すれば設置は可能となる。

[基本的考え]

1. 市域全域を屋外広告物掲出の禁止地域又は許可地域とする。
2. 禁止地域を拡大する。市条例制定前の県条例の禁止地域の外に、住居専用地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域）、重点景観計画区域、自然公園区域を禁止地域とする。
3. 禁止地域以外は許可地域とするが、許可基準は区域ごとに区分して設定する。基準に定める項目は、位置、個数、規模、表示面積、形態、意匠、色彩、照明等とする。

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園については、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観重要公共施設とし、整備に関する事項並びに占用許可に関する事項を定める。

### 1. 景観重要道路

#### (1) 景観重要道路の整備に関する方針

萩市景観計画区域内における下表の道路について、景観重要公共施設(道路)と位置付け、良好な景観形成のため、整備に関して下記の事項に取り組むものとする。

- ① 眺望景観に配慮し、美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設(河川施設、公園施設)との調和を図る。

#### (2) 景観重要道路における占用許可基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

景観重要道路内において工作物等の占用許可を行う場合は、下記の事項に配慮し、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

- ① 工作物等の配置
  - ・眺望景観に対する視点場の確保に配慮する。
  - ・標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。
- ② 工作物等の形態意匠
  - ・周辺の自然環境や歴史的環境、公共施設との調和に配慮し、整然とした形態意匠とする。
- ③ 工作物等の色彩
  - ・落ち着いた色のあるダークブラウン(5YR2/1)を基調とし、歴史的都市の演出に努める。

#### (3) 景観重要道路一覧表

##### 1) 萩地域の道路

##### ① 国管理道路(国道)

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
1	国道191号	大字山田3968-2	大字椿東越ヶ浜	約10,000

##### ② 県管理道路(国道・県道)

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
2	国道262号	大字土原182	川上451-1	約4,370
3	萩長門峡線	大字椿2788-1	大字椿2708-1	約330
4	萩三隅線	大字御許町37-6	大字山田4766-24	約4,300
5	萩秋芳線	大字椿2288-9	大字明木3680-1	約4,200
6	萩篠生線	大字土原170	旧福栄村との境	約4,000
7	萩城趾線	大字堀内85	大字平安古町283-2	約2,057
8	萩港線	大字土原631	大字東浜崎町147-2	約1,330
9	萩川上線	大字椿東4229-1	大字椿東276	約3,000
10	笠山越ヶ浜線	大字椿東6248-4	大字椿東1190-130	約1,200

### ③市管理道路（市道）

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
11	西田町東浜崎線	大字浜崎町 282	大字浜崎町 132-3	約 510
12	魚市場線	大字浜崎町 209	大字東浜崎町 137	約 200
13	南片河堀内線	大字南片河町 17-2	大字堀内 132	約 750
14	堀内稲荷春日線	大字堀内 241-2	大字堀内 247-1	約 380
15	船津椎原線	大字椿東 2456	大字椿東 1445-4	約 1,000
16	船津椎原分線	大字椿東 1505-3	大字椿東 1502-5	約 100
17	椎原線	大字椿東 1479-11	大字椿東 1426-1	約 220
18	萩港今魚店線	大字東浜崎町 148-2	大字今魚店町 30-3	約 600
19	玉江堀内線	大字山田 4758-6	大字堀内 109-1	約 1,310
20	堀内西ノ浜線	大字堀内 85-11	大字堀内 37-1	約 120
21	西ノ浜線	大字堀内 37-1	大字堀内 36-3	約 110
22	春若町南片河線	大字呉服町 1-3	大字南古萩町 33	約 290
23	細工町南古萩線	大字呉服町 1-1	大字南古萩町 9-1	約 290
24	金毘羅線	大字呉服町 27	大字南古萩町 1-1	約 140
25	新堀中渡線	大字呉服町 2-49	大字南片河町 48-1	約 560
26	南片河慶安橋線	大字南片河町 56-2	大字平安古町 600-3	約 300
27	八丁瓦町線	大字江向 581-1	大字江向 590-1	約 150
28	河添住吉線	大字江向 592-3	大字江向 595-3	約 160
29	弘法寺堀内線	大字土原 370-27	大字堀内 109-1	約 2,850
30	梨ノ木町樋ノ口線	大字川島 210	大字川島 66-1	約 800
31	田町線	大字米屋町 42	大字東田町 12-4	約 460
32	上野中ノ倉線	大字椿東 1099-13	大字椿東 2280-18	約 2,290
33	古萩新川線	大字吉田町 50	大字椿東 3176-28	約 100
34	御許町唐樋線	大字御許町 35-5	大字唐樋町 9	約 220
35	平安古菊ヶ浜線	大字堀内 403	大字堀内 302-2	約 790
36	米屋町上野丁線	大字浜崎新町 79	大字浜崎新町 36	約 200
37	浜崎新町中ノ丁線	大字浜崎新町 37-1	大字浜崎新町 80-2	約 200
38	吉田町指月線	大字堀内 385-1	大字堀内 109-22	約 1,100
39	馬場ノ丁深野町線	大字堀内 277	大字堀内 109-14	約 820
40	南ノ総門指月線	大字堀内 173	大字堀内 25-3	約 970
41	倉田四本松線	大字堀内 181-2	大字堀内 89-45	約 530
42	春日線	大字堀内 190-1	大字堀内 320-2	約 30
43	北ノ総門春日線	大字堀内 383-1	大字堀内 325-1	約 550
44	天樹院線	大字堀内 129	大字堀内 127-6	約 120
45	南ノ総門指月支線	大字堀内 158	大字堀内 157	約 100
46	馬場ノ丁中渡線	大字平安古町 169-1	大字平安古町 153-2	約 310
47	平安古西線	大字平安古町 206-3	大字平安古町 172-16	約 330
48	八丁開作線	大字平安古町 172-16	大字河添 327	約 90
49	吉田町樽屋町線	大字吉田町 51-9	大字樽屋町 1-18	約 990
50	井町東浜崎線	大字東浜崎町 125-1	大字浜崎町 139	約 250
51	河添住吉線	大字浜崎新町 176	大字浜崎町 248	約 180
52	住吉参道線	大字浜崎町 247-1	大字浜崎町 247-18	約 50
53	門町線	大字浜崎町 240	大字浜崎町 150-1	約 240
54	玉太郎椎原線	大字椿東 2484-16	大字椿東 1294-1	約 690
55	土原新橋線	大字土原 563-1	大字東田町 14-2	約 350
56	土原船津線	大字土原 565-4	大字椿東 2468-8	約 730
57	松本前小畑線	大字椿東 2990-5	大字椿東 2633	約 740
58	松本東光寺線	大字椿東 2453-1	大字椿東 1650-1	約 800

### ④未整備都市計画道路

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
59	今魚店金谷線	大字平安古町 544	大字椿 285	約 2,160
60	土原菊ヶ浜玉江線	大字山田 4839-3	大字山田 4248-1	約 600

## 2) 萩地域以外の道路

### ① 県管理道路（県道）

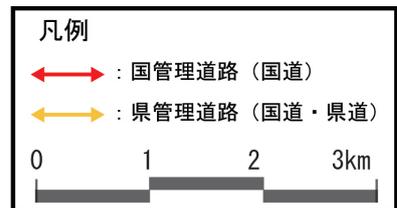
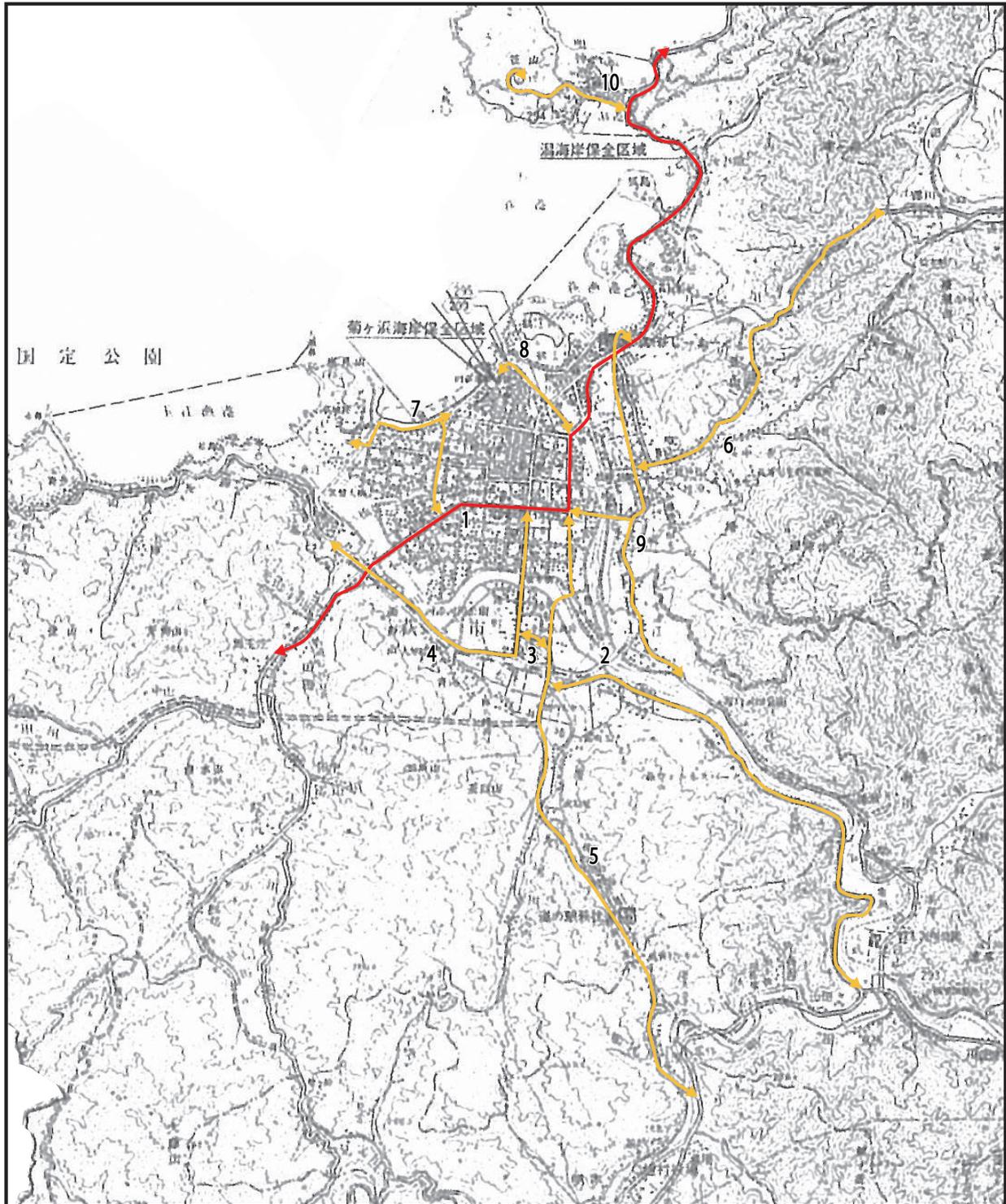
番号	地域	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
61	旭(佐々並)	山口福栄須佐線	大字佐々並 1963-1	大字佐々並 1867-1	約 210
62	旭(明木)	明木美東線	大字明木 3209-1	大字明木 3162	約 420

### ② 市管理道路（市道）

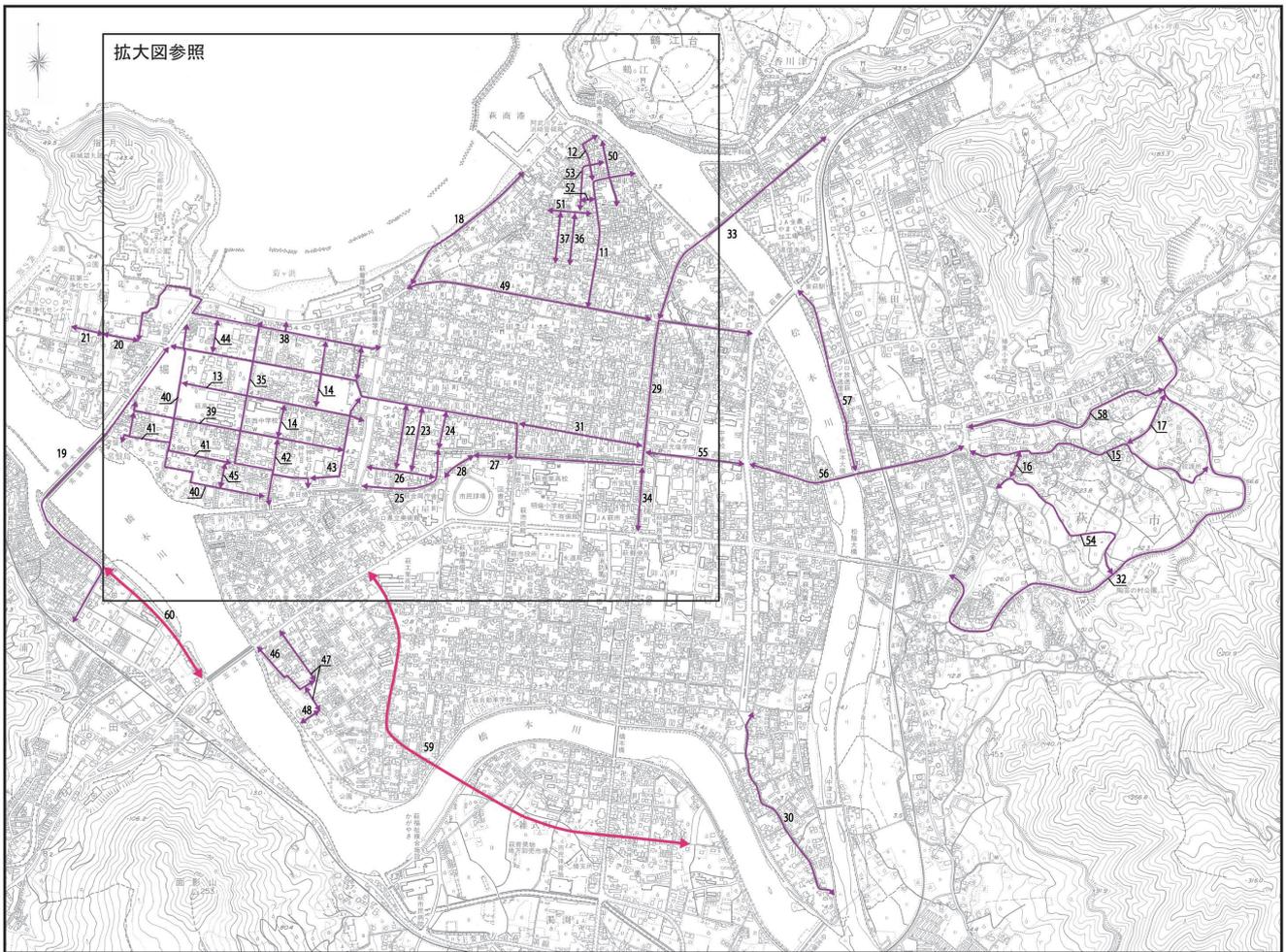
番号	地域	路線名	対象区間起点	対象区間終点	距離(m)
63	旭(佐々並)	久年線	大字佐々並 1984-1	大字佐々並 1901-1	約 380
64	旭(佐々並)	市久年線	大字佐々並 1884	大字佐々並 268-1	約 620
65	旭(佐々並)	渡辺 2 号線	大字佐々並 1898	大字佐々並 1964-1	約 120
66	旭(佐々並)	犬鳴線	大字佐々並 1880-1	大字佐々並 1856-1	約 170
67	旭(佐々並)	市中の原線	大字佐々並 2660	大字佐々並 2515	約 160
68	旭(佐々並)	市中溝線	大字佐々並 2610	大字佐々並 2606-3	約 50
69	旭(佐々並)	下向線	大字佐々並 2598	大字佐々並 350-1	約 210
70	旭(明木)	下市原線	大字明木 479	大字明木 4553	約 360
71	旭(明木)	笛吹線	大字明木山 498-1	大字明木 4298	約 170
72	旭(明木)	横町線	大字明木 3221	大字明木 3204	約 70
73	旭(明木)	蔵屋 1 号線	大字明木 3233	大字明木 3423-1	約 60
74	旭(明木)	一升谷線	大字明木 3248-3	大字明木 3100	約 300
75	旭(明木)	牛地 1 号線	大字明木 3116-1	大字明木 3116	約 20

(4) 景観重要道路位置図

■ 国及び県管理道路



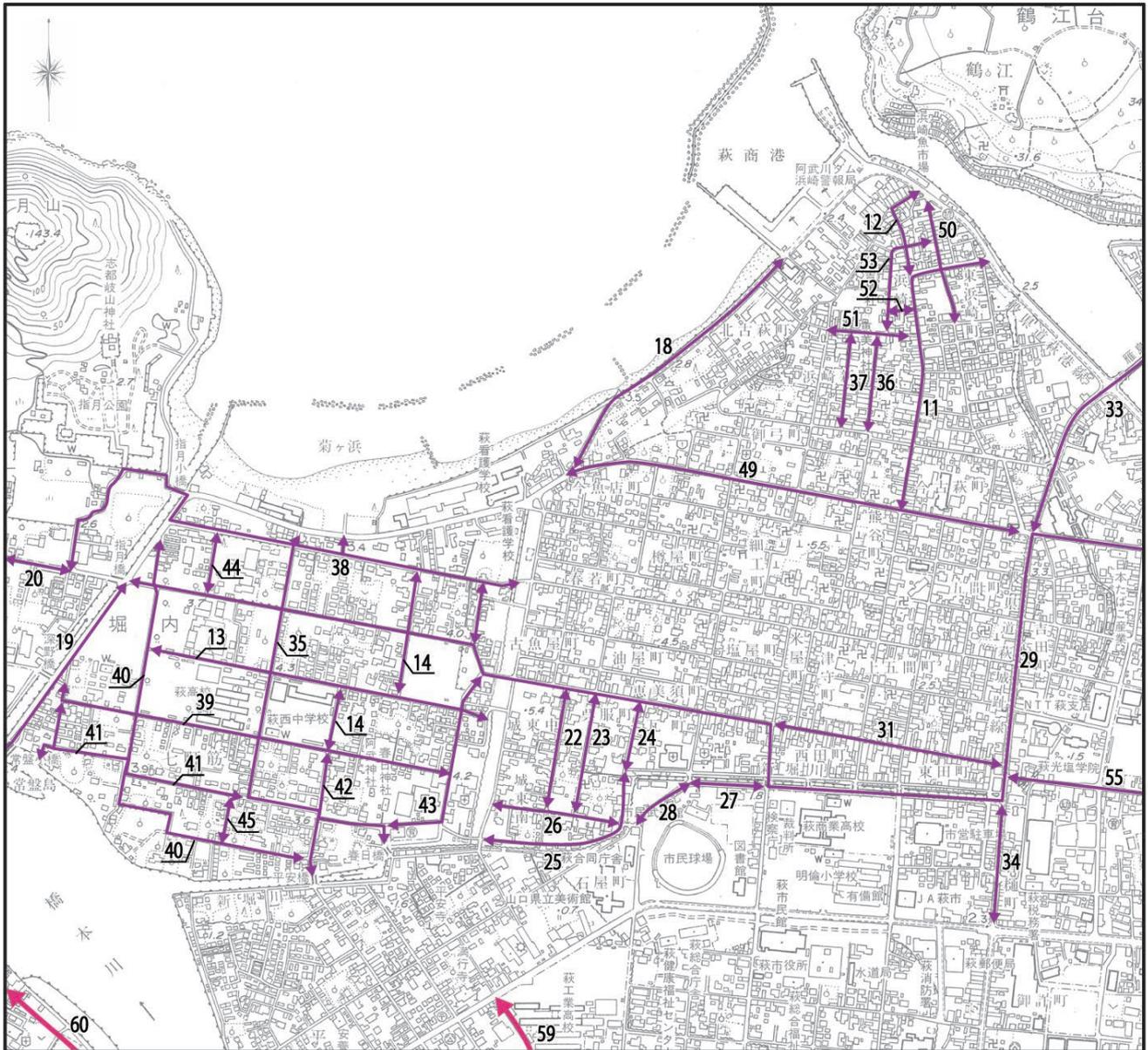
■未整備都市計画道路及び市管理道路（萩地域）



凡例

	: 市管理道路（市道）
	: 未整備都市計画道路

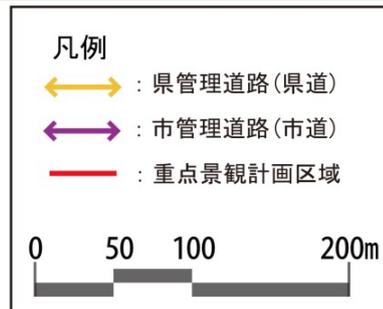
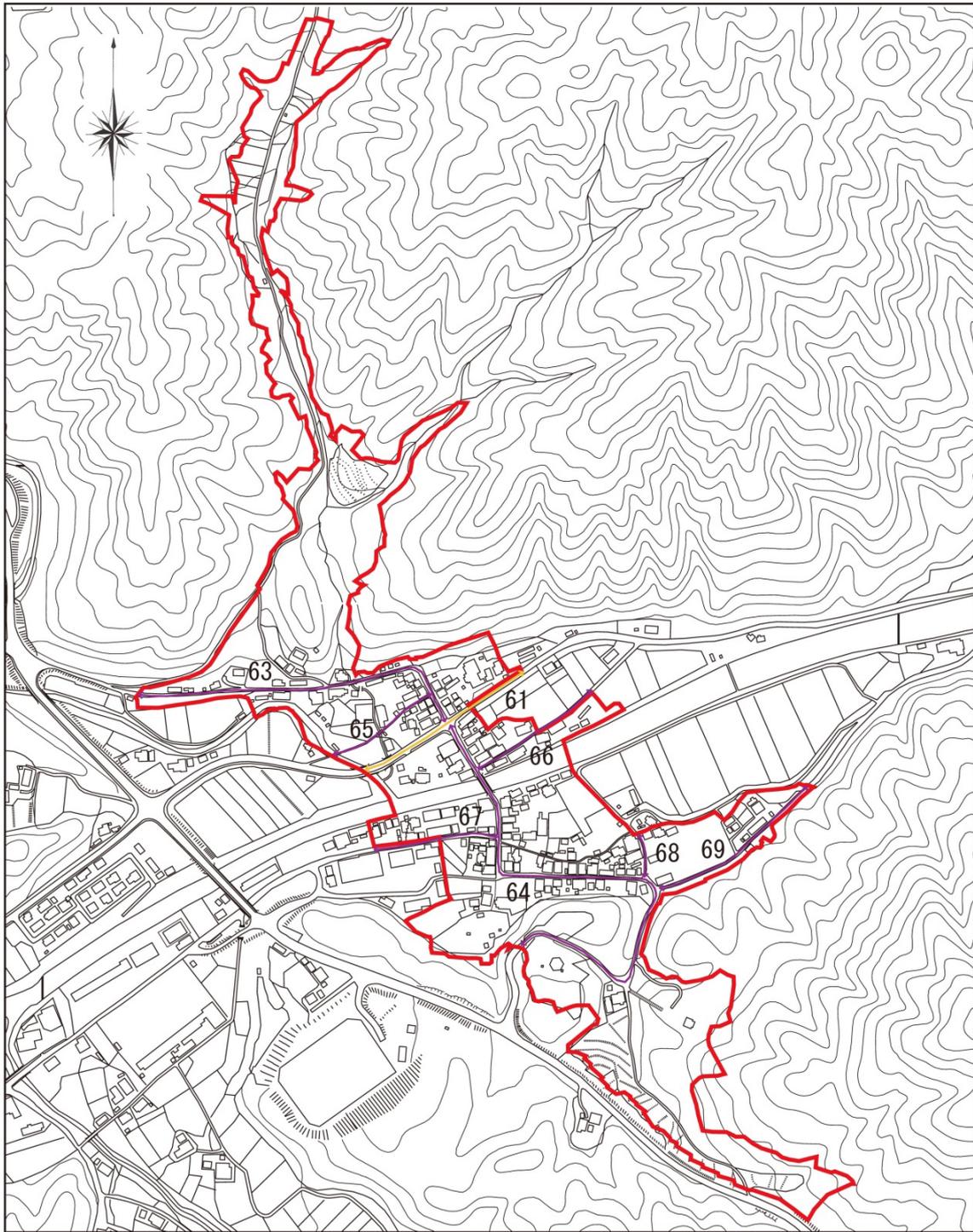
■未整備都市計画道路及び市管理道路（萩地域）拡大図



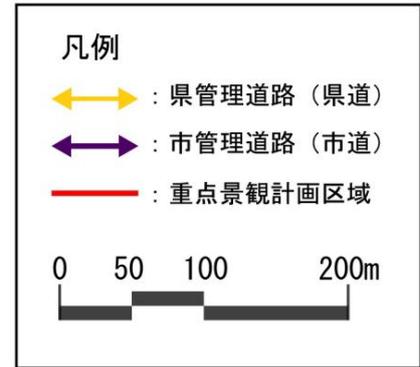
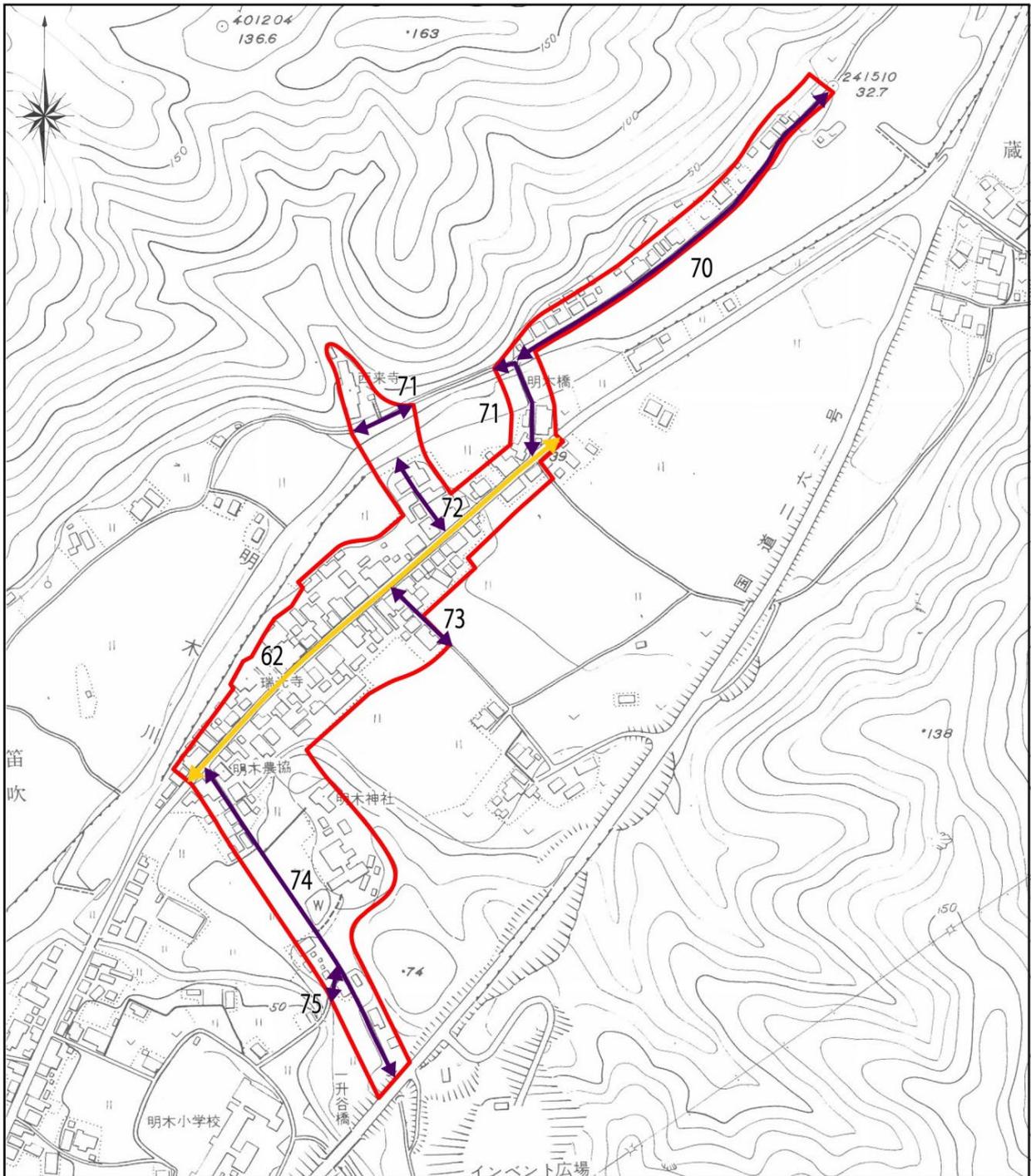
凡例

- ↔ : 市管理道路（市道）
- ↔ : 未整備都市計画道路

■ 佐々並市地区



■ 明木地区



## 2. 景観重要河川

### (1) 景観重要河川の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す河川は、景観重要公共施設(河川)として位置づけ、整備に関しては次の事項に取り組むものとする。

- ① 美しい自然との調和を図る
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設との調和を図る。

### (2) 景観重要河川における工作物の新築等に伴う占用許可基準(河川法第24条、第26条第1項の許可の基準)

景観重要河川内において工作物の新築等に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

#### ○ 工作物の形態意匠色彩

- ・河川の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物は整然としたものとするとともに、落ち着いたある色彩とする。

### (3) 景観重要河川一覧表

番号	河川名	区間	距離(m)
1	阿武川	中津江河口堰～阿武川河口	約 4,150
2	橋本川	阿武川分流点～橋本川河口	約 4,500
3	佐々並川	国道 262 号佐々並橋 ～佐々並久年公会堂下流約 250m付近の堰	約 650
4	明木川	市立明木図書館付近の堰 ～下市の国道分岐点付近の堰	約 800

※ 阿武川河口の漁港区域及び海岸保全区域は、別途、景観重要公共施設(漁港、海岸)にも位置づける

#### (4) 景観重要公共施設（河川）に準ずる河川

本市が管理する下表の河川は、景観重要公共施設（河川）に準ずる河川（以下「準景観重要河川」という。）として位置づけ、整備に関する事項並びに占用許可に関する事項を定める。

##### 1) 準景観重要河川の整備に関する方針

- ① 美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設との調和を図る。

##### 2) 準景観重要河川における工作物の新築等に伴う占用許可基準

準景観重要河川内において工作物の新築等に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとする。

##### ○ 工作物等の形態意匠色彩

・河川の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物等は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

##### 3) 準景観重要河川一覧表

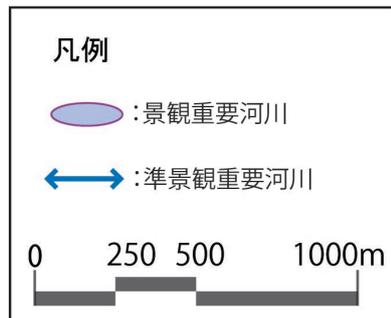
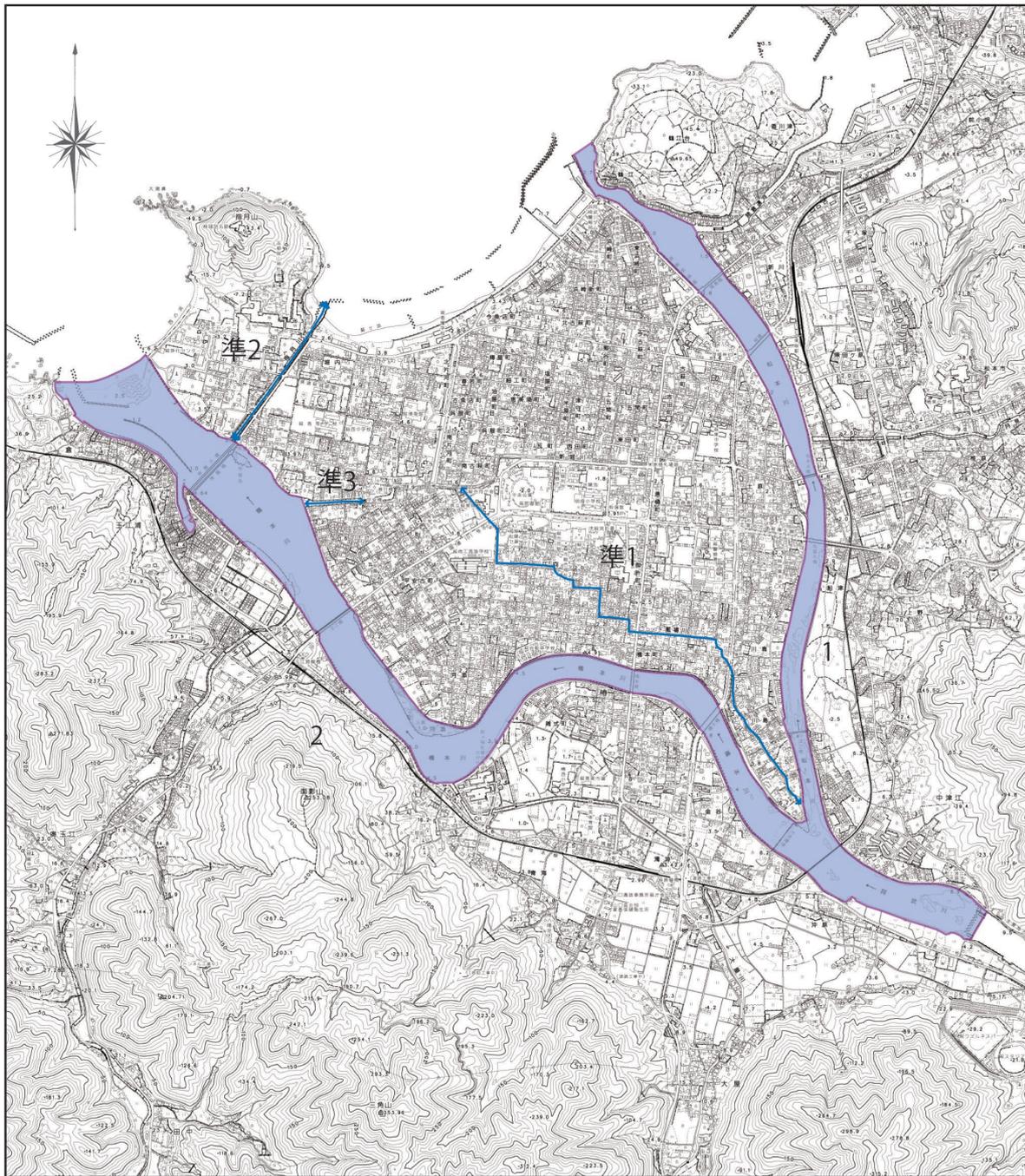
番号	河川名	区間	距離 (m)
準 1	藍場川	川島取水口～平安古新堀川合流点	約 2,400
準 2	指月川（疎水）	常盤大橋北川橋詰～菊ヶ浜合流点	約 700
準 3	新堀川	平安橋～橋本川合流点	約 300
準 4	山の口川	上流端～大板山たたら製鉄遺跡入口付近	約 200

※ 指月川と山の口川に係る占用許可は河川法に準じた取扱いとする。

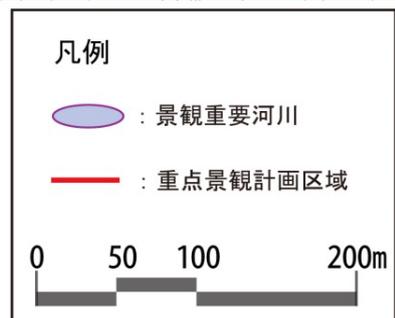
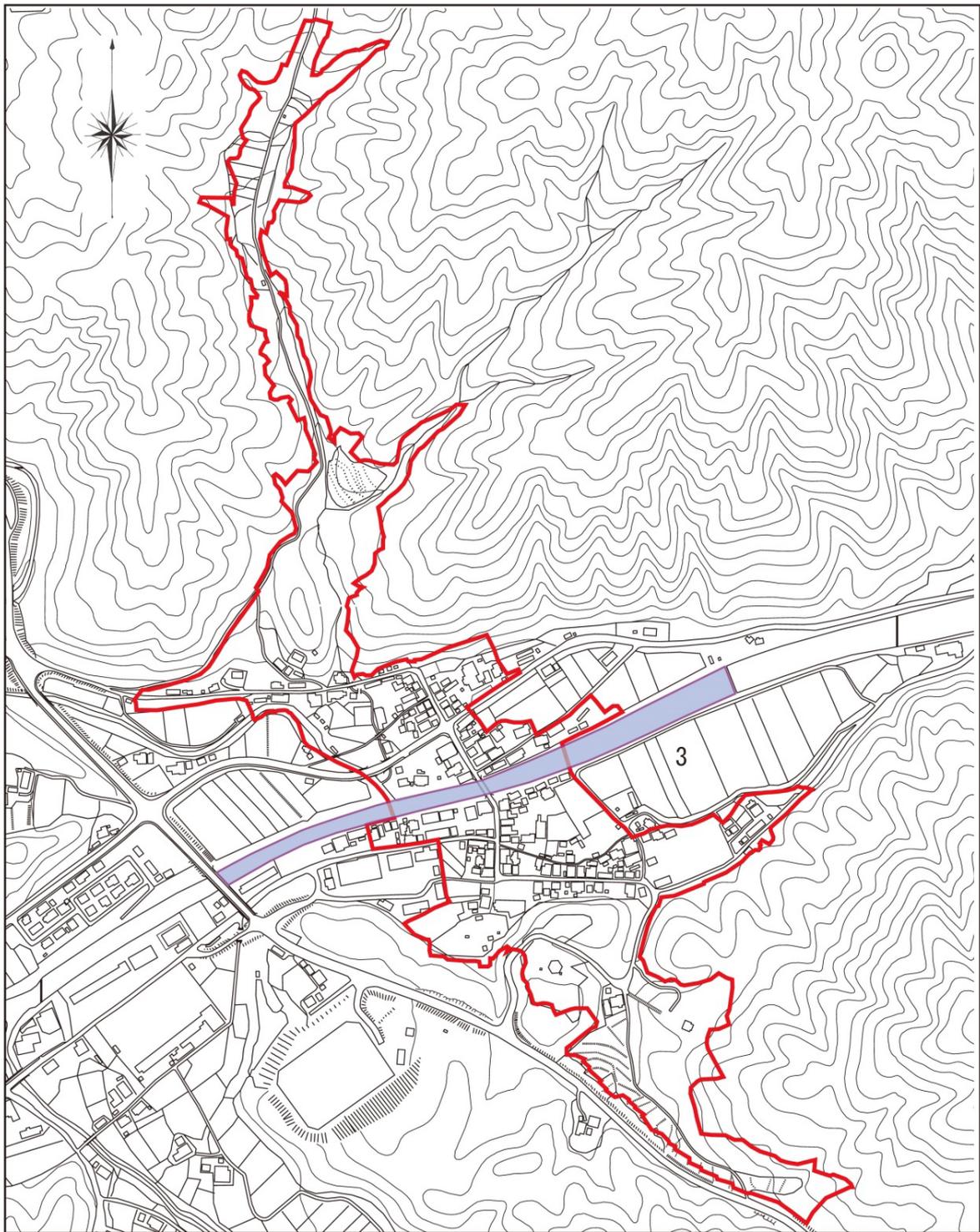
※ 藍場川と新堀川に係る占用許可は、萩市法定外公共物管理条例第 5 条第 1 項（同条例施行規則第 2 条第 1 項）を適用する。

(5) 景観重要河川及び準景観重要河川位置図

■萩地区

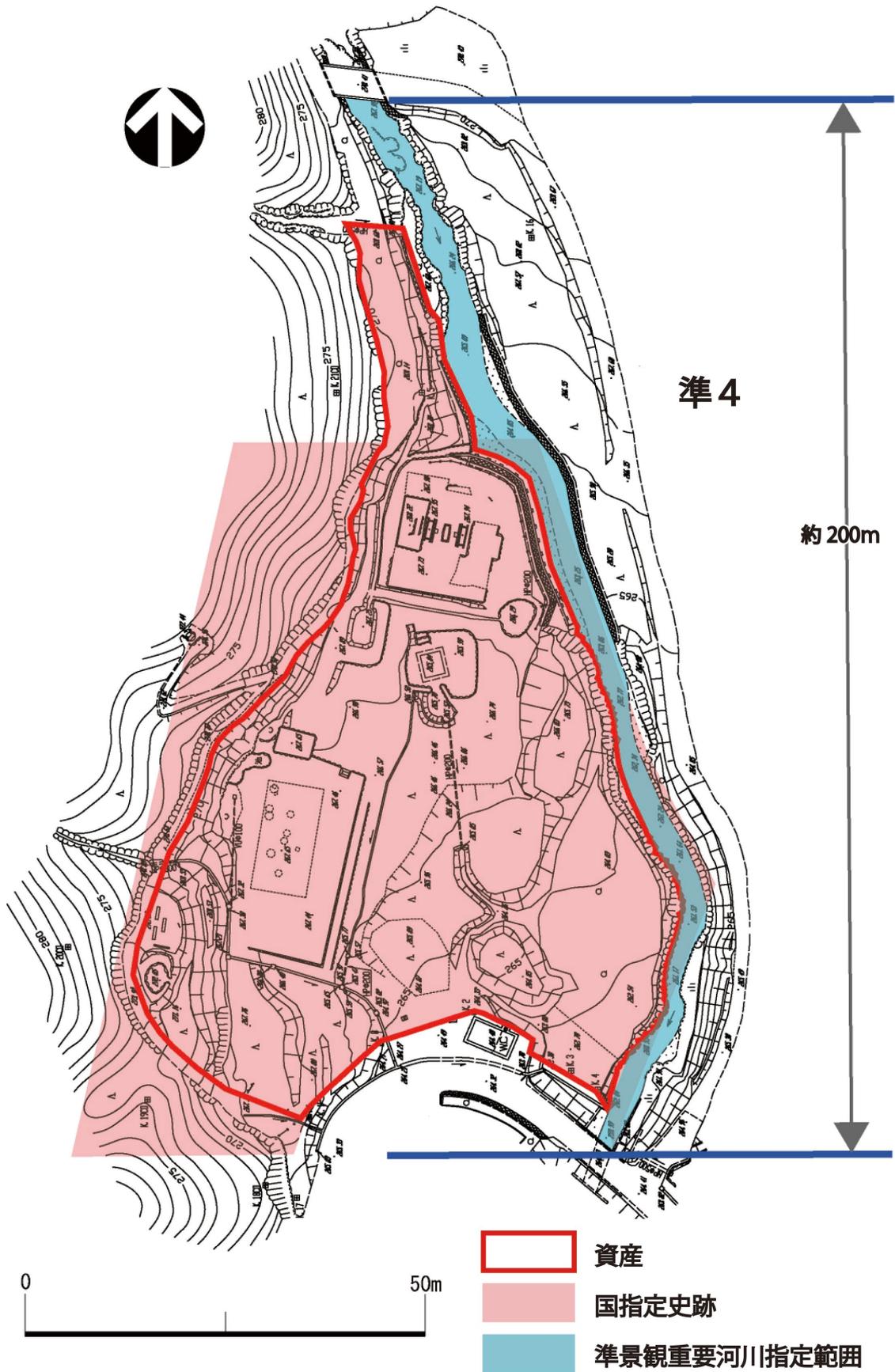


■ 佐々並市地区





■大板山たたら製鉄遺跡



### 3. 景観重要漁港

#### (1) 景観重要漁港の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す漁港は、景観重要公共施設(漁港)として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ① 美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設(河川、海岸)との調和を図る。

#### (2) 景観重要漁港における工作物の設置に伴う占用許可基準(漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準)

景観重要漁港内において工作物の設置に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

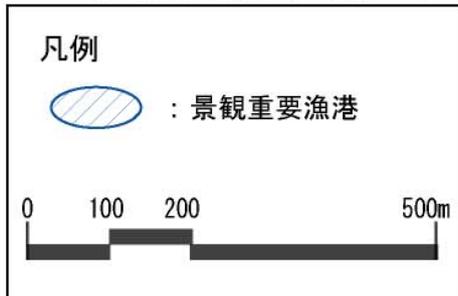
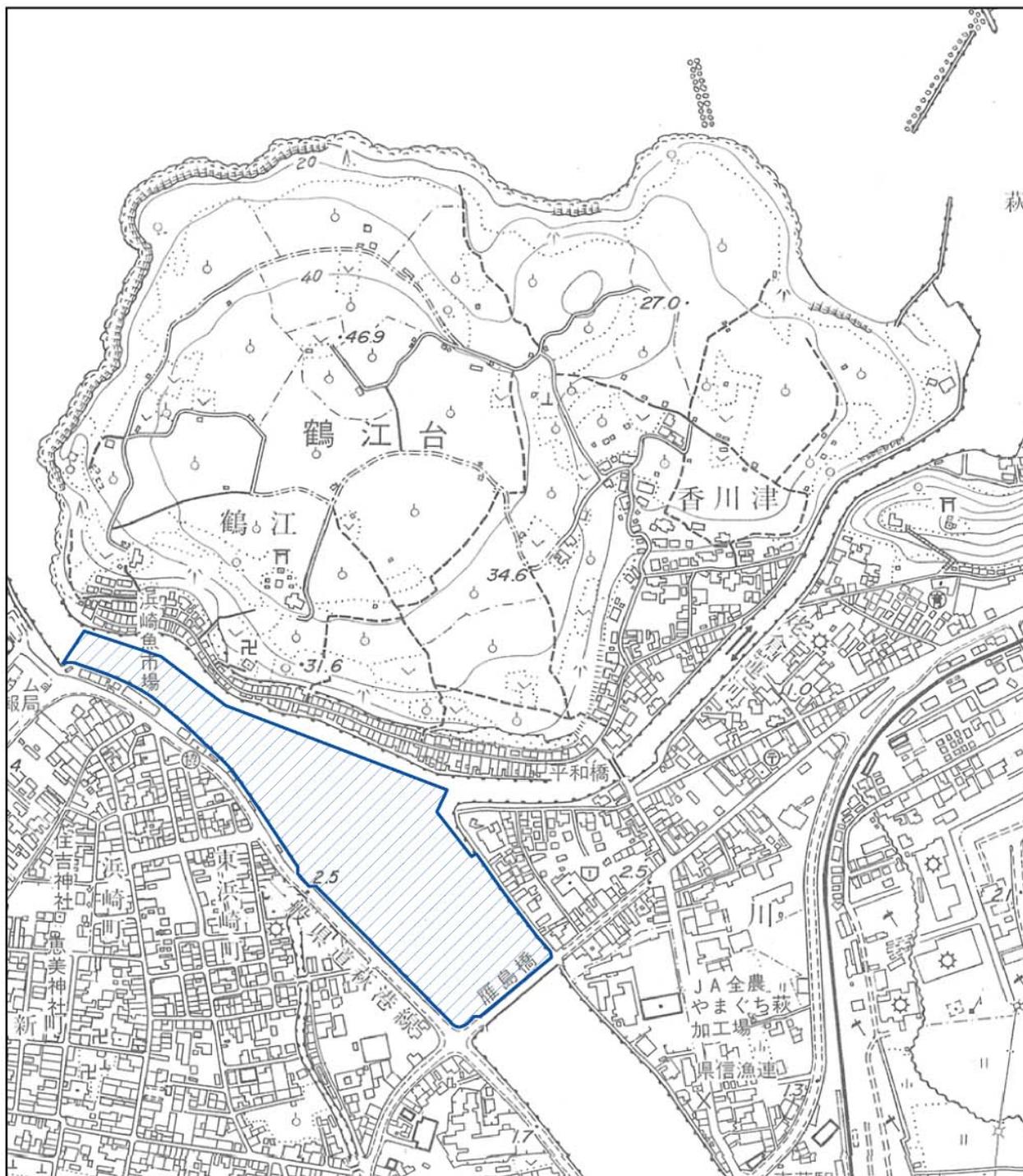
##### ○ 工作物等の形態意匠色彩

- ・漁港の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物等は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

#### (3) 景観重要漁港の範囲

漁港名	区域名	範囲	
萩漁港	萩漁港区域	阿武川の雁島橋から下流で、河口部までの漁港区域における護岸敷及び水面。ただし、山口北沿岸萩漁港海岸鶴江新川地区海岸保全区域を除く。	
		[説明]	阿武川左岸は、雁島橋から下流の区域で、河口の大字東浜崎字菊ヶ浜 139 番地先まで 阿武川右岸は、雁島橋から下流の区域で、河口の大字椿東字下鶴江 3973 番地先まで

(4) 景観重要漁港区域図



## 4. 景観重要海岸

### (1) 景観重要海岸の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す海岸は、景観重要公共施設(海岸)として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ① 美しい自然との調和を図る。
- ② 文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③ 周辺の公共施設(河川、漁港)との調和を図る。

### (2) 景観重要海岸における、海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置に伴う占用許可基準(海岸法第7条第1項の許可の基準)

景観重要海岸内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置に伴う占用許可を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

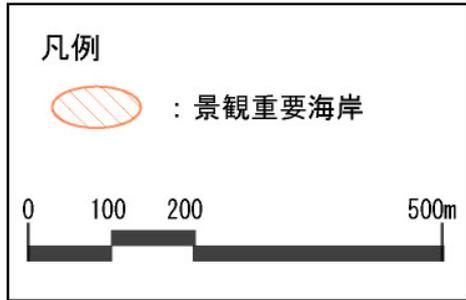
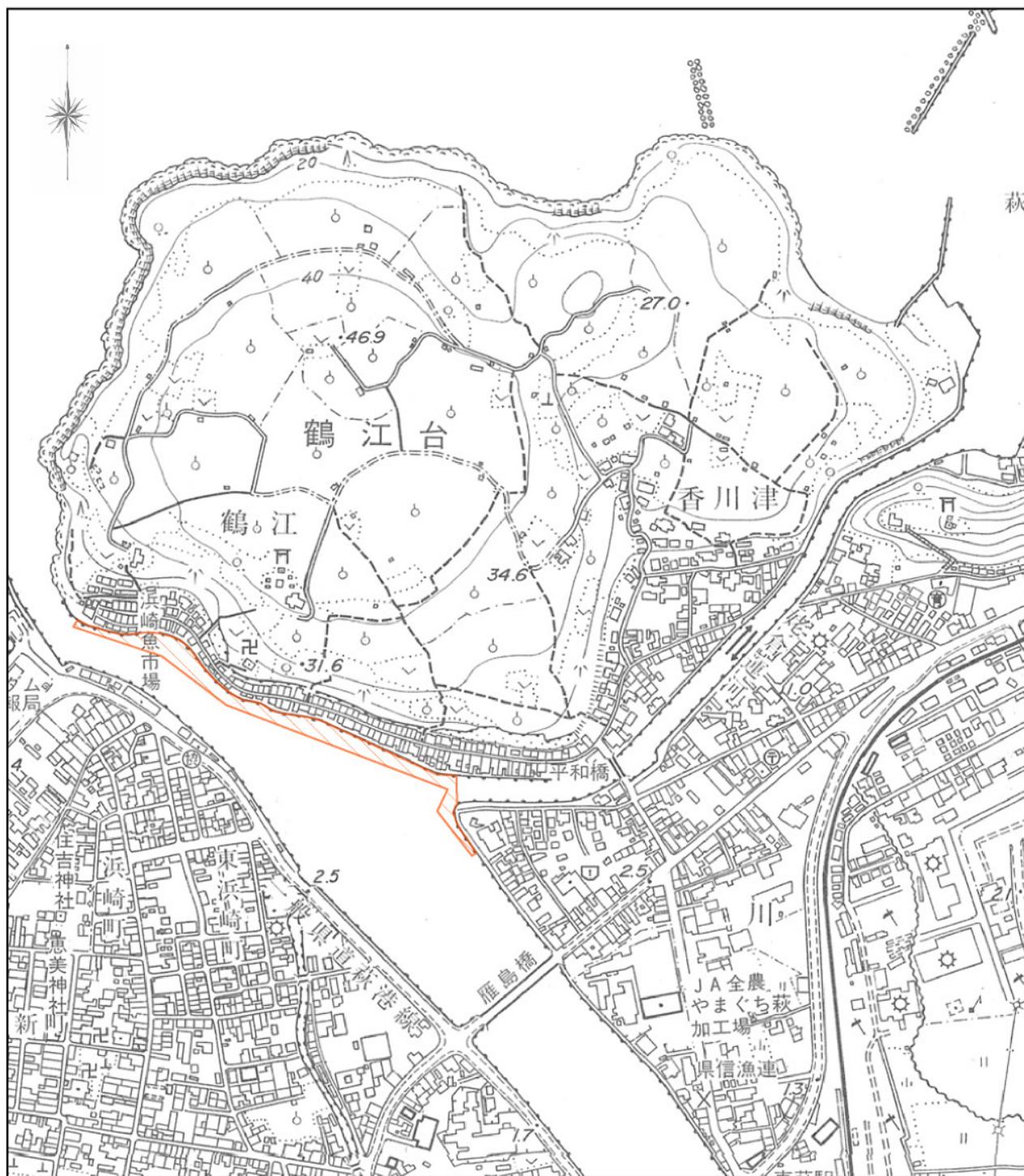
#### ○ 工作物等の形態意匠色彩

- ・海岸の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物等は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

### (3) 景観重要海岸の範囲

海岸名	区域名	範囲
山口北沿岸 萩漁港海岸	鶴江新川地区 海岸保全区域	阿武川右岸において、雁島橋の下流約140m地点から下流の区域で、河口の大字椿東字下鶴江3973番地先までの護岸敷及び水面

(4) 景観重要海岸区域図



## 5. 景観重要公園

### (1) 景観重要公園の整備に関する方針

良好な景観形成のため、下表に示す公園は、景観重要公園(景観重要公共施設)として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ① 歩行者・利用者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- ② 歴史的景観との調和を図るため、緑豊かで自然素材を用いた整備を行う。人工物を使用する場合は、擬石や化粧型枠等による修景を行う。
- ③ 公園内の遊歩道等の整備については、歴史的景観に調和する形態意匠及び色彩とする。

### (2) 景観重要公園における建築物、工作物の占用許可等の基準(都市公園法第4条、第5条第1項又は第6条第1項もしくは第3項の許可の基準)

景観重要公園内において建築物や工作物等の占用許可等を行う場合は、次の事項に配慮したものとし、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

- ① 建築物や工作物等の配置
  - ・景観形成上の重要なポイントを阻害しない配置とし、公園全体の見通しを遮るような配置としない。
- ② 建築物や工作物等の形態意匠
  - ・公園の緑や歴史的景観と調和し、また、憩いの場として落ち着きを感じられるものとする。
- ③ 建築物や工作物等の色彩
  - ・落ち着きがあるダークブラウン(5YR2/1)等を基調とし、公園の緑や歴史的景観との調和に配慮する。

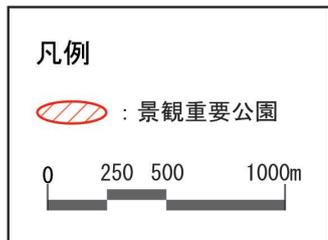
### (3) 景観重要公園一覧表

番号	公園名	種別	位置	面積 (ha)
1	※1 指月公園	総合公園	大字堀内	31.40
2	※2 中央公園	総合公園	大字江向	5.30
3	陶芸の村公園	総合公園	大字椿東	15.80

※1 未供用部分を除く

※2 未供用部分及びプレーパークゾーンを除く

(4) 景觀重要公園区域圖



## 第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものである。

景観計画では、この景観農業振興地域整備計画を策定する際の指針として、農業振興地域において地域の魅力や特徴を表している農山村景観を保存・創出するために必要な基本的事項を定めるものとする。

本市の農山村地域には、田園と一体となって広がる伝統的集落や緑豊かで郷愁を誘う美しい里山が残っており、この景観を保全するために、以下のような事項を考慮に入れて、景観農業振興地域整備計画の策定を進めるものとする。

### ■ 保全・創出すべき景観の特色

- ・ 急峻な地形を巧みに利用した棚田
- ・ 美しい里山と懐かしい農家集落
- ・ ため池や石積み水路等の歴史を感じさせる農業用水施設
- ・ お祭りや伝統文化の舞台となる社寺境内、集落
- ・ 景観資源作物の栽培により美しい姿となっている耕作地

### ■ 魅力ある景観を保全・創出するための方針

- ・ 棚田のある景観は、農業的利用に止まらず、来訪者を招く貴重な観光資源ともなるので、これを維持保全する。
- ・ 四季折々の農業の営みが表す光景を守り、豊かな自然と共にあり郷愁を誘う農家集落の景観を維持保全する。

## 景観計画策定経緯資料

### 1. 景観法成立過程

景観法が成立するまでの過程は、国土交通省都市・地域整備局都市計画課の資料により、次の表のとおりとなっています。

年月日	内容
平成 15 年 7 月 11 日	美しい国づくり政策大綱の公表
平成 15 年 7 月 31 日	観光立国行動計画の公表
平成 15 年 12 月 10 日	自由民主党国土交通部会街並み景観小委員会報告
平成 16 年 2 月 10 日	景観法閣議決定
平成 16 年 5 月 14 日	衆議院本会議採決
平成 16 年 6 月 11 日	参議院本会議採決
平成 16 年 6 月 18 日	景観法公布
平成 16 年 12 月 15 日	景観法政省令公布 ・景観法施行令(平成 16 年政令第 398 号) ・景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号) ・都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(平成 16 年農林水産省令・国土交通省令第 4 号) ・景観行政団体及び景観計画に関する省令(平成 16 年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第 1 号) ・景観農業振興地域整備計画に関する省令(平成 16 年農林水産省令第 97 号)
平成 16 年 12 月 17 日	景観法施行(第 3 章を除く)、景観法運用指針発出
平成 17 年 6 月 1 日	景観法第 3 章部分施行(景観地区等)

### 2. 萩市の景観行政団体への移行

平成 16 年 12 月の景観法施行に基づいて、萩市は山口県と協議し、県知事の同意を得ることにより、平成 17 年 3 月に山口県で初めての景観行政団体となりました。

年月日	内容
平成 17 年 1 月 7 日	萩市が景観行政団体になることについて山口県に協議書を提出
平成 17 年 1 月 28 日	山口県は萩市が景観行政団体となることに同意する。
平成 17 年 2 月 1 日	萩市が平成 17 年 3 月 3 日付けで景観行政団体となることを告示
平成 17 年 3 月 3 日	萩市が、全国で 10 番目、中四国地方で最初の景観行政団体となる。
平成 17 年 3 月 6 日	萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の 1 市 2 町 4 村が合併し、新しい萩市となる。
平成 17 年 3 月 15 日	合併により旧萩市が消滅したため、改めて新しい萩市が景観行政団体となることについて山口県に協議書を提出
平成 17 年 3 月 16 日	山口県は新しい萩市が景観行政団体となることに同意する。
平成 17 年 3 月 18 日	新しい萩市が平成 17 年 4 月 17 日付けで景観行政団体となることを告示
平成 17 年 4 月 17 日	新しい萩市が改めて景観行政団体となる。

### 3. 景観計画の策定作業経緯

#### (1) 平成 17 年度作業経過

年月日	行事	内容
平成 17 年 6～7 月	市内各地現地調査、各総合事務所と協議	景観特性把握
9 月	景観計画策定会議 (関係課、各総合事務所)	景観法説明、課題把握
10 月	各課と個別協議	景観計画説明、課題把握

(2) 平成 18～19 年度作業経過

年月日	行事	内容
平成 18 年 4 月 17 日	第 1 回景観計画策定庁内検討協議会	景観計画(素案)検討
平成 18 年 5 月 10 日	第 1 回景観計画策定庁内検討協議会 作業部会	景観計画(素案)検討
平成 18 年 6 月 6 日	景観要素の把握調査	各地域の景観要素現況調査
平成 18 年 6 月 9 日	6 月市議会全員協議会で説明	景観法、景観計画(素案)説明
平成 18 年 7 月 14 日	第 2 回景観計画策定庁内検討協議会	景観計画(素案)決定
平成 18 年 8 月 7 日 ～平成 19 年 1 月 22 日	景観計画(素案)説明会や協議 ・対住民 21 地区延 33 回 ・対事業者(建設業協会、宅建業協会 萩支部、萩商工会議所、県建築士会 萩支部、中国電力)延 9 回 合計 42 回	景観計画(素案)説明・協議
平成 18 年 9 月 4 日	9 月市議会全員協議会で説明	景観計画(素案)説明
平成 18 年 10 月 31 日	山口県建築士会萩支部が質問・意見・ 要望・提案を提出	質問等拝聴
平成 18 年 11 月 29 日	山口県建築士会萩支部に説明	質問・意見等に対する説明
平成 18 年 11 月 30 日	12 月市議会全員協議会で説明	景観特性、景観形成方針等
平成 18 年 12 月 ～平成 19 年 1 月	重点景観計画区域へのアンケート調査 ①維新の里地区 12/19 発送 1/10 締切 対象 117 人回答 53 人(45%)有効回答 43 人賛同 33 人(77%) ②江崎地区 12/20 発送 1/10 締切 対象 279 人回答 103 人(37%)有効回答 86 人賛同 62 人(72%) ③明木地区 12/25 発送 1/15 締切 対象 75 人回答 39 人(52%)有効回答 37 人賛同 28 人(76%)	
平成 18 年 12 月 22 日 ～平成 19 年 1 月 17 日	県萩土木建築事務所協議	景観重要道路、同河川
平成 19 年 1 月 26 日	県道路整備課、同河川課協議	景観重要道路、同河川
平成 18 年 12 月 27 日	国土交通省萩国道出張所協議	景観重要道路
平成 19 年 1 月 16 日 平成 19 年 2 月 2 日	国土交通省山口河川国道事務所協議	景観重要道路
平成 19 年 2 月 21 日 平成 19 年 3 月 1 日	県道路整備課、同河川課協議	景観重要道路、同河川
平成 19 年 2 月 22 日	第 2 回景観計画策定庁内検討作業部 会	景観計画(素案)検討
平成 19 年 2 月 22 日	山口県建築士会萩支部有志へ説明	景観計画(素案)の説明
平成 19 年 3 月 5 日	3 月萩市議会全員協議会で説明	作業経緯、アンケート結果
平成 19 年 3 月 9 日	県道路整備課、同道路建設課等協議	景観重要道路、同河川
平成 19 年 3 月 13 日	県道路整備課、同道路建設課協議	景観重要道路
平成 19 年 3 月 15 日	山口県建築士会萩支部有志が意見書 Ⅱ提出	基準や住民合意に関する意見
平成 19 年 3 月 20 日	庁内会議(建築課)	基準を一部見直し
平成 19 年 3 月 22 日	県漁港漁場整備課、同道路整備課 協議	景観重要漁港、同海岸、同道 路
平成 19 年 3 月 23 日	庁内建設部内会議	一部見直し後の基準協議
平成 19 年 3 月 26 日	第 3 回景観計画策定庁内検討協議会	景観計画(案)を確定
平成 19 年 3 月 29 日	県河川課、同漁港漁場整備課協議	景観重要漁港、同海岸、同河 川
平成 19 年 3 月 29 日	国土交通省中国地方整備局が回答	景観重要道路(191号)同意
平成 19 年 4 月 16 日 ～5月 1 日	景観計画(案)縦覧、公聴会公述人募 集 意見提出者 1 人公述申出は無	市役所本庁、総合事務所、支 所、出張所 歴史的建物の保存要望意見
平成 19 年 4 月 17 日	維新の里地区のアンケート結果説明会	アンケート結果説明。数名が修 正要望意見述べる。

年月日	行事	内容
平成 19 年 4 月 23 日 ～5 月 10 日	維新の里地区において、届出対象削減、基準緩和した景観計画(案)で、再びアンケート調査	回答 70 人/109 人(64%) 賛同 54 人/70 人(77%)
平成 19 年 5 月 15 日	県道路建設課、同道路整備課が回答	景観重要道路同意
平成 19 年 5 月 18 日	県漁港漁場整備課が回答	景観重要漁港・同海岸同意
平成 19 年 5 月 24 日	県河川課が回答	景観重要河川同意
平成 19 年 6 月 7 日	山口県建築士会萩支部有志へ説明	意見書Ⅱへの回答
平成 19 年 6 月 16 日	江崎 1 日 4 回説明会	届出対象削減、基準緩和
平成 19 年 6 月 18 日 ～6 月 27 日	江崎地区において、届出対象削減、基準緩和した景観計画(案)で、再びアンケート調査	回答 192 人/279 人(68%) 有効回答 168 人 賛同 113 人/168 人(67%)
平成 19 年 6 月 29 日	萩市景観条例が議会で可決	平成 19 年 12 月 1 日施行
平成 19 年 7 月 3 日	維新の里アンケート結果の説明	一部基準緩和し同意
平成 19 年 7 月 6 日	建設部内会議	景観計画(案)基準一部修正
平成 19 年 7 月 12 日	山口県建築士会萩支部有志と協議	一部修正後景観計画(案)協議、調整

### (3) 萩市報及び萩 CATV による景観法及び景観計画(案)の周知

萩市報 7 月 15 日号、8 月 15 日号、9 月 15 日号、10 月 15 日号、11 月 15 日号に掲載  
萩 CATV のマイタウン萩で 8 月、9 月、10 月、11 月に放映

### (4) 都市計画審議会、都市景観審議会での審議、策定・告示

年月日	行事	内容
平成 19 年 8 月 29 日	萩市都市計画審議会開催	景観計画(案)に係る意見聴取
平成 19 年 9 月 27 日	萩市都市景観審議会開催	景観計画(案)を審議。原案を承認
平成 19 年 10 月 26 日	市長決裁により萩市景観計画策定	景観計画策定
平成 19 年 10 月 26 日	萩市景観計画告示	景観計画告示。運用開始は平成 19 年 12 月 1 日

#### 4. 景観計画の市民への周知

住民や事業者に次の表のとおり萩市景観計画の説明会を開催しました。

年月日	対象	会場
平成 19 年 10 月 23 日	むつみ地域	むつみ農村環境改善センター
平成 19 年 10 月 24 日	福栄地域	福栄コミュニティセンター
平成 19 年 10 月 26 日	三見地区	三見公民館
平成 19 年 10 月 29 日	県宅地建物取引業協会萩支部	市内ホテル
平成 19 年 10 月 29 日	大井地区	大井公民館
平成 19 年 10 月 30 日	椿東地区(椿東小校区)	松陰記念館
平成 19 年 10 月 31 日	椿東地区(越ヶ浜小校区)	越ヶ浜介護予防センター
平成 19 年 11 月 1 日	川内地区(萩東中校区)	サンライフ萩
平成 19 年 11 月 5 日	椿地区	市民体育館研修室
平成 19 年 11 月 6 日	山田地区	山田保育園
平成 19 年 11 月 7 日	川上地域	川上公民館
平成 19 年 11 月 8 日	佐々並地区	旭活性化センター
平成 19 年 11 月 9 日	明木地区	旭マルチメディアセンター
平成 19 年 11 月 12 日	事業者	市民館講義室
平成 19 年 11 月 13 日	田万川地域	田万川コミュニティセンター
平成 19 年 11 月 14 日	川内地区(萩西中校区)	サンライフ萩
平成 19 年 11 月 15 日	須佐地域	須佐総合事務所
平成 19 年 11 月 20 日	萩商工会議所会員	市民館講義室
平成 19 年 11 月 22 日	萩商工会議所会員	市民館講義室
平成 19 年 12 月 17 日	萩市建設業協会	萩建設会館

#### 5. 景観計画の第1回変更作業経緯

年月日	行事	内容
平成 23 年 10 月 21 日	小畑地区における説明会	変更同意
平成 23 年 11 月 16 日 ～12 月 15 日	景観計画変更(案)縦覧、公聴会 公述人募集 意見提出者・公述申出は無	市役所本庁、総合事務所、支所、出張所
平成 23 年 12 月 15 日	市土木課が回答	景観重要道路同意
平成 24 年 2 月 22 日	萩市都市計画審議会開催	景観計画変更(案)に係る意見聴取
平成 24 年 3 月 15 日	萩市景観審議会開催	景観計画変更(案)を審議。原案を承認
平成 24 年 3 月 30 日	市長決裁により萩市景観計画の変更	景観計画変更
平成 24 年 3 月 30 日	萩市景観計画の変更告示	景観計画変更告示。運用開始は平成 24 年 4 月 1 日

#### 6. 景観計画の第2回変更作業(景観重要道路)

年月日	行事	内容
平成 25 年 12 月 18 日	萩土木建築事務所と協議	景観重要道路の変更
平成 25 年 12 月 18 日	市土木課と協議	景観重要道路の変更
平成 25 年 12 月 20 日	市土木課が回答	景観重要道路同意
平成 26 年 1 月 30 日	萩土木建築事務所が回答	景観重要道路同意
平成 26 年 2 月 21 日	萩市都市計画審議会開催	景観計画変更(案)に係る意見聴取
平成 26 年 2 月 21 日	萩市景観審議会委員へ文書で意見聴取	意見なし。原案を承認
平成 26 年 3 月 10 日	部長決裁により萩市景観計画の変更	景観計画変更
平成 26 年 3 月 11 日	萩市景観計画の変更告示	景観計画変更告示。 運用開始は平成 26 年 4 月 1 日

※ 景観重要道路の管理者及び路線名等の変更であり、実際の区域を変更するものではないため、軽微なもののみなし、変更案の縦覧は省略し、景観審議会は開催せず文書での意見聴取とした。

### 7. 景観計画の第3回変更作業（準景観重要河川）

年月日	行事	内容
平成 26 年 11 月 19 日	萩市都市計画審議会開催	景観計画変更(案)に係る意見聴取
平成 27 年 1 月 5 日	市福栄総合事務所産業振興部門と協議	準景観重要河川の変更
平成 27 年 1 月 13 日	市福栄総合事務所産業振興部門が回答	準景観重要河川同意
平成 27 年 2 月 5 日	萩市景観審議会開催	景観計画変更(案)を審議。原案を承認
平成 27 年 6 月 30 日	部長決裁により萩市景観計画の変更	景観計画変更
平成 27 年 6 月 30 日	萩市景観計画の変更告示	景観計画変更告示。運用開始は平成 27 年 6 月 30 日

### 8. 景観計画の第4回変更作業（今魚店金谷線沿線地区）

年月日	行事	内容
平成 28 年 12 月 7 日	平安古地区における説明会	別途個別説明 (市外所有者資料送付)
平成 29 年 1 月 6 日 ～1月 20 日	景観計画変更(案)縦覧、公聴会 公述人募集	市役所本庁 意見提出者・公述申出は無
平成 29 年 3 月 22 日	萩市都市計画審議会開催	景観計画変更(案)に係る意見聴取
平成 29 年 3 月 24 日	萩市景観審議会開催	景観計画変更(案)を審議。原案を承認
平成 29 年 3 月 31 日	市長決裁により萩市景観計画の変更	景観計画変更
平成 29 年 3 月 31 日	萩市景観計画の変更告示	景観計画変更告示。運用開始は平成 29 年 4 月 1 日

## 9. 景観計画の第5回変更作業（基準の見直し）

年月日	行事	内容
平成 30 年 2 月 9 日	萩市景観審議会開催	景観計画変更(素案)に係る意見聴取
平成 30 年 2 月 23 日	平成 30 年 3 月定例議会全員協議会	基準見直しの方針を説明
平成 30 年 5 月 22 日 ～6 月 6 日	市内所在事業者アンケート調査	意見収集
平成 30 年 7 月 2 日	萩市景観審議会開催	修正した景観計画変更(素案)に係る意見聴取
平成 30 年 7 月 17 日 ～9 月 14 日	市内全域で住民説明会開催(16会場)及び事業者説明会開催※ 下記詳細	景観計画変更(素案)を説明し、アンケートにより意見収集
平成 30 年 8 月 24 日 ～9 月 5 日	重点景観計画区域江崎・須佐・明木 3 地区で住民アンケートを実施	一般景観計画区域への変更についての意見収集
平成 30 年 9 月 4 日	平成 30 年 9 月定例議会全員協議会	住民説明会の結果を報告
平成 30 年 10 月 16 日 ～10 月 30 日	景観計画変更(案)縦覧、公聴会 公述人募集	市役所本庁、各総合事務所・支所・出張所 意見提出者は無
平成 30 年 11 月 6 日	景観計画変更(案)公聴会	公述申出者 1 名
平成 30 年 11 月 12 日	萩市都市計画審議会開催	景観計画変更(案)に係る意見聴取
平成 30 年 11 月 16 日	萩市景観審議会開催	景観計画変更(案)を審議。原案を承認
平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年 12 月定例議会全員協議会	最終報告
平成 31 年 1 月 25 日	市長決裁により萩市景観計画の変更	景観計画変更
平成 31 年 1 月 31 日	萩市景観計画の変更告示	景観計画変更告示。運用開始は平成 31 年 1 月 31 日

## ※住民説明会（16会場）及び事業者説明会

年月日	対象	会場
平成 30 年 7 月 17 日	川上地域	川上公民館
平成 30 年 7 月 19 日	むつみ地域	むつみ農村環境改善センター
平成 30 年 7 月 23 日	福栄地域	福栄保健センター
平成 30 年 7 月 24 日	田万川地域	田万川コミュニティセンター
平成 30 年 7 月 26 日	旭地域	旭マルチメディアセンター
平成 30 年 7 月 27 日	見島地区	見島ふれあい交流センター
平成 30 年 7 月 30 日	須佐地域	須佐総合事務所
平成 30 年 7 月 31 日	大島地区	大島公民館
平成 30 年 8 月 9 日	三見地区	三見公民館
平成 30 年 8 月 10 日	大井地区	大井公民館
平成 30 年 8 月 16 日	椿地区	市民体育館研修室
平成 30 年 8 月 20 日	椿東地区(椿東小学校区)	地域ふれあいセンター
平成 30 年 8 月 21 日	椿東地区(越ヶ浜小学校区)	いきいき交流センター
平成 30 年 8 月 23 日	山田地区	ふれあいセンター
平成 30 年 8 月 28 日	川内地区	サンライフ萩
平成 30 年 8 月 30 日	相島地区	相島文化センター
平成 30 年 8 月 29 日	萩市建設業協会	萩建設会館
平成 30 年 8 月 31 日	萩商工会議所会員、事業者	市民館研修室
平成 30 年 9 月 14 日	市内屋外広告業者	総合福祉センター研修室
平成 30 年 9 月 14 日	山口県建築士会萩支部 萩市建築会 萩宅建協会	市民館研修室

# 萩市景観計画

策定 平成 19 年 10 月 26 日  
改訂 平成 24 年 3 月 30 日  
改訂 平成 31 年 1 月 31 日

---

## 発行

萩市 都市計画課

〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 番地

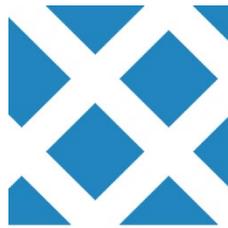
TEL (0838) 25-3647

FAX (0838) 25-4011

E-mail [tosikei@city.hagi.lg.jp](mailto:tosikei@city.hagi.lg.jp)

萩市公式ホームページ

<http://www.city.hagi.lg.jp/>



**HAGI**